

(2) EU 農産物市場共通組織規則⁸⁹

EU の CAP による農業保護は直接支払を中心としているが、一方で域内市場介入（介入買入れ、民間貯蔵助成⁹⁰）及び例外措置の活用を通じた農産物市場の安定化と市場危機の拡大防止、及び市場の透明性を目的とする「農産物市場共通組織（Common Market Organization: CMO）規則：（EU）No.1308/2013」も重要な役割を果たす。

CMO 規則では、特定部門（特に果物・野菜、ワイン）への助成を通じて、生産段階での生産性と品質の向上、需要の喚起、EU の農業部門が市場変化に適切に適応し、競争力を高められるようにするものとする。また、生産者組織や専門職業間組織を通じて、フードサプライチェーンの内部における協力の促進を目指すとしている。そして、生産工程と食品そのものの品質を確保するため、最低限の品質要件（マーケティング・スタンダード）、ルール、条件を定めている。付加価値の高い農産物・食品の特徴や生産工程は、いくつかについて指定された呼称で呼ぶルールが規定されている。

CMO 規則は CAP 改革と共に変遷してきたが、2023 年 1 月発効の次期 CAP に関わる幾つかの規則が制定され、そのうちの（EU）No.2021/2117 によって（EU）No.1308/2013 が改訂された。後述の付属資料の通り、同規則はフランスの EGalim 法やデクレの中でも度々参照されている。EU 1308/2013 の第 168 条では加盟国による書面契約の義務付けが可能となっており、同条 4 項では、締結されるべき契約の内容について次のように示している。

- (a) 契約又は契約の申込みは製品の引き渡し前に行われなくてはならない。
- (b) 契約は書面で行われなくてはならない。
- (c) 契約書には特に以下の内容が含まれなくてはならない。
 - (i) 製品の引き渡しの対価として支払うべき金額。次のようなもの：
 - －固定的で、契約に明記されたもの
 - －市場環境の変化を反映した指標、引き渡す数量、引き渡された農産物の品質又は組成など、契約書で定める様々な要素を組み合わせて算出されたもの
 - (ii) 引き渡される見込み又は引き渡すべき当該製品の数量及び品質、当該引き渡しの期日
 - (iii) 契約期間（期間の定めがあるもの又は解約条項のある無期限のもの）
 - (iv) 支払期日や手続きに関する詳細
 - (v) 農産物の集荷又は引き渡しに関する取り決め
 - (vi) 不可抗力が生じた場合に適用される規定

また、（EU）No.2021/2117 の第 1 条(50)による改訂により、(C)の(i)に、「生産及び市場コストなど」の指標を含めても良いことが加えられた。

⁸⁹ EUR-Lex, “Summaries of EU Legislation: The common organisation of agricultural markets in the EU,” <https://eur-lex.europa.eu/EN/legal-content/summary/the-common-organisation-of-agricultural-markets-in-the-eu.html>.

⁹⁰ 介入買入れは、価格が一定の水準を下回った場合に発動される買支えを意味する。民間貯蔵助成は、民間業者が農産物を市場に放出せず貯蔵することに対する補助金で、介入買入れと同様、価格が一定の水準を下回った場合に発動される（平澤明彦「第 I 部 CAP における価格支持制度及びカップル支払いの変更点」『農林水産省 平成 26 年度海外農業・貿易事情調査分析事業（欧州）報告書』株式会社 農林中金総合研究所（2015 年 3 月）、2-3 頁）

6. ドイツの農業団体とサプライチェーン法

6.1. 農業・食品分野のサプライチェーンに係る利害関係者の関係

ドイツでは、主に4つの食品小売りチェーンが市場の85%を占め、相互に競争し、その価格圧力をサプライヤーに転嫁するという状況があるとされる。そのため、小売業者の独占的な状態と価格交渉力の強さは、ドイツの農業生産者、食品加工業者、輸入業者から長い間批判されてきた。また、この問題は、農業生産者が「ダンピング」に反対する集会を開いたり、2021年初頭にはドイツ首相自らが関係者サミットを開催するなど、政治的な問題となっていた⁹¹。

小売業者の価格交渉力が強いドイツにおいて、ドイツの食品メーカーを対象とした小売業者との関係とその慣行について調査した結果、商品掲載料（Listing fees）、マーケティング・キャンペーンを支援するための割引、広告資金としての支払いなどが問題となる慣行として最も多く挙げられた。ただし、これらを否定的に捉えているのは5社に1社であり、多くの食品業者は、販売先の小売業者について一定程度肯定的に捉えていることがわかった。その一方で、価格やその他の重要な条件の交渉において、サプライヤーが交渉力を欠いていると認識されていることが問題視されていた⁹²。

このような環境の中で、2019年4月17日に欧州連合による不公正な取引慣行に関するEU指令（EU 2019/633）が採択され、各国に国内法化の対応を求められるようになった。ドイツでは、農産物・食品の供給者と買い手の間の交渉力の不均衡を是正することを目的とした新法である、「農業団体とサプライチェーン法（Agrarorganisationen-und-Lieferketten-Gesetz: AgrarOLkG）」が2021年5月6日に可決され、同年6月9日に施行された⁹³。

6.2. 監督官庁⁹⁴

AgrarOLkGの監督官庁は、連邦農業食糧庁（Bundesanstalt für Landwirtschaft und Ernährung: BLE）である。BLEは、不公正取引に係る違反行為について市場関係者からの指摘や苦情、他のEU加盟国の当局からの要請等によりこれを発見すると、違反行為をやめさせるために必要な命令を出すとともに、必要に応じて制裁を課す。BLEは、違反行為に対して連邦カルテル庁（Bundeskartellamt）と合意の元、最大で75万ユーロの罰金を科す。（決定内容及び制裁を受けた企業名は、違反が軽微な場合を除き、BLEのホームページで公開される。）

BLEは、執行機関として単に監視するのみならず、農業と食品のサプライチェーンに関わる全ての企業の窓口となることで、AgrarOLkGの規制の目的が達成されるようにすることを目的としている。BLEは、EU指令（EU 2019/633）に対する様々な利害関係者の認識と理解を促進し、農業と食品のサプライチェーンを構成する企業間の公平な関係構築の推進を目的として掲げている。このため、法令施行にあたり、BLEと様々なサ

⁹¹ NZ Foreign Affairs and Trade, “Germany bans “unfair trading practices”, going further than EU law - May 2021”, <https://www.mfat.govt.nz/en/trade/mfat-market-reports/market-reports-europe/germany-bans-unfair-trading-practices-going-further-than-eu-law-may-2021/>

⁹² NZ Foreign Affairs and Trade, “Germany bans “unfair trading practices”, going further than EU law - May 2021”, <https://www.mfat.govt.nz/en/trade/mfat-market-reports/market-reports-europe/germany-bans-unfair-trading-practices-going-further-than-eu-law-may-2021/>

⁹³ NZ Foreign Affairs and Trade, “Germany bans “unfair trading practices”, going further than EU law - May 2021”, <https://www.mfat.govt.nz/en/trade/mfat-market-reports/market-reports-europe/germany-bans-unfair-trading-practices-going-further-than-eu-law-may-2021/>

⁹⁴ BLE, (2021)“Prohibition of unfair trading practices in the food supply chain”

サプライチェーンに関連する様々な企業や団体との対話が行われた。

6.3. 農業団体とサプライチェーン法（Agrarorganisationen-und Lieferketten-Gesetz : AgrarOLkG）の概要と EU 法との関連

(1) 禁止されている慣行（ブラック取引）の範囲拡大

AgrarOLkG は、EU 指令（EU 2019/633）が定める最低要件を上回る規制が一部で導入されている。

EU 域内で「ブラック取引」として禁止される慣行（支払い遅延、予告なしのキャンセル、片務的な契約、過度なリスクの転嫁等）は、AgrarOLkG でも禁止行為として挙げられている。

さらにドイツは、EU の「グレー取引」（国内法で禁止されていない限り、買い手と供給者が合意すれば合法となる）に含まれる慣行についても一部禁止している⁹⁵。

慣行	EU 指令	AgrarOLkG
（特に腐敗しやすい）農産物や食品に対する支払いの遅延	禁止	禁止
バイヤーによる短期間の予告なしのキャンセル	禁止	禁止
バイヤー側にのみ一方的に有利な契約変更	禁止	禁止
損失や劣化のリスクを供給者に転嫁すること	禁止	禁止
売れ残りの農産物・食品を無償で返品すること	国内法次第	禁止
商品の保管費用、商品掲載料をサプライヤーに負担させること	国内法次第	禁止

（出所）NZ Foreign Affairs and Trade ウェブサイトに基づき MURC 作成。

(2) 保護されるサプライヤーの拡大

EU 指令（EU 2019/633）では売上高 3 億 5 千万ユーロまでの規模のサプライヤーしか保護されないのに対し、ドイツではこの保護を、主に大規模な協同組合（co-operatives）を保護対象に含めるために、関連部門で売上高 40 億ユーロまでの乳製品、肉、果物、野菜の農産物のサプライヤーに保護対象を拡大している⁹⁶。ただし、2025 年 5 月 1 日までの時限措置とされている⁹⁷。

6.4. EU 指令と国内法に対する市民及び市民団体からの意見

2020 年 2 月にドイツの公共放送局 ARD が行なった世論調査⁹⁸によれば、農業生産者の生産費以下で食品を購入することに対して、回答者の 74%が「禁止すべき」と回答

⁹⁵ NZ Foreign Affairs and Trade, “Germany bans “unfair trading practices”, going further than EU law - May 2021”, <https://www.mfat.govt.nz/en/trade/mfat-market-reports/market-reports-europe/germany-bans-unfair-trading-practices-going-further-than-eu-law-may-2021/>

⁹⁶ NZ Foreign Affairs and Trade, “Germany bans “unfair trading practices”, going further than EU law - May 2021”, <https://www.mfat.govt.nz/en/trade/mfat-market-reports/market-reports-europe/germany-bans-unfair-trading-practices-going-further-than-eu-law-may-2021/>

⁹⁷ Federal Office for Agriculture and Food, “The prohibition of unfair trading practices” https://www.ble.de/EN/Topics/Market-Organisation/UTP/UTP_node.html

⁹⁸ Deutschlandtrend: Jeder Zweite findet Lebensmittel zu billig. <https://www.tagesschau.de/inland/deutschlandtrend/deutschlandtrend-2085.html>

し、「禁止すべきでない」と回答した割合は24%であった。また、食料品の価格に対する感想を聞いたところ、「どちらかと言えば安い」(54%)、「適当」(36%)、「どちらかと言えば高い」(7%)との回答が得られた。

2022年11月には、Oxfam（貧困と不正の根絶のために活動する国際NGO）、BUND（ドイツ環境自然保護連盟）、有機農業推進団体、農業団体、フェアトレード推進団体など50以上の団体が共同で「Für mehr Fairness im Lebensmittelhandel」（食料品取引に一層の公正さを）と題するポジションペーパーを発表した⁹⁹。

図表 10 "Für mehr Fairness im Lebensmittelhandel"の表紙



このポジションペーパーでは、EU 指令に沿って国内法を制定する時、国内法に以下の事項を盛り込むことを求めている。

- ・ 不公正な取引慣行に対して包括的な禁止条項を盛り込むこと
- ・ EU 指令では禁止されていない不公正な取引慣行を禁止リストに盛り込むこと
- ・ 不公正な取引慣行に対する保護をすべてのサプライヤーに適用すること

⁹⁹ Für mehr Fairness im Lebensmittelhandel
https://www.oxfam.de/system/files/documents/positionspapier_lebensmittelhandel_nov_2020.pdf

- ・ EU 外のサプライヤー及び NPO の権利を保護し、彼らの異議申し立てを可能にすること
- ・ 罰金額に対する客観的な基準を策定し、損害賠償請求を容易にすること
- ・ 執行当局に広範な調査・管轄権限を与えること
- ・ 効果的な活動のため、執行機関は独立した組織で、専門知識を有し、相応のリソースを具備するものとする。
- ・ 一貫性を確保し、連邦農業・食糧庁との協力基盤を整備すること。

さらに価格の監視機関を設置するとともに、不公正な取引、不当な安値、報酬・給与に関する違反を監視する組織の設置を求めている。

6.5. 農業団体等とサプライチェーン法の実施状況と評価

(1) 国内法制定段階での評価

国内法を制定する過程で、2021 年 1 月 21 日付の AgrarOLkG 草案をめぐって批判がなされた。ドイツ農業者同盟（Deutscher Bauernverband : DBV）からは、より厳格な規制の必要性が強調され、サプライヤー1 社あたり 3 億 5000 万ユーロという基準では不十分との批判がなされた。また、DBV は、現在グレー取引とされているすべての慣行は、リスクとコストを弱いサプライヤーに移転させるものであるとして、ブラック取引として禁止すべき、とも主張した¹⁰⁰。

法律制定時には、上記以外の様々な関連団体からも法案に対する意見が提出された¹⁰¹。

ドイツ・ジャガイモ取引組合（Deutscher Kartoffelhandelsverband e.V. ジャガイモの取引、育種、加工に関わる業者からなる団体）は、ジャガイモは通常、冷蔵・遮光等による貯蔵が行なわれることから、支払期間を少なくとも 60 日間に延長すべきである等の見解を提出した。

ドイツ小売業連盟（Handelsverband Deutschland: HDE）は、腐敗しやすい農産物に対して 30 日の支払期限を設定すると、冷蔵保存等によって 30 日以上保存可能な商品まで対象となり、EU 指令の目的よりも広範囲の商品が対象になってしまうとの懸念が示された。また、HDE は法律の安定的な運用の観点から、買い手、サプライヤーの定義を明確化すべきとの意見も表明した。

(2) 法施行後の評価

その後、AgrarOLkG は 2021 年 5 月に成立したが、当該法令に対する業界関係者の反応はさまざまである。農業関係の団体は、「ブラック取引」の範囲が拡大し、大規模なサプライヤーも保護の対象となったことを高評価している。農業生産者は通常、小売業

¹⁰⁰ CMS Law-Now, “Germany to implement UTP-Directive on unfair trading practices in food supply chains” https://www.cms-lawnow.com/ealerts/2021/03/germany-to-implement-utp-directive-on-unfair-trading-practices-in-food-supply-chains?cc_lang=en

¹⁰¹ Agrarmarktstrukturgesetz https://www.bmel.de/SharedDocs/Downloads/DE/Glaeserne-Gesetze/Stellungnahmen/2-gesetz-aend-agrarmarktstrukturgesetz.pdf?__blob=publicationFile&v=2

者と直接取引することはないが、当該法令を評価する者は、「当該法令が最終的にバリューチェーン全体に利益が波及していくとして期待している。食品業界については、この取組は喫緊の課題であったとして評価しつつ、大規模な食品加工業者を対象とすべきと見ている。これに対し、小売業者は、ドイツの立法者が EU 法を超えて契約関係に介入し、消費者価格の上昇を助長すると批判している¹⁰²。

ドイツ農業信用組合（Deutscher Raiffeisenverband e.V.）は、農業を対象とした信用銀行として AgrarOLkg の施行以来、その状況を監視している。BLE から法施行状況について見解を求められた同協会は、2022 年 9 月時点の状況について書面で回答している¹⁰³。回答によれば、旧契約からの移行期間（2022 年 6 月 8 日までの 1 年間）が設けられたため、法施行による影響は現時点では十分に顕在化していないものの、食品の腐敗（傷み易さ）に関してしばしば問合せが寄せられており、明確な基準が望まれるとしている。また、ブラック取引のリストの見直しや、保護されるサプライヤーの範囲に関して、組合と会員との法的関係について検討すべきとしている。

さらに、AgrarOLkG では、2025 年 5 月 1 日までの時限措置として、保護対象となるサプライヤーを関連部門で売上高 40 億ユーロまでの乳製品、肉、果物、野菜の農産物のサプライヤーに拡大しているが、この規定の有効性を確認し、その延長や保護対象となるサプライヤーの範囲について検討することも課題になるであろうと指摘している。

6.6. BLE による広報活動と法施行状況の監視

(1) 旧契約からの移行期間の終了（2022 年 6 月 8 日）¹⁰⁴

BLE は、2021 年 6 月 9 日の AgrarOLkG 施行から 1 年経過した 2022 年 6 月 8 日に旧契約からの移行期間が終了することを発表した。2021 年 6 月 9 日以降に締結された農産物・食料品サプライチェーンに関する契約はすべて AgrarOLkG に従う必要があるが、従来の契約から新たな契約に切り替えるための移行期間も 2022 年 6 月 8 日をもって終了することとなった。

(2) AgrarOLkG についての周知と違反事例についての情報収集

BLE は、AgrarOLkG の内容を周知するためにウェブサイトを開設して新法の概要や法律によって禁止される事項を分かりやすく示す動画を作成するなど、AgrarOLkG の広報を積極的に実施している¹⁰⁵。また、BLE 長官であるハンス-クリストフ・アイデン博士は、企業や関係団体とも積極的に意見交換を行ない、法律の周知を進めている¹⁰⁶。

¹⁰² NZ Foreign Affairs and Trade, “Germany bans “unfair trading practices”, going further than EU law - May 2021”, <https://www.mfat.govt.nz/en/trade/mfat-market-reports/market-reports-europe/germany-bans-unfair-trading-practices-going-further-than-eu-law-may-2021/>

¹⁰³ Evaluierung des Agrarorganisationen- und Lieferketten-Gesetzes
https://www.raiffeisen.de/sites/default/files/2022-09/22-09-21-Antwortschreiben_BMEL_Evaluierung_1.pdf

¹⁰⁴ Unfaire Handelspraktiken: Tätigkeitsbericht 2021 veröffentlicht – Übergangsfrist für Altverträge läuft ab https://www.ble.de/SharedDocs/Downloads/DE/Pressemitteilungen/2022/220315_Unfaire-Handelspraktiken.pdf?__blob=publicationFile&v=2

¹⁰⁵ Unlautere Handelspraktiken
https://www.ble.de/DE/Themen/Marktorganisation/UTP/UTP_node.html

¹⁰⁶ Tätigkeitsbericht der Durchsetzungsbehörde

さらに BLE は、他の EU 加盟国の執行当局や EU 外の関連機関とも情報交換を行ない、EU レベルでの統一的な不公正取引対策を推進している。

さらに、法律の施行状況を監視するために不公正な取引慣行について匿名で報告するためのサイトを開設した¹⁰⁷。このサイトでは、不公正な取引慣行に該当すると考えられる取引について個人情報秘匿した形で報告を行うことができる。同時に不公正な取引慣行であると指摘された事業者等が BLE に異議申し立てを行うためのサイトも開設された¹⁰⁸。

こうした取り組みの結果、実際に不公正な取引慣行とみなされた事例や不公正と判断されなかった事例については、事例報告（Fallbericht）として公開されている¹⁰⁹。これまでの具体的な事例としては以下のようなケースがある。

事例 1：アーラフーズ（Arla Foods amba）による牛乳への前払金減額¹¹⁰

デンマークを本拠とする乳製品メーカーのアーラフーズは 2021 年 9 月から牛乳のサプライヤーに対して支払う前払金を kg あたり 1 セント削減した。これは、燃料、エネルギー、包装にかかるコストの上昇をサプライヤーに転嫁するためであった。

BLE はこの事例が「買い手による一方的な契約の変更」や「サプライヤーの販売とは無関係な事項についての支払を求めること」に該当するか検討した。検討に当たって BLE は、アーラフーズがサプライヤーと取引を行なっている他の EU 加盟国（ベルギー、デンマーク、オランダ、ルクセンブルグ、スウェーデン）にも照会を行なった。不公正取引への該非の判断には、以下のアーラフーズのビジネスモデルと契約形態が考慮された。

- ✓ アーラフーズの監査役会（Aufsichtsrat）¹¹¹は牛乳の前払金を変更する権限を有しており、牛乳の前払金は監査役会の決定に従ってマネジメント層によって毎月決定されること。
- ✓ 牛乳の前払金は毎年の目標利益にしたがって決定されるが、目標利益は代表者会議を通じて協力サプライヤーによって決定され、監査役会、最終的には代表者会議は、いつでもその金額を変更できること。
- ✓ 牛乳のサプライヤーは生産した牛乳の全量をアーラフーズに供給する義務があり、アーラフーズもすべての牛乳を受け入れる義務があること。

https://www.ble.de/SharedDocs/Downloads/DE/Marktorganisation/Unlautere-Handelspraktiken/Taetigkeitsbericht-Durchsetzungsbehoerde.pdf?__blob=publicationFile&v=4

¹⁰⁷ Anonyme Hinweise an die BLE richten

https://www.ble.de/DE/Themen/Marktorganisation/UTP/UTP_anonyme-Hinweise.html?nn=18445750

¹⁰⁸ Eine Beschwerde bei der BLE einreichen

https://www.ble.de/DE/Themen/Marktorganisation/UTP/UTP_Beschwerde.html?nn=18445750

¹⁰⁹ Veröffentlichungen der BLE

https://www.ble.de/DE/Themen/Marktorganisation/UTP/UTP_Veroeffentlichungen.html?nn=18445750

¹¹⁰ Case Report https://www.ble.de/SharedDocs/Downloads/EN/Market-Organisation/Case-report-Arla.pdf?__blob=publicationFile&v=3

¹¹¹ ドイツ企業のコーポレート・ガバナンスにおいては、経営の監督を行う監査役会（Aufsichtsrat）と事業を執行する執行役会（Vorstand）からなる二階構造のシステムが採用されている。監査役会と執行役会の兼任を禁止することにより監督と執行が分離され、監査役会は株主が選出したメンバーから構成される。一定規模以上の企業では監査役会に従業員代表を半数入れることが求められている。

これらの事実を総合的に判断し、BLE は今回の前払金減額は不公正取引には該当しないと判断した。

事例 2：アルディ（Aldi）の森林伐採ゼロ大豆認証制度の廃止¹¹²

ドイツに拠点を置く大手流通チェーン アルディ（ドイツ国内ではアルディ・ズーフト Aldi Süd とアルディ・ノルト Aldi Nord とに分かれる）は、森林伐採ゼロのサプライチェーンの構築を進めている。その一環として、プライベートブランドの鶏肉、牛肉、豚肉製品及び鶏卵について持続可能な大豆飼料への切り替えを進め、将来的には持続可能な大豆飼料のみを使用することとしている。完全切り替えまでの間、アルディへのサプライヤーは、使用している飼料がすべて森林伐採ゼロ大豆であることを証明できない場合、自らいわゆる「クレジット」を購入した上でアルディに製品を供給する必要がある。

BLE はこの件について調査を行ない、サプライヤーにとってはクレジット購入の代償がなく、AgrarOLkG の不公正な取引に該当すると判断した。その根拠として、店頭で販売されるアルディのプライベートブランド製品には、森林伐採ゼロ大豆飼料を使用した製品か否かの表示がされておらず、消費者も製品が森林伐採ゼロの大豆飼料を使用しているかどうか判断できない。したがって、サプライヤーは製品の販売と具体的な関連性がないコストを負担しなければならない、大豆飼料の要件を満たすことで、より高い販売価格による利益を得ることができない。また、アルディのプライベートブランド製品のサプライヤーが、大豆飼料を使用する農業生産者に大豆飼料要件の遵守を「転嫁」することについても BLE は懸念を示した。この判断を受けてアルディは 2022 年 12 月 23 日から森林伐採ゼロ大豆の認証を廃止した。

6.7. 連邦食糧農業省（BMEL）による AgrarOLkG の評価

法律が施行されてから 1 年半を経過し、連邦食料農業省（Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft: BMEL）は AgrarOLkG の評価を行うためにオンラインアンケートを実施することを決定した¹¹³。オンラインアンケートの実施期間は、2023 年 1 月 16 日～2 月 3 日とされていたが、最終的には 2 月 17 日まで延長して実施された。アンケート回答者は生産者・サプライヤー又は購入者のどちらかの立場を選択して、匿名で回答した。調査結果は 2023 年夏に公表される予定で、アンケート結果と合わせて AgrarOLkG の評価結果が公表される。

¹¹² UTP: Unternehmen geben Sojafuttermittelanforderungen auf – Einstellung der Verfahren gegen ALDI https://www.ble.de/SharedDocs/Pressemitteilungen/DE/2023/230104_UTP-Fallbericht_ALDI.html

¹¹³ Unlautere Handelspraktiken in der Land- und Ernährungswirtschaft im Fokus <https://www.bmel.de/DE/themen/landwirtschaft/agrarmaerkte/evaluierung-agrarolk.html>

付属資料

EGalim 法（農業・食品産業における取引関係の均衡と健康的で持続的である人にアクセス可能な食料のための法（Loi n°2018-938 du 30 octobre 2018 pour l'équilibre des relations commerciales dans le secteur agricole et alimentaire et une alimentation saine, durable et accessible a tous））

※ 本事業の調査に関連する第 1 条～第 23 条、第 96 条～第 98 条のみを翻訳

第 1 条

I. - 農事海洋漁業法典第 VI 卷、第 III 編、第 I 章のセクション 2 を以下のように改正する：
1. 第 L. 631-24 条を以下のように作成する：

「第 L. 631-24 条 - I. - フランス領土上で納品される農産物のあらゆる販売契約は、書面の形式で締結される際、民法典第 1365 条及び第 1366 条を遵守しつつ、本条の規定に準拠する。ただし、本条及び本法典第 L. 631-24-1 条、第 L. 631-24-2 条及び第 L. 631-24-3 条は、消費者への直接販売、恵まれない人々に向けた食事の準備のための慈善団体の便益のためになされる譲渡、商法典第 L. 761-1 条にて定められた公益卸売市場内又はその他の物理的な農産物卸売市場での生産者に割り当てられた場所での確定価格での販売に対しては適用されない。

「II. - 農産物市場の共通組織を設立し、理事会規則(EEC) No.922/72、(EEC) No.234/79、(EC) No.1037/2001 及び(EC) No.1234/2007 を廃止する 2013 年 12 月 17 日付け欧州議会・理事会規則 No. 1308/2013 の付属書 I に列挙された農産物の、再販売又は再販売用の加工のための 1 次購入者への売却に関する書面の販売契約の締結の前に、農業生産者による提案が行われるが、ただし書面での契約締結が義務ではない場合に、同規則の第 148 条 1 bis 及び第 168 条に基づいて、農業生産者が購入者に対して書面の契約の提供を要求する場合はその限りではない。

「生産者が、自らがメンバーである認められた生産者組織、又は自らがメンバーである生産者組織が属する認められた生産者組織協会に対して、自らの製品の商品化交渉のための権限を、それらの所有権の移転なしに委任した際、当該製品の販売のため、同者による購入者との書面の契約締結は、本法典第 L. 631-24-2 を適用し、契約締結が義務化されたセクターに関して、その締結の後に行われ、またいかなる場合においても、生産者組織又は生産者組織協会による購入者との書面の枠組み協定に規定の遵守を条件とする。生産者組織又は生産者組織協会は購入者に対して、本条の規定に基づいた書面の枠組み協定を提案する。書面の契約又は枠組み協定の案は、商法典第 L. 441-6 条の意味における、交渉の唯一の土台となる。1 次購入者による書面の契約又は枠組み協定の案へのあらゆる拒否、及びこの案の 1 つ以上の要素に関するあらゆる留保については理由に基づくものでなければならず、また該当生産に関して妥当な期限内に、案の作者へと伝達されなければならない。

「III. - II に記載された書面の契約又は枠組み協定の案、及び締結された書面の契約又は枠組み契約には、少なくとも以下に関する条項が含まれる：

「1. 価格、又は価格の決定及び改定の基準及び方式

「2. 納品されうる、又は納品されなければならない対象製品の数量、原産地及び品質

「3. 製品の集荷又は納品の方式

「4. 支払いの手順及び期限に関する方式

「5. 契約又は枠組み協定の期間

「6. 不可抗力の際に適用される規則

「7. 事前通知の期限、及び契約の解除に関する様々な場合に適用される可能性のある違約金。解除の理由が生産方法の変更である場合、適用される可能性のある事前通知の期限及び

違約金は低減される。

「本 III の 1. に記載された価格決定の基準及び方式には、農業生産の関連費用、及びそれらの費用の変動に関連する 1 つ以上の指標、購入者が活動する 1 つ以上の市場にて見られる農産物及び食品製品の価格、ならびにそれらの価格の変動に関連する 1 つ以上の指標、ならびに、製品の数量、組成、品質、原産地及びトレーサビリティ、又は仕様の遵守に関連する 1 つ以上の指標が考慮に入れられる。専門職業間団体は、自らの任務の一部として、また前述の 2013 年 12 月 17 日付け欧州議会・理事会規則(EU) No.1308/2013 に基づき、基準指標として機能する指標の作成及び発信を行う。同団体は場合に応じて、第 L. 682-1 条に記載された観測所、又は第 L. 621-1 条に記載された施設に依拠する。

「本 III の第 1 段落に記載された、契約、枠組み協定、ならびに契約及び枠組み協定の案にはまた、場合に応じて、商法典第 L. 441-8 条に記載された条項、ならびに前述の 2013 年 12 月 17 日付け欧州議会・理事会規則(EU) No.1308/2013 第 172 条 bis にて規定された条項も含まれる。

「IV. – III の第 1 段落に記載された、書面の枠組み協定案及び締結された枠組み協定では、さらに以下が明記される：

「1. 団体の生産者メンバー、又は団体により代表される生産者によって納品されるべき農産物の全数量、原産地及び品質

「2. 団体の生産者メンバー間、又は団体により代表される生産者間の納品されるべき数量の按分、及び契約の譲渡の方式

「3. 団体の生産者メンバー又は団体により代表される生産者により納品されるべき数量と、実際に納品された数量との間の乖離を管理する方式

「4. 購入者と生産者組織又は生産者組織協会との間の関係性、特に購入者と生産者組織又は生産者組織協会との間の数量及び価格の交渉方式、又は価格の決定方式を体系化する規則

「5. 購入者により、生産者組織又は生産者組織協会にて設けられる透明性に関する方式であって、第 L. 631-24-1 条の適用により購入者と締結される契約に記載される指標を考慮に入れる方式を明示するもの

「購入者は毎月、共に枠組み協定を締結した生産者組織又は生産者組織協会に対して、購入者に請求書作成を委任した生産者メンバーの個々の請求書上に記載される要素を伝達し、また購入価格の決定の基準及び方式の一式を生産者に伝達する。これらの情報の伝達方式は、書面の文書にて明示される。

「V. – 対象となる数量に関して、生産者による請求書の作成は、それらの製品を商品化する生産者組織又は生産者組織協会に委任される。総会に集まったこの団体又はこの協会のメンバーにより決定される場合、又は生産者組織又は生産者組織協会が存在しない場合、この請求書作成については第三者又は購入者に委任することができる。いかなる場合においても請求書の作成には、個別の書面によるもので、契約と関連する可能性のない委任が必要となる。

「請求書作成の委任は黙示的延長によって毎年更新される。

「生産者は、1 ヶ月前の事前通知を条件として、いつでもこの委任を取り消すことができる。

「VI. – 書面の契約又は書面の枠組み協定は場合に応じて、第 L. 632-3 条の適用により拡張された専門職業間協定によって定められる最小期間以上である期間について規定され、また同等の期間、黙示的延長によって更新可能であるが、ただし別段の規定がある場合はその限りではない。同契約又は協定では、更新されない場合に適用される事前通知期間が定められる。この事前通知が購入者から発せられるものである場合、この期間は 3 ヶ月以上であること。

「VII. – 農業生産者、生産者組織又は生産者組織協会が、II の適用により購入者に提出する契約案又は枠組み協定案は、書面の契約又は書面の枠組み協定に添付される。」

2. 第 L. 631-24-1 条及び第 L. 631-24-2 条は、それぞれ第 L. 631-24-4 条及び第 L. 631-24-5 条

となる。

3. 第 L. 631-24-1 条及び第 L. 631-24-2 条を以下のように再制定する：

「第 L. 631-24-1 条 – 購入者が、農産物又は 1 つ以上の農産物を含む食品製品の再販売を行う際、販売契約には、これらの製品の取得のために締結された購入契約に記載される、第 L. 631-24 条 III の最後から 2 番目の段落に記載された指標が考慮に入れられる。

「これらの製品の取得のために締結された契約に決定済み価格が含まれる場合、本条第 1 段落に記載された販売契約では、対象農産物の価格に関する 1 つ以上の指標が考慮される。

「購入者はその供給業者に、両者間で合意され、また書面の契約又は書面の枠組み協定に記載された頻度に従い、購入者が活動する市場で見られる農産物及び食品製品の価格に関する指標の変動について伝達する。

「第 L. 631-24-2 条 – I. – 第 L. 631-24 条に記載された書面の販売契約及び枠組み協定の締結は、第 L. 632-3 条の適用による専門職業間協定の拡張によって義務化される可能性があり、又は拡張された協定がない場合、品質及び原産地の識別記号の下で製品の優先順位付けを行いつつ対象製品又は製品カテゴリーを明示する、国務院の政令により義務化される可能性がある。

「ただし本 I の第 1 段落は、同第 1 段落に記載された専門職業間協定又は国務院の政令により定義されるしきい値を販売高が下回る企業には適用されない。

「協定が採用され、そのような国務院の政令の発表の後に拡張がなされた場合、政令の適用は協定の期間中、保留される。

「II. – 契約にも枠組み協定にも決定済み価格が含まれない場合、購入者は生産者及び生産者組織又は生産者組織協会に対して、契約の対象製品の納品初日より前に、判読可能かつ理解可能な形で、支払われる価格を伝達する。

「III. – I に記載された専門職業間協定又は国務院の政令により、販売契約の最小期間が定められ、これは 5 年を超えることはできないが、ただし生産者による書面の明示的な権利放棄がある場合はその限りではない。それらは、生産者が 5 年未満の間生産に携わる製品に関する契約の最小期間が、2 年を上限として延長される旨を規定することができる。

「生産者が 5 年未満の間生産に携わる製品に関する契約は、最小期間の終了前に購入者から解除することはできないが、ただし生産者の不履行又は不可抗力の場合はその限りではない。契約では、更新がされない場合に適用される事前通知期間が定められる。

「生産者による、5 年未満の生産に携わる他の生産者への契約の譲渡に対して購入者が同意する際、譲渡される契約の残りの期間は、それが本 III の第 1 段落を適用して定められる最小期間を下回る場合、この期間に達するよう延長される。

「5 年の期間中に新たな生産を開業又は開始した事業者、及び本段落に定める条件を満たす新たなパートナーを統合し、その資本の 10% 以上を保持する農業企業が、5 年未満の間生産に携わる生産者とみなされる。

「国務院の政令では、本条の適用のため、同じ生産に属するものと見なされる製品について明示される。I に記載された国務院の政令又は専門職業間協定により、5 年未満の間生産に携わる生産者と締結した、介入措置の日付時点で進行中の契約を適合化させるための期限が定められる。

「本 III の第 1 段落に規定された契約の最小期間に関する規定は、物品税の対象製品、ブドウ、ブドウ液及びそれらから作られるワインには適用されない。」

4. 第 L. 631-24-2 条の後に、本 I の 3. を受けて、以下のように作成する第 L. 631-24-3 条を挿入する：

「第 L. 631-24-3 条 – I. – 第 L. 631-24 条～第 L. 631-24-2 条は適用除外が認められない。

「II. – 第 L. 631-24 条～第 L. 631-24-2 条は、第 L. 521-1 条に記載された農業協同組合とそれらの協同組合員との関係性にも、商品化を行う製品の所有権の移転を享受する生産者組織及び生産者組織協会と生産者メンバーとの関係性にも、それらの規約、内規、もしくはそれらの規約により定められたか、それらから生じる規則又は決定に、第 L. 631-24 条 III に記載

された条項の効果と類似した効果を持つ規定が含まれる場合には適用されない。これらの文書の写しが、当該の協同組員、もしくは生産者組織又は生産者組織協会の生産者メンバーに渡される。

「協同組合、生産者組織又は生産者組織協会が、自らが所有者である農産物、又はそのメンバーにより納品された農産物を 1 つ以上含む食品製品を商品化する際、販売契約では、生産者からの寄与への報酬について用いられた指標、又は価格が決定済みである場合、対象農産物の価格に関する指標が考慮に入れられる。

「第 L. 326-1 条～第 L. 326-10 条の意味における、農業生産者と企業との間で締結された統合契約の枠内で納品された農産物又は農産物を 1 つ以上含む食品製品を企業が商品化する際、販売契約では場合に依りて、両者を拘束する統合契約にて使用及び記載された指標が考慮される。

「III. – 第 L. 631-24 条～第 L. 631-24-2 条は、テンサイ又はサトウキビ生産者が製糖会社と共に締結した契約には適用されない。

「IV. – 第 L. 632-3 条及び第 L. 632-4 条にて規定された条件下で、拡張された専門職業間協定において定められた標準契約では、第 L. 631-24 条 III に記載された条項を明示及び補完することができる。

II. – 農事海洋漁業法典を以下のように修正する：

1. 第 L. 665-2 条の最後の段落を削除する。

2. 第 L. 932-5 条 b の末尾、ならびに第 L. 952-5 条及び第 L. 953-3 条において、「第 L. 631-24 条 I への (au I de l'article L. 631-24)」言及を、「第 L. 631-24 条 III の 1.～7.への (aux 1o à 7o du III de l'article L. 631-24)」言及に差し替える。

III. – 商法典第 IV 卷、第 IV 編、第 I 章を以下のように修正する：

1. 第 L. 441-2-1 条の最後の段落において、「第 L. 631-24 条」への言及を「第 L. 631-24-2 条」への言及に差し替える。

2. 第 L. 441-6 条 I の第 6 段落の第 3 文において、「農事海洋漁業法典第 L. 631-24 条 I にて規定された (...)、又は同第 L. 631-24 条 III にて規定された拡張後の専門職業間協定の (prévu au I de l'article L. 631-24 du code rural et de la pêche maritime, soit d'un accord interprofessionnel étendu prévu au III du même article L. 631-24)」の文言を、「、農事海洋漁業法典第 L. 631-24-2 条にて規定された、拡張後の専門職業間協定の (, soit d'un accord interprofessionnel étendu, prévus à l'article L. 631-24-2 du code rural et de la pêche maritime)」の文言に差し替える。

3. 第 L. 441-10 条の第 1 段落の第 1 文において、「農事海洋漁業法典第 L. 631-24 条 I にて規定された (...)、又は同第 L. 631-24 条 III の適用により拡張後の専門職業間協定の (prévu au I de l'article L. 631-24 du code rural et de la pêche maritime, soit d'un accord interprofessionnel étendu en application du III du même article L. 631-24)」の文言を、「、農事海洋漁業法典第 L. 631-24-2 条にて規定された、拡張後の専門職業間協定の (, soit d'un accord interprofessionnel étendu, prévus à l'article L. 631-24-2 du code rural et de la pêche maritime)」の文言に差し替える。

第 2 条

農事海洋漁業法典第 L. 631-25 条を以下のように作成する：

「第 L. 631-25 条 – 以下の場合には過料が科され、その金額は、終了した最新の会計年度における税抜き販売高の 2% を超えることはできず、もしくは所有権の移転なしに製品の商品化を行う生産者組織又は生産者組織協会の場合、それらが製品の商品化を行う生産者全体の合計販売高の 2% を超えることはできない：

「1. 生産者、生産者組織、生産者組織協会又は農産物の購入者に関して、第 L. 631-24 条に記載されたすべての条項が含まれず、又は同第 L. 631-24 条 V を無視した請求書作成の委任を含む、書面の契約又は書面の枠組み協定を締結すること。

「2. 生産者又は購入者に関して、前述の第 L. 631-24 条を無視して、枠組み協定の規定を遵守しない契約を締結すること。

「3. 購入者に関して、前述の 2013 年 12 月 17 日付け欧州議会・理事会規則(EU) No.1308/2013 の第 148 条の第 1 段落 bis 及び第 168 条を無視して、書面の契約案を、それを要請した生産者に提案しないか、もしくは第 L. 631-24 条に記載されたすべての条項が含まれず、又は同第 L. 631-24 条 V を無視した請求書作成の委任を含む、書面の契約案を提案すること。

「4. 購入者に関して、契約案又は枠組み協定案の作者に対して、対象製品に関して理由を付した形で、及び妥当な期限内に、同提案の 1 つ以上の要素に関するあらゆる拒否又はあらゆる留保について書面で伝達しないこと。

「5. 購入者に関して、前述の第 L. 631-24 条 IV の最後の段落及び第 L. 631-24-1 条にて規定された情報を伝達しないこと。

「6. 第 L. 631-24-2 条に規定された条件下で義務化された、書面の販売契約及び枠組み協定の締結時：

「a) 認められた生産者組織又は認められた生産者組織協会であって、そのメンバーが所有者である製品の商品化交渉のため、同メンバーの受託者として活動するものに関して、それらの製品の 1 次購入者に、書面の枠組み協定の提案を行わないこと。

「b) 生産者に関して、自らの製品の購入者に契約を提案しないことで、書面の契約締結を故意に失敗させること。

「c) 購入者に関して、生産者と書面の契約を締結することなく、生産者がその製品の商品化交渉のために委任した生産者組織又は生産者組織協会と書面の枠組み協定を締結することなく、もしくは同第 L. 631-24-2 条 III の適用により講じられる規定を遵守することなく、生産者から農産物を購入すること。

「罰金の額は確認された事実の重大さ、特に違反してなされた販売の数及び量に比例する。これは、最初の違反から 5 年の期間内に違反が繰り返された場合、2 倍となる可能性がある。管轄行政当局はさらに、電子媒体での公衆への刊行物、官報又は通達サービスにて、科される罰則に比例した形式及び期間にて、決定又は決定の抜粋の公開を命じることができる。最初の違反から 5 年の期間内に違反が繰り返された場合、この公開は自動的に命じられる。

「本条に記載される違反の罰則に関する行政措置は、違反がなされた日から 3 年間、この違反の調査、確認又は罰則を意図したいかなる行為もなされなかった場合に時効消滅する。」

第 3 条

農事海洋漁業法典第 L. 631-26 条を以下のように修正する：

1. 第 1 段落の第 1 文を次のように作成する：「第 L. 631-25 条に記載された違反は、国務院の政令により定められる条件下で指定される担当官によって確認される。

2. 次のように作成する段落を追加する：

「本条第 1 段落に記載された担当官は、対審手続きの後、第 L. 631-25 条に記載された違反のいずれかを行った者に対して、3 ヶ月を超えることのできない妥当な期限を与えつつ、自らの義務を遵守するよう命じることができる。この期限の終了時に違反が存続する場合、担当官はこれを調書に記録し、本条第 2 段落にて規定された条件の下で罰則を科すために管轄行政当局へと送る。」

第 4 条

I. – 農事海洋漁業法典第 L. 631-27 条を以下のように修正する：

1. 第 2 段落の第 1 文において、「(...)」の I に (au I de)」の語を「(...)」に (à)」の語に差し替える。

2. 同文の後に、次のように作成する文を挿入する：「同者は当事者らに対して、調停に必要なすべての要素を伝達するよう要請することができる。」

3. 第 2 段落の後に、次のように作成する段落を挿入する。

「同者は、濫用的性質を示す、又は明らかに不均衡であるものと推定されるか、もしくは第 L. 631-24 条 III を遵守していないと推定される契約及び枠組み協定案、又は契約及び枠組み

協定の削除又は修正を勧告する。」

4. 第4段落を、次の文言によって補完する：「又は自らの発意 (ou de sa propre initiative)」

5. 同第4段落の後に、次のように作成する2段落を挿入する：

「同者は、濫用的性質を示すか、又は明らかに不均衡であると推定される、契約又は枠組み協定のあらゆる条項、もしくはそれらの契約又は枠組み協定に関するあらゆる実務について、経済担当大臣に申し立てることができ、これにより大臣は場合に応じて、管轄裁判所にて訴訟を提起することができる。

「同者は、専門職業間組織のメンバー団体の要請に応じて、第 L. 631-24 条 III の最後から 2 番目の段落に記載された指標に関するあらゆる見解又は勧告を発することができる。」

6. 第6段落の後に、次のように作成する段落を挿入する：

「同者は、調停の末に至ったものを含むその結論、見解又は勧告を公開するよう決定することができるが、ただし本条第2段落にて規定された紛争に関する当事者らに事前に通知することを条件とする。」

7. 最後の段落の末尾において、「同法典 (même code)」の語を「商法典 (code de commerce)」の語に差し替える。

II. – 農事海洋漁業法典第 L. 631-28 条を以下のように作成する：

「第 L. 631-28 条 – 農産物又は食品製品の販売を目的とする、第 L. 631-24 条に記載された契約又は枠組み協定の履行に関する職業関係者間のあらゆる紛争については、裁判官へのあらゆる付託を行う前に、商業・農業関係の調停者による調停手続きを受けなければならないが、ただし契約に調停の別の規定が定められているか、又は仲裁を利用する場合はその限りではない。

「商業・農業関係の調停者は調停期間を定め、これは1ヶ月を超えることはできず、各当事者の事前の了解の下で更新を一度行うことができる。裁判所の組織及び民事・刑事及び行政手続きに関する 1995 年 2 月 8 日付け法律 No. 95-125 の第 II 編、第 I 章が、この調停に適用される。

「本条第1段落の適用による、商業関係の調停者が実施した調停が失敗に終わる場合、紛争のすべての当事者は、商業・農業関係の調停者の勧告に基づき、略式手続きの形で紛争の裁定が行われるよう、管轄裁判所の長に事案を付託することができる。」

III. – 農事海洋漁業法典第 L. 631-29 条において、「第 L. 631-24 条 III への」言及を「第 L. 631-24-2 条への」言及に差し替え、また「第 L. 631-24 条 I への」言及を「第 L. 631-24-2 条への」言及に差し替える。

第5条

農事海洋漁業法典第 L. 632-2-1 条を、以下のように修正する：

1. 第2段落を以下のように修正する：

a) 第1文において、「価格決定方式、納品予定表、契約期間、最低価格の原則、農業原料費用の大きな変動時の販売条件の改定方式、及び (...) に関する標準条項 (des clauses types relatives aux modalités de détermination des prix, aux calendriers de livraison, aux durées de contrat, au principe de prix plancher, aux modalités de révision des conditions de vente en situation de fortes variations des cours des matières premières agricoles, ainsi qu'à)」の文言を、「文章作成モデル、特に商法典第 L. 631-24 条 III 及び IV に列挙された条項、場合に応じて第 L. 441-8 条に規定された条項、及び (...) に関する条項 (des modèles de rédaction, notamment des clauses énumérées aux III et IV de l'article L. 631-24 et, le cas échéant, de la clause prévue à l'article L. 441-8 du code de commerce, ainsi que des clauses relatives à)」の文言に差し替える。

b) 最後の2文を削除する。

2. 第3段落を以下のように修正する：

a) 「知識 (connaissance)」の語の後に、「及び透明性 (et la transparence)」の語を挿入する。

b) 「市場 (marchés)」の語が最初に記載された箇所の上に、「及び製品の市場投入のより良

い調整に資する (et de contribuer à une meilleure coordination de la mise sur le marché des produits)」の文言を挿入する。

c) 「対象市場動向の指数を作成し発信する (élaborer et diffuser des indices de tendance des marchés concernés)」の文言を、「以前締結された契約の生産費用、価格 (場合に応じて価格指標を添える)、数量及び期間に関する合計統計データを公開し、また地域、国又は国際レベルでの市場の変化の展望に関して分析を実施することで (publier des données statistiques agrégées relatives aux coûts de production, aux prix, accompagnées le cas échéant d'indicateurs de prix, aux volumes et à la durée des contrats précédemment conclus, et en réalisant des analyses sur les perspectives d'évolution du marché au niveau régional, national ou international)」の文言に差し替える。

d) 次のように作成する 4 文を追加する：「自らの任務の一環として、また農産物市場の共通組織を設立し、理事会規則(EEC) No.922/72、(EEC) No.234/79、(EC) No.1037/2001 及び(EC) No.1234/2007 を廃止する 2013 年 12 月 17 日付け欧州議会・理事会規則(EU) No.1308/2013 に基づいて、それらはそのように公開された第 L. 631-24 条 III の最後から 2 番目の段落に記載された指標を作成し、発信する。統計データ及び指標の発信頻度、ならびにそれらの古さは、各セクターの製品の特性、特にそれらの傷みやすさ及び保管不能性に応じる。専門職業間団体は、価格の決定、改定及び再交渉のためにそれらを考慮に入れる様式に関する勧告を作成することができる。農産物市場共通組織に関し、理事会規則(EEC) No.922/72、(EEC) No.234/79、(EC) No.1037/2001 及び(EC) No.1234/2007 を廃止する 2013 年 12 月 17 日付け欧州議会・理事会規則(EU) No.1308/2013 の第 157 条に基づき、同団体は、同規則第 172 条 bis の意味における価額の配分に関する標準条項を作成することができる。」

第 6 条

農事海洋漁業法典第 L. 632-1 条を以下のように修正する：

1. 第 1 段落において、「農業 (agricole)」の語が最初に記載された箇所の後に、「、生産者組織又は生産者組織協会で構成されたグループを含む (, y compris les groupements constitués par des organisations de producteurs ou des associations d'organisations de producteurs,)」の文言を挿入する。
2. 第 2 段落において、「専門 (professionnelles)」の語の後に、「、生産者組織又は生産者組織協会で構成されたグループを含む (, y compris les groupements constitués par des organisations de producteurs ou des associations d'organisations de producteurs,)」の文言を挿入する。

第 7 条

農事海洋漁業法典第 L. 682-1 条を以下のように修正する：

1. 第 4 段落の第 2 文を次のように作成する：「それは、各セクターレベルで、第 L. 631-24 条 III の最後から 2 番目の段落、第 L. 631-24-1 条、及び第 L. 631-24-3 条 II に記載された指標、ならびに結果として生じる農産物商品化チェーン全体での付加価値の配分の考慮について精査する。」
2. 第 5 段落の後に、以下のように作成される段落を挿入する：
「それはそのメンバーのいずれかにより、商業・農業関係の調停者により、又は専門職業間団体により、第 L. 631-24 条 III の最後から 2 番目の段落に記載された農作物又は食品製品の生産費用又は価格の指標、もしくはそれらの指標の作成方法に関する見解を得るために、付託を受ける可能性がある。」

第 8 条

I. – 商法典を以下のように修正する：

1. 第 I 巻、第 II 編、第 III 章、セクション 1、下位セクション 1 を、以下のように作成する
第 L. 123-5-2 条によって補完する：

「第 L. 123-5-2 条 – 農産物の加工、食品製品の商品化、大量消費製品の 1 店舗以上の小売り店の直接的又は間接的な経営、小売り企業の参照センター (centrale de référencement) 又は共同購入センター (centrale d'achat) として流通セクターでの介入を行う、営利企業の経営者が、第 L. 232-21 条～第 L. 232-23 条に定められた条件及び期限の中で帳簿の提出を行わない場合、商事裁判所長はこの企業に対して、罰金付きで短期間中にこれを行うよう命じることができる。この罰金の額は、命令により定められる日付からの遅延 1 日当たり、この活動において企業がフランスで達成する 1 日当たりの税抜き平均販売高の 2% を超えることはできない。」

2. 第 L. 232-24 条において、「適用 (application)」の語の後に「第 L. 123-5-2 又は (...)」への言及を挿入する。

II. – 農事海洋漁業法典第 L. 682-1 条を以下のように修正する：

1. 第 3 段落を、次のように作成する文によって補完する：「観測所の任務遂行に必要なデータの伝達を拒否する施設のリストは、電子媒体を通じて公開されうる。」

2. 第 6 段落を削除する。

第 9 条

商法典第 L. 441-8 条を以下のように修正する：

1. 第 1 項の冒頭に、次の文言を追加する：「農産物市場の共通組織を設立し、理事会規則 (EEC) No.922/72、(EEC) No.234/79、(EC) No.1037/2001 及び (EC) No.1234/2007 を廃止する 2013 年 12 月 17 日付け欧州議会・理事会規則 (EU) No.1308/2013 の第 172 条 bis に影響を与えることなく、」

2. 同第 1 段落において、「製品 (produits)」の語の後に「農業及び食品 (agricoles et alimentaires)」の文言を挿入し、「第 L. 442-9 条の第 2 段落にて規定された補完済みのリスト、場合に依じて (la liste prévue au deuxième alinéa de l'article L. 442-9, complétée, le cas échéant,)」の文言を、「定められたリスト (une liste fixée)」の語により差し替え、また「食品 (alimentaires)」の語の後に「農産物及び食品製品、及び場合に依じてエネルギー費用の (et des produits agricoles et alimentaires et, le cas échéant, des coûts de l'énergie)」の文言を挿入する。

3. 第 2 段落を以下のように作成する：

「両当事者により定められるこの条項では、再交渉の開始に関する条件及びしきい値が明示され、また農事海洋漁業法典第 L. 631-24-1 条に記載された指標、もしくはそれが無い場合は、販売者が活動する市場で見られる農産物又は食品製品の 1 つ以上の指標 (専門職業間協定又は食品の価格とマージンの形成に関する観測所により場合に依じて発信されるもの) が特に考慮に入れられる。」

4. 第 3 段落の第 1 文において、「2 (deux)」の語を「1 (un)」の語に差し替える。

5. 第 4 段落の後に、以下のように作成する段落を挿入する：

「本条の第 3 段落に規定される 1 ヶ月の期限の終了時に、価格の再交渉が合意に達しない場合、また仲裁を利用する場合を除き、農事海洋漁業法典第 L. 631-28 条が適用されることとするが、ただし契約により他の調停制度を定めることができる場合はその限りではない。」

第 10 条

I. – 農事海洋漁業法典第 L. 694-4 条を以下のように作成する：

「第 L. 694-4 条 – I. – サンピエール島及びミクロン島での第 L. 631-24-2 条の適用に関して：「1. I を次のように作成する：

「『I. – 書面の販売契約の締結又は提案は、農業、消費及び海外領土を担当する大臣による省令により義務化される可能性があり、この省令では、対象の製品又は製品カテゴリーが明示される。

「『ただし、本 I の第 I 段落は、同第 I 段落に記載された省令により定められるしきい値を販売高が下回る企業には適用されない。』

「2. II を以下のように修正する：

「a) 第 1 段落を以下のように作成する：

「『II. – 農業、消費及び海外領土の担当大臣の省令により、販売契約の最小期間が定められ、これは 5 年を超えることはできないが、ただし生産者が書面で明示的な権利放棄を行う場合はその限りではない。

同省令では、生産者が 5 年未満の間生産に従事する製品に関する契約の最小期限が 2 年を限度として延長される旨を規定することができる。』

「b) 最後から 2 番目の段落の第 2 文の冒頭にて、『国務院の政令又は専門職業間協定 (Le décret en Conseil d'Etat ou l'accord interprofessionnel)』の文言を、『農業、消費及び海外領土を担当する大臣の省令 (L'arrêté des ministres chargés de l'agriculture, de la consommation et des outre-mer)』の文言に差し替える。」

II. – 商法典第 L. 954-3-5 条において、「第 L. 442-9 条第 2 段落にて規定されたリストに記載される (figurant sur la liste prévue au deuxième alinéa de l'article L. 442-)」の文言を、「定められたリストに記載される (figurant sur une liste fixée)」の文言に差し替え、また末尾にて「及び (et)」の語が 2 回目に記載される箇所を削除する。

第 11 条

I. – 憲法第 38 条に規定された条件下で、政府は本法律の公開から 6 ヶ月以内に、以下を目的として、農事海洋漁業法典の修正を目指した法律の分野に属するあらゆる措置を、法令 (オルドナンス) によって講じる権限を有する。

1. 協同組合の管理を担当する機関により協同組合員に送られる文書に記載され、総会で採択された情報 (特に内規、年次報告書及び固有の概要文書) の判読性及び透明性の強化。

2. 適切な文書作成を通じた、価格決定方式及び協同組合の成果の配分についての、協同組合員における判読性及び透明性の改善。

3. 協同組合員による農業協同組合への製品の寄与を規定する契約書と、同組合への入会申込書との間のより良い一時的調整の確保。

4. 協同組合員による農業協同組合からの早期離脱によって生じる違約金と、他の協同組合員又は協同組合がこの離脱によって被った損害との間の釣り合いに関する規定 (生産方法の変更を理由とした離脱の場合を考慮に入れる)。

5. 1.~4.の適用のための、適切な罰則及び管理の方式の規定。

6. 共同組合法の実施、管理及び罰則に関する農業協力高等評議会の任務の軌道修正、及び同評議会のガバナンス及び構成に関する規則の調整。

7. その独立性、及び商業・農業関係の調停者との良好な調整を確保するための、農業協同組合調停者の指名及び介入条件の修正。

8. 基準の優先順位の遵守、法的規定の編集上の整合性を確保し、法律の状態を調和させ、誤りがある場合は是正し、また対象物がなくなった規定を廃止するために必要な可能性のある修正の、第 V 卷、第 II 編への実行。

II. – 批准法案は、本条により定められる各法令の公開日から 3 ヶ月以内に国会に提出される。

第 12 条

[2018 年 10 月 25 日付け憲法院決定 No. 2018-771 DC により違憲であると宣言された規定。]

第 13 条

地域の食料専門職業間協約により、協同組合又は生産者組織、加工業者 (1 社以上) 又は流通業者が拘束される。この協約は、ラベル表示実験の枠組み内において公的当局に認められる。

同協約は少なくとも 3 年間にわたって締結され、特に以下について定める：

1. 協約の対象である製品の売却価格、及びこれらの価格の変動方式
2. 支払い期限
3. 協約により限定された地域における食品製品の付加価値の配分条件
4. 生産の環境、保健及び社会的条件

第 14 条

農事海洋漁業法典第 L. 523-7 条の第 2 段落を、次のように作成する文によって補完する：
「ただし、役員会の決定に基づき、またそれらの額の 50%を限度として、これらの補助金を損益計算書の収入として分類することができる。」

第 15 条

I. – 憲法第 38 条にて規定された条件の下、政府は、本法律の公開日から 4 ヶ月以内に、2 年の期間にわたって以下を行うために必要な、本法律の分野に属し、また商法典から生じるあらゆる措置を、法令によって講じる権限を有する：

1. そのままの状態で消費者へと再販売される食品及びペットフード用製品に関して、1.1 に等しい係数により、商法典第 L. 442-2 条の第 2 段落にて定められた実効購入価格を割り当てる。
2. 食品及びペットフード用製品の消費者への販売に関する、流通業者又は供給業者が資金を拠出する販売促進活動の価額及び数量を規制し、またこれらの規定の有効性確保を可能にするための行政罰を定める。

II. – 批准法案は、I にて規定された法令の公開日から 3 ヶ月以内に国会に提出される。

第 16 条

商法典第 441-2 条 I を以下のように修正する：

1. 第 1 段落の後に、以下のように作成する段落を挿入する：
「食品製品の販売事業者による販売促進において、商業関係の枠組み内でのマーケティング及び販売促進ツールとして『無料 (gratuit)』という語を使用することはできない。」
2. 第 3 段落において、「又は第 2 (ou deuxième)」の語を「第 3 (au troisième)」の語に差し替える。

第 17 条

I. – 憲法第 38 条にて規定された条件下で、政府は本法律の公開から 6 ヶ月以内に、以下を目的として、商法典第 IV 巻の第 IV 編を修正するために必要な法律の分野に属するあらゆる措置を、法令によって講じる権限を有する。

1. 特に対象物のなくなった規定を削除し、場合に応じて他の法典を参照することで、同編を再編成し、またその規定を明確化する。
2. 租税一般法典の規定と調和させ、また請求書作成規則への違反に関する罰則を修正することで、請求書作成規則を明確化する。
3. 特に一般販売条件の受諾拒否の理由について、流通業者による書面での形式化を課すことで、同条件に関する規定を明示し、特に価格決定の基準及び方式に適用可能な基準に関して、農産物及び食品製品に関する規定を農事海洋漁業法典の規定と整合させ、また行政罰を規定するため、それらの規則への違反に関する罰則を修正する。
4. 第 L. 441-7 条及び第 L. 441-7-1 条に記載された協約に関する規定、特に以下のものを簡素化及び明確化する：
 - a) 供給業者と流通業者又はサービス提供者の間、及び供給業者と卸売業者との間で締結された締約の場合、それらの締約の変更制度
 - b) 供給業者と流通業者又はサービス提供者の間で締結された協約の場合、価格決定のために両当事者が確約した相互の義務に関する考慮、ならびに事業計画及び予測販売高の定義

5. 同第 L. 441-7 条及び第 L. 441-7-1 条に記載された、一般販売条件の発送日及び協約の署名日に関する規定を修正する。
 6. 特に商業的関係性の突然の中断、法的措置の手段、及び民事罰に関する規定について、第 L. 442-6 条に記載された実務の定義を簡素化及び明示する。
 7. 不当に安い価格での売却禁止を農産物及び食品にまで拡張するため、経済危機の状況の存在に関する要件を削除しつつ、第 L. 442-9 条の規定を修正し、また特に農業生産費用の指標を考慮に入れるための方式について明示する。
- II. – 憲法第 38 条にて規定された条件下で、政府は本法律の公開から 9 ヶ月以内に、I の適用において法令により講じられた措置とあらゆる法典の規定とを整合させるため、必要な法律の分野に属するあらゆる措置を法令によって講じる権限を有する。
- III. – 批准法案は、本条にて規定された各法令の公開日から 3 ヶ月以内に国会に提出される。

第 18 条

商法典第 L. 420-5 条の最後の項の冒頭にて、「それらの規定 (Ces dispositions)」の文言を「本条の第 1 段落及び第 3 段落 (Les premier et troisième alinéas du présent article)」の文言に差し替える。

第 19 条

商法典第 L. 462-10 条を以下のように修正する：

1. 第 1 段落の冒頭に、「I. –」の記載を追加する。
2. 同第 1 段落において、「2 (deux)」の語を「4 (quatre)」の語に差し替える。
3. 第 2 段落において、「段落 (alinéa)」の語の後に「本 I の (du présent I)」の語を挿入する。
4. 以下のように作成する 8 つの段落を追加する：

「競争当局は要請に応じて、本 I の第 1 段落に記載された協定を、経済担当大臣へと送る。

「II. – 本段落にて定められた協定実施の競争的評価は、競争当局により、その自らの発意により、又は経済担当大臣の要請によって行われる。この目的のため、競争当局は協定の当事者らに対して、この協定の競争上の影響について示す報告書を送るよう要請することができる。

「競争的評価手続きの開始は、関心ある第三者がその見解を提出できるよう、競争当局により公開される。適用される手続きは第 L. 463-2 条第 2 段落、第 L. 463-4 条、第 L. 463-6 条及び第 L. 463-7 条にて規定されるものである。裁定を行う前に競争当局は、当該協定の当事者が不在の状況で、第三者にヒアリングを行うことができる。

「競争的評価の実施のため、競争当局は、実施されたとおりのこの協定が、第 L. 420-1 条及び第 L. 420-2 条の意味において、競争に大きな損害をなす性質のものであるか否かを精査する。この機会において同当局は、その協定により、競争への損害が生じる可能性を相殺するために十分な貢献が経済発展にもたらされるか否かについて、生産者、加工業者及び流通業者ならびに消費者へのその影響を考慮しつつ、評価する。

「本 II の第 3 段落に記載された競争への損害、又は反競争的影響が特定された場合、協定の当事者らは、競争当局が定める期限内にそれを是正するために措置を講じることを確約する。競争当局はまた、第 L. 462-5 条 III の適用により、職権によって自ら検討を行うか、又は同第 L. 462-5 条 I の適用により経済担当大臣から付託を受けることができる。

「III. – 競争当局は、本条 I に記載されたあらゆる協定に関して、この協定がその発効直後に引き起こすか又は引き起こす可能性の高い、II に記載された競争への損害のいずれかが、十分に深刻度の高いものである場合、第 L. 464-1 条の最後の段落に規定された方式及び条件に基づいて、予防措置を講じることができる。

「それらの措置では、以前の状態に回帰するよう当事者らに命じることを含めることができる、又は同協定の修正を要請することができる。

「IV. – 競争当局の見解の後に発行される経済担当大臣の省令により、I の第 I 段落の適用に

より同当局に伝達される情報ファイルの内容、ならびに II の第 1 段落に規定された報告書に記載されるべき情報及び文書の要素が定められる。」

第 20 条

消費法典第 I 卷、第 III 編、第 II 章、セクション 1 を以下のように修正する：

1. 第 L. 132-4 条の第 1 段落において、「命じることができる (peut ordonner)」の文言を「命じる (ordonne)」に差し替える。
2. 第 L. 132-11 条を、以下のように作成する段落によって補完する：
「有罪判決がなされた場合、裁判所は適切なあらゆる手段によって、決定全体又は一部、もしくははその理由及び決定の措置について公衆に通知する公式声明の掲示又は発信を命じる。」

第 21 条

[2018 年 10 月 25 日付け憲法院決定 No. 2018-771 DC により違憲であると宣言された規定]

第 22 条

[2018 年 10 月 25 日付け憲法院決定 No. 2018-771 DC により違憲であると宣言された規定]

第 23 条

政府は 2020 年 12 月 31 日までに、テンサイの購入価格の構造に関して、欧州連合内でのテンサイ割当終了の影響に関する報告書を国会に提出する。

第 96 条

I. – 第 1 条及び第 2 条は、本法律の公開から 3 ヶ月目の初日に発効する。

書面での契約締結が義務であるセクターにおいて：

1. 本法律第 1 条及び第 2 条の発効日前に締結された枠組み協定は、本法律から結果としてなされる文書作成において、本法律第 1 条及び第 2 条の発効日から 1 ヶ月以内に、農事海洋漁業法典第 L. 631-24 条に適合する。対象の生産者組織又は生産者組織協会は購入者に対して、このための変更を提案する。

2. 1. 本法律第 1 条及び第 2 条の発効日前に締結された契約は、本法律から結果としてなされる文書作成において、この日付から 2 ヶ月以内に農事海洋漁業法典第 L. 631-24 条に適合する。対象生産者は購入者に対して、このための変更を提案するか、又はこの変更の提案について書面で要請する。

その他のセクターにおいて、本法律第 1 条及び第 2 条の発効日時点で進行中の契約は、本法律から結果としてなされる文書作成において、それらの次の更新時、及び本法律の公開から 1 年以内に、農事海洋漁業法典第 L. 631-24 条に適合しなければならない。

ただし、拡張された専門職業間協定の枠内で定められた標準契約に基づいて作成された契約は、その標準契約を適合させる前に更新又は延長を行うことができる。いかなる場合においても、それらは本法律の公開日から 1 年以内に適合しなければならない。

II. – 第 3 条は、本条第 1 段落に定められた日付に発効するか、又はこの日付がより遅いものである場合、農事海洋漁業法典の規制部分において、農事海洋漁業法典第 VI 卷、第 III 編、第 I 章、セクション 2 の規定への違反を確認する権限を持つ担当官のリストを成文化する政令の公開日に発効する。

III. – 第 4 条は、本法律の公開日時点で進行中の調停手続きには適用されない。

IV. – 本法律の公開日時点で進行中の価格の再交渉、ならびに調停手続き及び裁判手続きは、本法律に先立つその文書作成において、商法典第 L. 441-8 条に引き続き準拠する。

V. – 第 43 条は、2019 年 9 月 1 日に発効する。本法律の発行前に合法的に製造又は商品化された事前包装済みの食品であって、そのラベル表示が規定に適合しないものについては、在庫がある限り売出し、販売又は無償配布を行うことができる。

VI. – 第 74 条及び第 76 条は 2019 年 1 月 1 日に発効し、またこの日付以降締結又は更新される契約に適用される。

VII. – 第 36 条は 2019 年 1 月 1 日に発効する。

VIII. – 第 48 条は 2021 年 1 月 1 日に発効する。

IX. – 第 62 条は 2021 年 7 月 1 日に発効する。

第 97 条

商法典第 L. 950-1 条 I、4. の第 2 段落の表の 17 行目を、以下のように作成する 2 行に差し替える：

「

第 L. 441-8 条	農業・食品セクターにおける商業関係のバランス及び健全・持続可能・全員がアクセス可能な食品に関する 2018 年 10 月 30 日付け法律 No.2018-938
第 L. 441-9 条	2014 年 5 月 15 日付け法令 No.2014-487

」

第 98 条

農事海洋漁業法典、第 II 卷、第 VII 編を以下のように改正する：

1. 第 I 章、セクション 2 を、以下のように作成する第 L. 271-5-1 条で補完する：

「第 L. 271-5-1 条 – 第 L. 230-5-1 条 I にて規定されたしきい値は、グアドループ、ガイアナ、マルティニック、レユニオン又はマイヨットにおいて、国務院の政令により調整するこ

とができる。」

2. 第 L. 272-9 条の後に、以下のように作成する第 L. 272-9-1 条を挿入する：

「第 L. 272-9-1 条 – 第 L. 230-5-1 条 I にて規定されたしきい値は、サン・バルテルミー島において、国務院の政令により調整することができる。」

3. 第 L. 273-6 条の後に、以下のように作成する第 L. 273-6-1 条を挿入する：

「第 L. 273-6-1 条 – 第 L. 230-5-1 条 I にて規定されたしきい値は、サン・マルタン島において、国務院の政令により調整することができる。」

4. 第 L. 274-8 条の後に、以下のように作成する第 L. 274-8-1 条を挿入する：

「第 L. 274-8-1 条 – 第 L. 230-5-1 条 I にて規定されたしきい値は、サンピエール島及びミクロン島において、国務院の政令により調整することができる。」

本法律は、国の法律として施行される。

EGalim 2 法（農業者の報酬保護のための法（Loi n° 2021-1357 du 18 octobre 2021 visant à protéger la rémunération des agriculteurs））

農家の報酬保護を目的とした
2021 年 10 月 18 日付け法律 No.2021-1357 (1)
番号順標準制度（NOR）：AGRX2119054L

国民議会及び元老院が採択し、
共和国大統領は以下の内容の法律を公布する：

第 1 条

農事海洋漁業法典の第 VI 部を以下のように修正する：

1. 第 L. 631-24 条を以下のように修正する：

a) I を以下のように作成する：

「I. – フランス領土で納入される農産物の販売契約は書面にて締結され、また民法典第 1365 条及び第 1366 条に基づいて、本条により規定される。

「本条及び第 L. 631-24-1～L. 631-24-3 条は、消費者への直接販売、及び恵まれない人々への食事を準備するための慈善団体になされる譲渡、ならびに生産者向けの野菜果物市、商法典第 L. 761-1 条にて定められた公益卸売市場内又はその他の物理的な農産物卸売市場での生産者に割り当てられた場所での確定価格での販売に対しては適用されない。

「国務院の政令（デクレ）により、1 つ又は複数の売上高のしきい値（それを下回る場合、本条は農産物の生産者及び購入者には適用されない）が設定される可能性がある。これらのしきい値は場合に応じて、生産物ごと、又は生産物のカテゴリーごとに調整される可能性がある。」

b) II を以下のように修正する：

– 「農業（agricole）」の語の後、第 1 段落の末尾を削除する。

– 第 2 段落の第 1 文において、「本法典の第 L. 631-24-2 条の適用により、囑託が義務化されるセクターに関して（, pour les secteurs dans lesquels la contractualisation est rendue obligatoire en application de l'article L. 631-24-2 du présent code）」の文言を削除し、また「すべての場合において（dans tous les cas）」の文言を「は（est）」に差し替える。

c) III を以下のように修正する。

– 1. を以下のように作成する：

「1. 当事者らが自由に決定する方式に基づいた、価格及びこの価格の自動見直し（上昇及び減少）の方法、もしくは本 III の第 4 段落に記載される指標の重み付けを含む、価格決定の基準及び方式。」

– 2. において、「数量（quantité）」の語の後に「合計（totale）」の語を挿入する。

– 5. を、「、3 年未満であることはできない（, qui ne peut être inférieure à trois ans）」の語で補完する。

– 7. を、次の文で補完する：「当事者らの意思とは無関係である例外的な保健・気候上の不測事態がある場合、契約にて予定された数量を遵守しない生産者に対しては、いかなる罰則も科されえない。（En cas d'aléa sanitaire ou climatique exceptionnel indépendant de la volonté des parties, aucune pénalité ne peut être imposée à un producteur ne respectant pas les volumes prévus au contrat.）」

– 同 7. の後に、次のように作成される第 6 段落を挿入する：

「本 III の 5. に記載された販売契約及び枠組み協定の最小期間は、第 L. 632-3 条の適用

による専門職業間協定を拡大することで、又はそれが行われなない場合は国務院の政令により、最大5年まで伸ばすことができる。専門職業間協定又は国務院の政令により、生産者が5年間以上生産に従事する生産物に関する契約の最小期間を、最大2年間延長させることが規定される場合がある。生産者は明示的に書面によって、契約の最小期間のこのような延長を放棄することができる。

「生産者が5年未満の期間、生産に従事した生産物に関する契約は、生産者による不履行又は不可抗力の場合を除き、最小期間の終了前に購入者が解消することはできない。契約では、更新しない場合に適用される事前通知期間が定められる。

「5年未満の期間、生産に従事した別の生産者への生産者による契約の譲渡に対して、購入者が同意する場合、譲渡される契約の残る期間は、それが本 III の適用により定められる最小期間より短い場合、その期間に達するまで延長される。

「5年未満の期間中に設立されたか、又は新たな生産を開始した事業者、ならびに本段落にて定められた条件を満たす新たな協力者を含み、かつ自らの株式資本の10%以上を保有する農企業は、5年未満の期間、生産に従事した生産者とみなされる。

「国務院の政令では、本条の適用において同じ生産に属するものと見なされる生産物が明示される。

「本 III にて定められる契約の最小期間に関する規定は、物品税の対象となる生産物にも、ブドウ、ブドウ液及びそれらから作られるワインにも適用されない。」

- 最後から2番目の段落の冒頭に、次のように作成する2文を追加する：「契約又は枠組み協定の案が、両当事者間の交渉の土台をなす。本 III の1.に記載された価格の改定又は決定の基準及び方法に基づき、案では、農業の生産関連費用、及びそれらの費用の変動に関する（1つ又は複数の）指標が考慮される。」

- 最後から2番目の同段落の第1文の冒頭において、次の語：「本 III の1.に記載された価格決定の基準及び方法では、農業の生産関連費用、及びそれらの費用の変動に関する

（1つ又は複数の）指標が考慮される（*Les critères et modalités de détermination du prix mentionnés au 1o du présent III prennent en compte un ou plusieurs indicateurs relatifs aux coûts pertinents de production en agriculture et à l'évolution de ces coûts*）」を、以下の語によって差し替える：「契約又は枠組み協定において当事者らは、案の土台から生じる（1つ又は複数の）指標に加えて、改定又は価格決定に関するそれらの基準及び方法を、そこに組み込むことによって自由に定義する（*Dans le contrat ou dans l'accord-cadre, les parties définissent librement ces critères et ces modalités de révision ou de détermination du prix en y intégrant, outre le ou les indicateurs issus du socle de la proposition*）」

- 前述の最後から2番目の段落の第2文において、「配布する（*diffusent*）」の語を「公開する（*publient*）」の語に差し替える。

- 最後から2番目の同段落を、次のように作成する文によって補完する：「農家の報酬保護を目的とした2021年10月18日付けの法律 No.2021-1357 の公布後4ヶ月以内に、専門職業間団体による基準指標の公開がなされない場合、農業技術研究所が、専門職業間団体のメンバーからのそのような要請を受領してから2ヶ月以内に、それらを作成して公開する。」

- 以下のように作成する段落を追加する：

「本 III の第1段落に記載された契約、枠組み協定、ならびに契約及び枠組み協定の案には、競争的環境に関する価格の再交渉又は自動修正に影響を与えるための条項は含まれない。」

d) VI の第1文の冒頭において、「III の5.にかかわらず（*Sans préjudice du 5o du III,*）」の語を追加する。

e) 以下のように作成する VIII を追加する：

「VIII. – 契約又は枠組み協定に決定価格が記載されない場合、購入者は、契約により関連生産物が納入される初日より前に、生産者及び生産者組織、又は生産者組織協会に、判読可能かつ理解可能な形で、支払われる価格について伝達する。」

2. 第 L. 631-24-1 条の第 1 段落において、「最後から 2 番目 (à l'avant-dernier)」の語を「15 番目 (au quinzième)」の語に差し替える。

3. 第 L. 631-24-2 条を以下のように作成する：

「第 L. 631-24-2 条 – 第 L. 631-24 条の I への特例として、第 L. 632-3 条の適用による専門職業間協定の拡大により、又は拡大される協定がない場合は管轄専門職業間団体との協議の後でなされる、当該生産物又は当該生産物カテゴリーを明示する国務院の政令に基づき、販売契約又は枠組み協定を書面の形で締結することはできない。この場合に、それでもやはり契約が書面の形で締結された際、それは同第 L. 631-24 条（第 L. 631-24 条 III の 5.を除く）に準拠する。契約期間が 3 年未満である場合、同 III の 1.への特例として、契約には固定価格の自動改定（上昇及び減少）の方法に関する条項を含むことができない。よって契約期間は、1 つ又は複数の農産物を内包する生産物を購入者が再販売するための契約期間を考慮に入れたものとすることができる。

「本条第 1 段落に記載された国務院の政令の発行後に協定が採用され、拡大される場合、その適用は協定の期間中は保留される。

「専門職業間の代表者が存在しない生産物又は農産物カテゴリーの場合、同第 1 段落にて規定された特例には、生産者を代表する業界団体による、その適切性評価のために有用なあらゆるデータが添えられ、また理由を付した申請が必要となる。

「書面での契約締結が必須ではない場合、生産者は、農産物市場の共通組織を設立し、理事会規則(EEC) No.922/72、(EEC) No.234/79、(EC) No.1037/2001 及び(EC) No.1234/2007 を廃止する、2013 年 12 月 17 日付け欧州議会・理事会規則(EU) No.1308/2013 の第 148 条 1 bis 及び第 168 条に基づき、書面の契約の提供を購入者に要求することができる。」

4. 第 L. 631-24-3 条 III を、以下のように作成する段落によって補完する：

「ただし、彼らの業務目的において、及び農産物市場の共通組織を設立し、理事会規則(EEC) No.922/72、(EEC) No.234/79、(EC) No.1037/2001 及び(EC) No.1234/2007 を廃止する、2013 年 12 月 17 日付け欧州議会・理事会規則(EU) No.1308/2013 に基づき、専門職業間団体は、本法典第 L. 631-24 条 III の第 15 段落に記載された指標を作成し、公開する。」

5. 第 L. 631-25 条を以下のように修正する：

a) 3.の冒頭において、次の語を追加する：「第 L. 631-24-2 条に規定された条件において、書面での販売契約及び枠組み協定の締結が任意とされている場合、」

b) 6.の第 1 段落において、「義務化されている (a été rendue obligatoire)」の語を「任意とされていない (n'a pas été rendue facultative)」の語に差し替える。

6. 第 631-27 条の第 7 段落において、「最後から 2 番目 (à l'avant-dernier)」の語を「15 番目 (au quinzième)」の語に差し替える。

7. 第 L. 632-2-1 条の第 3 段落の第 2 文において、「配布する (diffusent)」の語を「公開する (publient)」の語に、また「最後から 2 番目 (à l'avant-dernier)」の語を「15 番目 (au quinzième)」の語に差し替える。

8. 第 L. 682-1 条の第 4 段落の第 2 文、及び第 6 段落において、「最後から 2 番目 (à l'avant-dernier)」の語を「15 番目 (au quinzième)」の語に差し替える。

第 2 条

I. – 農事海洋漁業法典の第 L. 631-24 条に記載された農産物の販売契約の価格条項において、当事者らは最小及び最大限度（それらの間で、特に農産物の適切な価格に関する

1 つ又は複数の指標を組み込む、価格の決定又は改定の基準及び方法がその効果を発揮するもの) について合意することができる。

II. – 政令 (その作成について関係者は通知を受ける) により、1 つ又は複数の農産物に関して、I に記載された条項の草稿モデルの義務的使用に関する実験的条件が定められる。

この実験 (期間は最大 5 年間) の目的は、当該生産物の販売価格の変動及び競争に関して、同 I に記載された条項の使用による影響を評価することである。

III. – 農産物の生産者、生産者組織、生産者組織協会又は購入者にとって、本条 II に記載された政令によりその使用が義務化された条項を含まない、書面の契約又は書面の枠組み協定を締結することは、農事海洋漁業法典の第 L. 631-25 条に定められた過料の対象となる。

IV. – この実験の終了の 6 ヶ月前に、政府は国会に、実験評価報告書を提出する。

第 3 条

農事海洋漁業法典の第 L. 682-1 条第 6 段落を、次のように作成する文で補完する：「観測施設は四半期ごとに、同第 15 段落、第 L. 631-24-1 条ならびに第 L. 631-24-3 条 II 及び III に記載された関連農業生産費用に関する、公開されたすべての指標を含む概要文書を公開する。」

第 4 条

I. – 商法典第 IV 部の第 IV 編を以下のように修正する：

1. 第 L. 441-1 条の後に、以下の第 L. 441-1-1 条を挿入する：

「第 L. 441-1-1 条 – I. – 食品製品及びペットフード用の製品に関して、供給業者の決定による一般販売条件は以下のとおりである (この選択に購入者は関与することができない)：

「1. 農業用原材料のそれぞれに関して、また本 I の第 1 段落に記載された製品の組成に組み込まれる農業用原材料の 50% 超により構成される加工製品のそれぞれに関して、数量のパーセンテージ及び供給業者価格のパーセンテージの形により、同製品の組成中のそれらの割合を提示する。

「2. 農業用原材料、及び同第 1 段落に記載された製品の組成に組み込まれる農業用原材料の 50% 超により構成される加工製品の合計割合を、数量のパーセンテージ及び供給業者価格のパーセンテージの形にて提示する。

「3. 一般販売条件が、同第 1 段落に記載された製品の供給業者価格の前年比の変化を示すものであることを条件として、独立した第三者の介入 (それは第 L. 443-8 条の II に基づき、本 I の第 1 段落に記載された農業用原材料又は加工製品の価格割合から生じる、その変動の割合に関してその介入が無関係であった旨を交渉の終了時に証明することを担当する、供給業者の費用負担による) について規定する。この場合供給業者は、この証明に必要な文書を第三者に送付する。この証明は、契約締結の翌月に提供される。この証明が無い場合、当事者らが契約関係の継続を希望するのであれば、同者らは当初の契約への署名後 2 ヶ月以内に、契約の修正を行う。

「独立した第三者は、自らの職務に起因して知った事実、行為及び情報に関して、職業上の守秘義務に拘束される。独立した第三者を利用することで、場合に応じて行政からの要請に応えるために、証拠書類を 1 部保持することが供給業者に対して免除されるものではない。

「本 I のあらゆる不履行については、第 L. 443-8 条 VI に定められた条件の下、過料が科せられる。

「食品製品又はペットフード用製品であって、それらの製品を構成する農業用原材料、及び農業用原材料の 50%超により構成される加工製品の合計割合が、25%を超えないしきい値以下であるものに対しては本 I に規定される義務が適用されない旨が、政令により定められる場合がある。

「II. - A. - I の 1. の適用のため、購入者は自らの費用負担において、一般販売条件に記載された要素の正確性を証明するため、独立した第三者を任命するよう供給業者に要請することができる。この場合、供給業者は 10 日以内に、それらの要素の正確性の根拠を示す文書を第三者に送付する。

「B. - I の 2. の適用のため、購入者は自らの費用負担において、一般販売条件に記載された要素の正確性を証明するため、独立した第三者を任命するよう供給業者に要請することができる。製品数量又は供給者価格において、農業用原材料の合計割合についての供給業者による不正確性又は故意の誤りが、独立した第三者により確認され、それによって本 B の第 1 文に記載された証明書の発行が不可能になる場合、独立した第三者の介入費用は供給業者が負担する。

「C. - I の 1. 及び 2. の適用において、独立した第三者の任務は、供給業者と締結した契約に基づき、供給業者が送付する文書及び証拠書類の受領、送付された情報の正確性の証明（特に供給業者価格における農業用原材料及び加工製品の単位当たり又は合計割合の判定）、ならびに本 C に記載される書類の受領から 10 日以内の購入者への証明書の送付に限られる。

「D. - 独立した第三者は、自らの職務に起因して知った事実、行為及び情報に関して、職業上の守秘義務に拘束される。

「独立した第三者を利用することで、場合に依じて行政からの要請に応えるために、証拠書類を 1 部保持することが供給業者に対して免除されるものではない。

「III. - 農業用原材料の価格は、農産物市場の共通組織を設立し、理事会規則(EEC) No.922/72、(EEC) No.234/79、(EC) No.1037/2001 及び(EC) No.1234/2007 を廃止する、2013 年 12 月 17 日付け欧州議会・理事会規則(EU) No.1308/2013 の第 148 条及び第 168 条の意味において、一次購入者、（所有権の移転を伴って）生産者組織又は農業協同組合により、農産物の納品に関して支払われる価格である。

「IV. - 一般販売条件では、食品製品又はペットフード用製品の組成に組み込まれる農業用現在用に関して、農事海洋漁業法典の第 L. 631-24 条を適用して締結される販売契約がすでに締結されているか否かが示される。

「V. - 本条は、第 L. 441-4 条 II の意味における卸売業者の購入及び再販売行為にも、特定の食品製品、食品製品カテゴリー、ペットフード用製品にも適用されず、またそのリストは、製品分野の特異性を理由とした関連専門職業間団体との協議の上で発行される政令により定められる。

「VI. - 政令により、独立した第三者の任務遂行の保証を示すものと推定される職業のリストが定められうる。

2. 第 III 章を、以下のように作成する第 L. 443-8 条によって補完する：

「第 L. 443-8 条 - I. - 食品製品及びペットフード用製品であって、その一般販売条件が第 L. 441-1-1 条の対象となるものについては、供給業者とその購買者との間の書面の合意にて、第 L. 442-1 条及び L. 442-3 条に準拠して、取引交渉後に当事者らが従う相互の義務が記載される。この合意は単一文書の形で、又は枠組み協定と適用契約とで構成される一式の形で作成される。

「合意には、取引交渉後に当事者らが従う相互の義務、及び当事者らの単位当たり価格が記載される。

「合意が流通業者と締結される場合、その合意は本条を条件として、第 L. 441-3 条及び

第 L. 441-4 条に定められた条件の下で締結される。

「II. – 取引交渉は、第 L. 441-1-1 条の I に記載された、供給業者価格における農業用原材料及び加工製品の割合には関係しない。

「III. – 第 L. 441-1-1 条の 1. 及び 2. に記載された要素を一般販売条件に記載することを供給業者が選択した場合、合意価格の決定に資するため、一般販売条件に記載されたとおりの、同 1. 及び 2. に記載された農業用原材料及び加工製品の単位当たり価格又は合計価格の割合が、合意には記載される。合意には、合意価格の決定時に購入価格を考慮するための方法が明記される。

「IV. – 合意には、食品製品又はペットフード用製品の組成に組み込まれる、農業用原材料の費用の変化（上昇及び減少）に応じた、契約価格の自動改定条項が含まれる。当事者らは生産サイクルの期間、改定の方式に応じて、また農事海洋漁業法典の第 L. 631-24 条 III を適用して、用いられる指標の決定を自由に行う。同第 L. 631-24 条の I を適用して、供給業者による農業用原材料の取得が書面での契約の対象となる場合、改定条項には必ず、農業生産費用に関する指標が含まなければならない。

「V. – A. – 本条に記載される合意は、1 年、2 年又は 3 年の期間にわたって締結される。

「B. – 合意は 3 月 1 日までに締結し、また供給業者はその日付の 3 ヶ月前までに、購入者に一般販売条件を連絡する。

「C. – 流通業者は、明示的にかつ詳細に書面によって、一般販売条件の拒否、又は場合に応じて交渉の対象とすることを望む一般販売条件の規定に関する理由を示すため、もしくはそれらの了承について通知するために、同条件の受領から 1 ヶ月の期間を有する。

「VI. – 第 L. 442-1 条から第 L. 442-3 条にかかわらず、本条 I に記載された合意へのあらゆる修正には、それを正当化する新たな要素について記載する書面が必要となる。

「VII. – 本条へのあらゆる不履行については、自然人の場合 75,000€ 以下、法人の場合 375,000€ 以下の過料が科せられる。最初の制裁措置決定が最終化した日付から 2 年以内に不履行が繰り返される場合、科される最大額は 2 倍となる。」

3. 第 L. 441-4 条 VI の第 2 文において、「(...) の理由を書面で通知する (notifier par écrit les motifs de)」の語を、「明示的にかつ詳細に書面によって、その (...) の理由を示す (motiver explicitement et de manière détaillée par écrit son)」の語に差し替える。

4. 第 L. 443-2 項 I の最後の段落の末尾、「書面 (écrits)」の語の後を次のように作成する：「農事海洋漁業法典の第 L. 631-24 条の適用により義務である。(est obligatoire en application de l'article L. 631-24 du code rural et de la pêche maritime.)」

5. 第 L. 443-4 条 I において、「及び第 L. 443-2 条 (et L. 443-2)」への参照を「、第 L. 443-2 条及び第 L. 443-8 条 (, L. 443-2 et L. 443-8)」への参照に差し替える。

II. – 商法典第 L. 950-1 条 I の 4. の第 2 段落を構成する表（その作成において、農業サプライチェーン内の企業間関係における不公正な商習慣に関する 2021 年 6 月 30 日付けの法令（オルドナンス）No.2021-859 に由来するもの）を、以下のように修正する。

1. 第 23 行を以下の 3 行により差し替える：

「

第 L. 441-1 条	2019 年 4 月 24 日付けの法令 No.2019-359
第 L. 441-1-1 条	農家の報酬保護を目的とした 2021 年 10 月 18 日付けの法律 No.2021-1357
第 L. 441-2 条	2019 年 4 月 24 日付けの法令 No.2019-359

」

2. 第 25 行を以下のように作成する：

「

第 L. 441-4 条	農家の報酬保護を目的とした 2021 年 10 月 18 日付けの法律 No.2021-1357
--------------	---

」

3. 第 27 行を以下の 2 行により差し替える：

「

第 L. 441-8 条	農家の報酬保護を目的とした 2021 年 10 月 18 日付けの法律 No.2021-1357
第 L. 441-9 条及び 第 L. 441-10 条	2019 年 4 月 24 日付けの法令 No.2019-359

」

4. 第 31 行を、以下のように作成する：

「

第 L. 442-1 条	農家の報酬保護を目的とした 2021 年 10 月 18 日付けの法律 No.2021-1357
--------------	---

」

5. 第 36 行を、以下の 3 行により差し替える：

「

第 L. 443-1 条	2019 年 4 月 24 日付けの法令 No.2019-359
第 L. 443-2 条	農家の報酬保護を目的とした 2021 年 10 月 18 日付けの法律 No.2021-1357
第 L. 443-3 条	2019 年 4 月 24 日付けの法令 No.2019-359

」

6. 37 行目の後に、以下の 1 行を挿入する：

「

第 L. 443-8 条	農家の報酬保護を目的とした 2021 年 10 月 18 日付けの法律 No.2021-1357
--------------	---

」。

第 5 条

I. – 商法典の第 L. 441-8 条を以下のように修正する：

1. 第 1 段落において、「政令により定められるリストに記載される (figurant sur une liste fixée par décret,)」の語を削除し、「また、場合に応じて、エネルギー費用 (et, le cas échéant, des coûts de l'énergie)」の語を「、包装の組成中に組み込まれるエネルギー、輸送及び材料の (, de l'énergie, du transport et des matériaux entrant dans la composition des emballages)」の語によって差し替える。

2. 「再交渉 (renégociation)」の語の後、第 2 段落の末尾を削除する。

II. – 商法典第 L. 954-3-5 条において、「定められるリスト上に記載される (figurant sur une liste fixée)」の語を「農業及び食品 (agricoles et alimentaires)」の語によって差し替え、また末尾にて「、そのリストが定められる (, dont la liste est fixée)」の語を削除する。

III. – 農事海洋漁業法典の第 L. 521-3-1 条 VI の第 1 文において、「商法典の第 L. 441-8 条、第 1 段落に記載される (mentionnés au premier alinéa de l'article L. 441-8 du code de commerce)」の語を、「政令により定められるリストに記載される農業及び食品 (agricoles et alimentaires figurant sur une liste fixée par décret)」の語によって差し替える。

第6条

商法典の第 L. 441-7 条を以下のように修正する：

1. I を、以下のように作成する 3 段落によって補完する：

「価格決定には、流通業者からの要請に応じて、製造者が行う革新の取り組みが考慮に入れられる。

「契約には、食品製品の組成に組み込まれる、本法典第 L. 441-1-1 条 I の対象となる、農業用原材料又は加工製品の費用変動に応じた、価格の自動改定条項が含まれる。当事者らは特に、農事海洋漁業法典の第 L. 631-24 条 III に記載された農産物の費用に関する指標を考慮に入れて、改定の方式を自由に決定する。

「流通業者は、製造者が負担する農業用原材料の費用変動の正確性を 15 日以内に証明するため、独立した第三者を任命するよう製造者に要請することができる。この場合、製造者は 10 日以内に、それらの要素の正確性の根拠となる文書を独立した第三者に提供する。独立した第三者の介入費用は、流通業者が負担する。農業用原材料又は加工製品の費用変動に関して製造者による不正確性又は故意の誤りが、独立した第三者により確認され、それによって本段落第 1 文に記載された証明書の発行が不可能になる場合、それらの費用は製造者が負担する。独立した第三者は、自らの職務に起因して知りえた事実、行為及び情報に関して、職業上の守秘義務に拘束される。」

2. 同 I の後に、以下のように作成する *I bis~quater* を挿入する：

「*I bis.* – 購入者の特定の需要に応える方法に従うか、また流通業者の商標の下で販売される食品製品の設計及び清算に関して入札募集が行われる場合、入札募集には、流通業者が生産を希望する推定数量に関する、流通業者の誓約が含まれる。

「*I ter.* – I に記載された契約には、所定の期間にわたって生産されることを流通業者が誓約する推定数量、及び数量に関する変動可能性を製造者が予測するための妥当な通知期限に関する条項が含まれる。

「*I quater.* – 契約では、契約関係の中断時に遵守されるべき、契約上の事前通知に関する最低期限が定義される。契約では契約解消時における、包装及び完成製品の結末及び流通方法が規定される。」

3. 以下のように作成する III~VI を追加する：

「III. – I に記載された契約には、契約履行中に生じる様々な追加費用の、流通者と供給業者間での按分に関する条項が含まれる。

「IV. – 流通業者の商標の下で販売される製品のプロモーション業務に関する費用は、製造者には一切請求することはできない。

「V. – 契約により、調達条件を最適化し、また在庫切れのリスクを制限するため、流通業者と製造者との間の警告及び定期情報交換のシステムが確立される。

「VI. – 本条へのあらゆる不履行については、自然人の場合は 75,000€ 以下、法人の場合は 375,000€ 以下の過料が科せられる。

「最初の制裁措置決定が最終化した日付から 2 年以内に不履行が繰り返される場合、科される過料の最大額は自然人の場合 150,000 €、法人の場合 750,000 € となる。」

第7条

商法典第 IV 部の第 IV 編を以下のように修正する：

1. 第 L. 442-1 条 I の 3. を以下のように作成する：

「3. 第 L. 441-17 条を遵守しない、物流上の罰金を科す。」

2. 第 I 章を、以下のように作成するセクション 4 によって補完する：

「セクション 4

「物流上の罰金

「第L. 441-17 条 – I. – 契約において、契約上の誓約が履行されない場合に供給業者に科せられる罰金の設定について規定することができる。そこでは、契約にて予定される納入量に関する、十分な範囲の誤差が定められる。不測の事態が生じた際に他方の当事者に通知するための十分な期限が遵守されなければならない。

「流通業者により供給業者に科せられる罰金は、当該製品の購入価格のパーセンテージに対応する金額を超えることはできない。罰金は、契約上の誓約の不履行に関して被った損害に釣り合ったものでなければならない。

「商品の拒絶又は返品は禁じられるが、商品の不適合又は納入日の不遵守がある場合はその限りではない。

「不履行の証拠は流通業者により、あらゆる手段によって提供されなければならない。供給業者は対応する苦情の実態について検証するため、また場合に応じて反論するために、妥当な期限を得る。

「契約上の誓約の不遵守に対応する罰金又は割引を、供給業者が作成した請求書の金額から自動的に差し引くことは禁じられる。

「在庫切れが引き起こされた状況がある場合のみ、物流上の罰金の適用は正当化される。特例として流通業者は、損害が存在することを書面で実証し、文書化した場合ただちに、他のケースにおける物流上の罰金を科すことができる。

「物流上の罰金を科すことが検討される場合はただちに、当事者らの意思を超える状況が考慮に入れられる。不可抗力の場合、物流上の罰金は一切科すことができない。

「« II. – 流通業者は、商品の受領以降に適用される支払い期間よりも短い、本条に記載される罰金の支払い期限を供給業者に要求することはできない。

「第L. 441-18 条 – 流通業者による契約上の誓約の不履行がある場合、供給業者は流通業者に罰金を科すことができる。それらの罰金は、当該製品の購入金額のパーセンテージに相当する金額を超えることはできない。罰金は、契約上の誓約の不履行に関して被った損害と釣り合ったものでなければならない。不履行の証拠はあらゆる手段により、供給業者によって提供されなければならない。流通業者は対応する苦情の実態について検証するため、また場合に応じて反論するために、妥当な期限を得る。

「第L. 441-19 条 – 第 L. 441-17 条及び第 L. 441-18 条の適用のために、優良事例のガイドが公開され、また定期的に更新される。」

第8条

商法典の第 L. 442-1 条 I を、以下のように作成される 4.によって補完する：

「4. 第 L. 441-1-1 条の I の対象となる食品製品及びペットフード用製品に関して、差別的であり、また第 L. 443-8 条に記載された合意にて規定された実際の補償によっては正当化されない、価格、支払い期限、販売条件もしくは販売又は購入方法について第三者に実施するか、又は第三者から取得し、そのことによってこのパートナーに関して、競争における不利益又は利益を発生させる。」

第9条

公訴の迅速化及び簡素化に関する 2020 年 12 月 7 日付けの法律 No.2020-1525 の第 125 条を、以下のように修正する：

1. I を、「、一般税法典の第 403 条 I に記載された消費権の対象となる製品を除き（, à l'exception des produits assujettis aux droits de consommation mentionnés au I de l'article 403 du code général des impôts）」の語により補完する。

2. 同 I の後に、以下のように作成する I bis 及び I ter を挿入する：

「I bis. – 一般税法典の第 403 条 I に記載された消費権の対象となる製品の場合、商法

典の第 L. 442-5 条 I の第 2 段落にて定義された実効購入価格は、同第 2 段落にて定義された実効購入価格から、一般税法典の第 403 条 I に記載された消費権の額、及び社会保障法典第 L. 245-7 条に規定された分担金の額を差し引いたものに等しい値 P により、係数 0.1 の製品と同等分だけ増額される。

「I *ter*. – 農業担当大臣の省令（アレテ）により、農産物市場の共通組織を設立し、理事会規則(EEC) No.922/72、(EEC) No.234/79、(EC) No.1037/2001 及び(EC) No.1234/2007 を廃止する、2013 年 12 月 17 日付け欧州議会・理事会規則(EU) No.1308/2013 の付属書 1、パート IX 及び XI に記載された特定の製品（これらに関しては特例として、以下の条件下において本条 I が適用されない）のリストが定められる場合がある。

「1. 同 I の適用により、当該生産物の季節性、ならびにそれらの製品の販売又は商品化時の固有の方法を理由として、農産物の収益低下が生じる。

「2. 本 I *ter* の第 1 段落で規定された特例には、当該食品又は食品カテゴリーの専門職業間の代表者による、理由が付され、また 1. で規定された基準の評価のために有用なあらゆるデータを添えた要請が必要であり、もしくは食品又は食品カテゴリーのタイプについて専門職業間団体が存在しない場合は、生産者を代表する職業団体がこれを行う。」

3. IV の第 1 段落を以下のように修正する：

a) 「消費者 (consommateur)」の語の後の、末尾を削除する。

b) 以下のように作成する 4 文を追加する：「2022 年 10 月 1 日より前に提出される報告書では特に、I の実施後に記録される売上高の黒字分の、2019 年以降に流通業者が行った使用について分析される。ここでは一方では、食品製品及びペットフード用製品の流通業者とそれらの供給業者との間で合意された価格の見直しにより生じた追加売上高の割合について詳述され、また他方では、消費者販売価格の低下により、もしくは販促活動又は得意客還元クレジットの形での消費者への返還により生じる割合について詳述される。報告書では場合に応じて、流通業者の商標の下で販売された食品製品の販売価格の低下により生じた売上高の追加分について分析される。この報告書ではまた場合に応じて、農産物の購入価格の見直しを生じさせた、食品製品及びペットフード用製品の供給業者が記録した売上高の増加割合についても明示される。最後に報告書では、I *ter* にて規定された特例による、関連生産者の収入への影響評価が行われる。」

第 10 条

I. – 農産物の生産者の報酬条件に関する情報を消費者に提供するための表示は、最大 5 年間の実験の対象となる。この表示は、電子的手段を含む、マーキング又はラベリング、もしくは他の適切な手法によって行われる。これによって特に、消費者が容易に理解できる形で、生産者の製品が購入される価格の、生産者の報酬に関する影響について明らかにされる。

実験の目的は、様々な方法論及び表示方法を評価することである。

その方法論には、輸入される農業用原材料の調達による、フランス農家の報酬への悪影響が考慮に入れられる。

II. – 実験では、特に地域的な多様性及び代表性に関する 2 つの目標を考慮に入れる。実験の対象は、牛肉及び乳製品分野、有機農業由来の特定の農産物、ならびに政令により定められるその他の特定の農産物である。

実験段階において、農産物の生産者の報酬条件に関する情報を消費者に提供するために表示を設置することを希望する公人及び私人は、表示のすぐ近くの場所で、表示の実験的性質について言及しなければならない。

各実験の総括は、政府により国会に伝達される。

第 11 条

農事海洋漁業法典の第 VI 部、第 III 編、第 I 章を以下のように修正する：

1. 第 L. 631-27 条を以下のように修正する：

a) 最後から 2 番目の段落にて、「公に (publiques)」の語を「公に (publics)」の語により差し替える。

b) 最後の段落の前に、以下のように作成する段落を挿入する：

「その者はまた、同第 2 段落に規定された紛争の調停のために必要な要素を連絡することへの当事者らによる拒否について、公にすることもできる。」

2. 第 L. 631-28 条を以下のように修正する：

a) 第 1 段落を以下のように修正する：

– 最初の「(…) (…)」の語の後に、「締結又は (…)(la conclusion ou à)」の語を挿入する。

– 2 回目の「農業 (agricoles)」の語の後に、「また、調停が失敗に終わる場合、第 L. 631-28-1 条に記載された商業・農業紛争解決委員会への照会 (et, en cas d'échec de la médiation, d'une saisine du comité de règlement des différends commerciaux agricoles mentionné à l'article L. 631-28-1)」の語を挿入する。

– 「また紛争解決の代替的方法が設けられる特定の分野（そのリストは政令により定められる）を除き (et sauf pour certaines filières, dont la liste est définie par décret, pour lesquelles des modes alternatifs de règlement des différends ont été mis en place)」の語を追加する。

b) 最後の段落を、以下のように作成する 2 段落によって差し替える：

「調停が失敗に終わる場合、その失敗が確認されてから 1 ヶ月以内に、紛争のすべての当事者は、当事者らに通知を行った上で、商業・農業紛争解決委員会に照会を行うことができる。契約の履行に関する紛争のすべての当事者は場合に依りて、商業・農業関係の調停者からの勧告に基づき、事実に基づく簡易手順に従って、紛争の裁定のため、管轄裁判所長に照会を行うことができる。そのような用法に従った管轄裁判所長への照会はまた、本段落に定められた期限の終了時にも可能となる。

「第 1 段落への特例として、商法典第 L. 441-8 条の第 5 段落に記載された紛争の調停が失敗に終わる場合、すべての紛争当事者は、管轄裁判官に直接照会を行うことができる。」

3. 同第 L. 631-28 条の後に、以下のように作成する第 L. 631-28-1 条～第 L. 631-28-4 条を挿入する：

「第 L. 631-28-1 条 – I. – 商業・農業紛争解決委員会は、商法典第 L. 441-8 条の第 5 段落に記載された紛争を除き、本法典第 L. 631-28 条に記載された紛争の情報を得て、また商業・農業関係の調停者からの拘束力のない勧告に基づき、紛争の裁定を行う。

「同委員会は、本法典第 L. 631-24 条及び第 L. 631-24-2 条の適用方法を明記するガイドラインを作成し、これを公開する。

「II. – 同委員会は、農業担当大臣からの報告に基づく政令により 5 年の期間にわたって任命される、5 名の委員から構成される。

「1. 国務院、破産院、会計監査院もしくはその他の行政又は法的裁判所の構成員又は元構成員 1 名、委員会会長

「2. 商業関係の過去の経験により選出される人物 2 名

「3. 農産物の生産分野での活動実績のある人物 1 名

「4. 加工分野（特に農産物）での活動実績のある人物 1 名

「委員会にはまた、正委員と同じ条件で指名される、5 名の代行委員が含まれる。

「委員全体の中での、また正委員の中での女性数と男性数の違いは 1 を超えない。

「委員会の会長職に空きがある場合、又はその理由を問わず支障がある場合、会長の職務は一時的にその代行者によって行われる。

「委員会の委員の任期は1度だけ更新することができる。

「商業・農業紛争解決委員会の委員は、政府、いかなる機関、人物や企業、もしくはいかなる組織からの指示も受けることなく、完全な公平性の下で自らの職務を遂行する。

「III. – 委員会は事務局を擁し、また国が手配する外部報告者に依頼を行うことができる。

「自らの職務の履行において、委員会が利用可能な代理人は、政府、いかなる機関、人物や企業、もしくはいかなる組織からの指示も受けることなく、完全な公平性の下で自らの職務を遂行する。

「同代理人は、自らの職務に起因して知った事実、行為及び情報に関して、職業上の守秘義務に拘束される。

「第L. 631-28-2 条 – 商業・農業紛争解決委員会における指示及び手順は対審によるものである。各当事者は、自らが選定するあらゆる人物の支援を受けるか、又はその人物が代理を務めることができる。

「委員会では、出席委員の過半数により審議を行う。審議は、その委員全員（正委員又は代行委員）が出席している場合にのみ行うことができる。委員会の審議は、報告者が同席しない形で行われる。

「委員会での議論は、報告者による報告書を読んだ上で、公開セッションにて実施する。ただし、当事者のいずれかが要請する場合、非公開でこれを行う権利が存在する。委員会会長はまた、企業秘密の保持のために必要な場合、聴衆が同席しない状態でセッションを実施又は継続することを決定することができる。

「委員会は、照会日から1ヶ月以内に見解を表明する。当事者の一方又は他方に対して文書の提出が要請される場合、期限は2ヶ月に延長される場合がある。この2ヶ月の期限は、委員会に照会を行った当事者の合意があることを条件として延長することができる。

「第L. 631-28-3 条 – I. – 契約又は枠組み協定の締結に関する紛争の場合、商業・農業紛争解決委員会の決定には理由が付され、また第L. 631-24 条及び第L. 631-24-2 条への契約の適合性を確保するために遵守すべき条件について明記される。

「契約又は枠組み協定の履行又は再交渉に関する紛争の場合、委員会の決定は理由が付されたものであり、また同第L. 631-24 条及び第L. 631-24-2 条への契約の適合性を確保するために、契約又は枠組み協定になされるべき修正について明記する。

「II. – 委員会は当事者らに対して、自らの決定に従うよう命じることができる。この命令には、当事者らに以下を強制するための罰金が付随する場合がある。

「1. 契約又は枠組み協定の締結に関する紛争の場合、本条 I に記載された決定を適用し、第L. 631-24 条及び第L. 631-24-2 条に基づく特定の条件下で契約を締結する。

「2. 契約又は枠組み協定の履行又は再交渉に関する紛争の場合、本条 I に記載された決定を適用し、第L. 631-24 条及び第L. 631-24-2 条に契約を適合させるため、契約の修正又は再交渉を行う。

「罰金は、委員会が定める日付以降、遅延1日当たり、平均的な1日の売上高の5%を限度として科せられる。考慮に入れられる売上高は、決定日時点で終了済みの会計年度に関する企業の会計帳簿に基づいて計算される。

「本IIの1.に記載された罰金は、Iに記載された決定を適用した契約の締結、又は契約交渉の終了をある当事者が決定するまで科される。後者の場合、その当事者は委員会会長に自らの決定について通知する。

「本IIの2.に記載された罰金は、Iに記載された決定を適用した契約の修正、又は（場合に応じて、契約に規定される事前通知期限を遵守した形での）契約関係の終了まで科される。

「罰金は、その最終金額を決定する委員会によって清算され、また税金及び財産とは無関係の、国の負債として徴収される。

「III. – 委員会は、関与する当事者らへのヒアリングを行った後、自らが必要と考える保全措置を講じる。

「紛争の当事者のいずれかの利益に深刻かつ即座に生じる損害がある場合にのみ、それらの措置により介入を行うことができる。

「契約又は枠組み協定の締結に関する紛争の場合、保全措置は、I に記載された決定を適用した契約の締結まで、又はある当事者が契約交渉の終了を決定するまで実行される。後者の場合、その当事者は委員会会長に自らの決定について通知する。

「契約又は枠組み協定の履行又は再交渉に関する紛争の場合、保全措置は、同 I に記載された決定を適用した契約の修正まで、又は（場合に応じて、契約に規定される事前通知期限を遵守した形での）契約関係の終了まで実行される。

「保全措置は、非常事態に対処するために必要な範囲に厳密に制限され続けなければならない。

「IV. – 決定は、当事者らに通知される。

「V. – II 及び III に規定された命令又は措置が遵守されない場合、委員会は、第 L. 631-25 条に規定された条件の下、罰金を科すことができる。

「第 L. 631-28-4 条 – 第 L. 631-28-3 条の適用により、商業・農業紛争解決委員会が講じる決定及び保全措置には、パリ控訴院での取消し又は修正のための請願がなされる可能性がある。

「請願には、判決確定遮断の効力はない。ただし決定により明らかに過度な結果が引き起こされる可能性がある場合、又はその通知の後で非常に深刻な新たな事案が生じている場合に、決定の実行猶予がパリ控訴院の院長により命じられる場合がある。

「委員会会長は、本セクションを適用してなされた決定の取消し又は修正を行ったパリ控訴院の判決に対して、破毀申立てを提出することができ、また破毀院に異議を提出することができる。

4. 第 L. 631-29 条を廃止する。

第 12 条

I. – 政府は毎年 12 月 31 日までに国会に、食品原産表示に関する詐欺的取引行為についての自らの政策・管理報告書を提出する。この報告書では、その年に実施された検査の数、それらの調査結果、それらの罰金の金額及び理由、ならびに詐欺的行為により効果的に対処するために講じた措置について明記され、また罰則の対象分野の詐欺的行為に関する匿名データが示される。

II. – 消費法典第 L. 121-4 条を、以下のように作成する 2 段落によって補完する：

「24. 欧州議会・理事会の規則(EC) No.1924/2006 及び(EC) No.1925/2006 を改正し、欧州委員会指令 87/250/EEC、欧州理事会指令 90/496/EEC、欧州委員会指令 1999/10/EC、欧州議会・理事会指令 2000/13/EC、欧州委員会指令 2002/67/EC 及び 2008/5/EC、欧州委員会規則(EC) No.608/2004 を廃止する、消費者への食料品情報の提供に関する 2011 年 10 月 25 日付欧州議会・理事会規則(EU) No.1169/2011 により定義された主成分がフランス原産でない場合に、食品の包装上にフランス国旗、フランスの地図又はフランスを表すあらゆる記号を記載する。

「本条 24. の特例として、フランスの非生産セクターからの出自であるため、又は国土上での生産が明らかに不十分であるために、フランス原産であることが困難であるか、不可能である主成分については、この制度から除外される。

III. – 政令により、関連セクターのリスト及び II の適用条件が決定される。

第 13 条

I. – 消費法典の第 L. 412-4 条を以下のように修正する：

1. 第 1 段落の後に、以下のように作成する段落を挿入する：

「欧州連合法の特定の規定によって定められるラベリング要件にかかわらず、食品の原産国又は原産地が表示され、それが主成分のものと異なる場合、主成分の原産国又は原産地も表示するか、もしくは主成分の原産国又は原産地が食品のそれとは異なる旨を表示する。この情報は目立つ場所に、容易に視認でき、明確に判読可能で、また場合に応じて消えない形で記載する。これはいかなる形においても、他の表示又は画像、もしくは他の干渉要素により隠される、覆われる、中断される又は分離されることがないこと。」

2. 第 2 段落から、最後から 2 番目の段落までを以下のように作成する：

「消費者は、カカオ由来の製品又はチョコレートのカカオの原産、又はローヤルゼリーの原産について、ラベリングによって情報を得る。

「消費者はまた、複数の欧州連合の加盟国又は第三国（それらは製品ラベル上に表示される）を原産とするハチミツの混合物からなるハチミツの原産国についても情報を得る。

「本条の第 3 及び第 4 段落の適用方法は、本条に規定された義務が欧州連合法に適合する旨を欧州委員会が宣言した後に、国務院の政令により定められる。」

II. – 消費法典第 IV 部、第 I 編、第 II 章、セクション 2 を以下のように修正する：

1. 第 L. 412-11 条を以下のように作成する：

「第 L. 412-11 条 – その場での消費の、又は持ち帰り用の飲料販売ライセンス、もしくは飲食業ライセンスを保有する施設において、消費者はメニュー、ワインリスト又はその他の媒体上の判読可能な表示によって、瓶、ピッチャー又はグラスの形で販売されるワインの原産、及び場合に応じて原産地保護呼称又は地理的表示保護の名称について情報を得る。

「本条の適用方法は、本条に規定された義務が欧州連合法に適合する旨を宣言した欧州委員会が後に、国務院の政令により定められる。」

2. 第 L. 412-12 条を以下のように作成する：

「第 L. 412-12 条 – ビールの原産に関して消費者の誤解を生まないよう、消費者は、表示を明確にするラベリングによって、ビールの醸造者及び醸造地についての情報を得る。

「本条の適用方法は、本条に規定された義務が欧州連合法に適合する旨を欧州委員会が宣言した後に、国務院の政令により定められる。」

第 14 条

消費法典の第 L. 412-9 条を以下のように修正する：

1. 冒頭に、「第 L. 412-1 条にかかわらず、(Sans préjudice de l'article L. 412-1,)」の語を追加する。

2. 「配達する (livrer)」の語の後に、「又はその場での消費場所がなく、また持ち帰り又は配達専用の食事を提供する施設内で (ou dans les établissements sans salle de consommation sur place et proposant seulement des repas à emporter ou à livrer)」の語を挿入する。

3. 次の語を追加する：「、また国内又は欧州規則の適用により、この情報を事業者が知っている場合、肉及び肉由来製品の準備における材料として使用される肉に関して (, ainsi que pour les viandes utilisées en tant qu'ingrédient dans des préparations de viandes et des produits à base de viande lorsque l'opérateur a connaissance de cette information en application d'une réglementation nationale ou européenne)」。

第 15 条

消費法典を以下のように修正する：

1. 第 L. 121-22 条の 1.において、「名（において）(titre)」の語の後に、「本法典第 L. 122-24 条、又は (soit de l'article L. 122-24 du présent code,)」の語を挿入する。
2. 第 I 部、第 II 編、第 II 章、セクション 3 を、以下のように作成するサブセクション 7 によって補完する：

「サブセクション 7

「農産物又は一次加工製品に関するクリアランス作業

「第 L. 122-24 条 – 政令により定められる食品製品又は食品製品カテゴリー（生鮮果菜類を除く）の、複数の店舗が関与するクリアランス作業に関して、店舗の外で実施されるあらゆる広告については、関連する専門職業間団体の見解をふまえて、管轄行政当局により認められる。

「専門職業間組織の見解については、第 1 段落に記載された政令により定められる期限内に回答が無い場合、肯定的なものとみなされる。

「同政令により定められる期限内に行政からの回答が無い場合、広告は認められたものとみなされる。

「クリアランス作業は、食品の過剰生産に対処することを目的としたプロモーション作業である。

第 16 条

I. – 第 1 条及び第 4 条 I の 4.は遅くとも 2023 年 1 月 1 日までに、セクターごとに政令により定められる日付以降、枠組み協定及び契約に対して適用される。

第 1 条の発行日時点で進行中の枠組み協定及び契約は、それらの次の更新時、また第 1 条の発効から 1 年以内に、本法律から結果としてなされる文書作成において、農事海洋漁業法典の第 L. 631-24 条に適合しなければならない。関連する生産者組織、生産者組織協会又は生産者は購入者に対して、このことに関する修正を提案するか、又はこの修正の提案のために書面で購入者に要請を行う。

ただし、拡大された専門職業間協定の枠組みにおいて定められた標準契約に基づいて作成された契約は、その標準契約の適合前に、更新又は延長を行うことができる。契約はいかなる場合においても、同第 1 条の発効から 1 年以内に適合しなければならない。

II. – 第 4 条 I の 1.～3.ならびに第 8 条は、以下の条件下で発効する。

1. 本法律の公開日の翌月の初日以降に連絡される一般販売条件は、第 4 条 I の 1.の対象となる。

2. 同 1.に基づく一般販売条件に立脚した取引交渉に基づいて締結される合意は、同 I の 2.及び第 8 条の対象となる。

3. いかなる場合も 2022 年 1 月 1 日以降、以下のようになる：

a) 第 4 条 I の 1.に基づく一般販売条件に立脚した取引交渉の上で合意は締結され、また同 I の 2.及び第 8 条の対象となる。

b) 第 4 条 I の 2.に基づいて締結されていない進行中の合意については、2023 年 3 月 1 日までにその規定に適合する。

III. – 第 6 条は、2022 年 1 月 1 日に発効する。

同第 6 条の発効日時点で進行中の合意については、2023 年 1 月 1 日までにその規定に適合する。

IV. – 第 11 条は、本法律の公開日時点で進行中の調停には適用されない。

V. – 第 13 条は、2022 年 7 月 1 日に発効する。

VI. – 第 15 条は、2022 年 1 月 1 日に発効する。

本法律は、国法として施行される。

パリにて、2021 年 10 月 18 日。

共和国大統領：
首相、
JEAN CASTEX

EMMANUEL MACRON

海外県海外領土大臣、
SÉBASTIEN LECORNU

経済・財務・復興大臣、
BRUNO LE MAIRE

農業・食料大臣、
JULIEN DENORMANDIE

法務大臣、
ÉRIC DUPOND-MORETTI

(1) 準備作業：法律第 2021-1357 号。

国民議会：

法案 No.4134、

経済問題委員会の名における Grégory Besson-Moreau 氏の報告書、No.4266

手続きの迅速化開始後の議論及び採択、2021 年 6 月 24 日（TA No.639）。

元老院：

国民議会により採択された法案、No.718（2020-2021）

経済問題委員会の名における Anne-Catherine Loisier 氏の報告書、No.828（2020-2021）

委員会文書 No.829（2020-2021）

議論（2021 年 9 月 21 日及び 22 日）ならびに採択（2021 年 9 月 22 日）（TA No.155、2020-2021）

国民議会：

法案（元老院により修正）、No.4490

同数合同委員会の名における Grégory Besson-Moreau 氏の報告書、No.4511

議論及び採択、2021 年 10 月 6 日（TA No.676）

元老院：

同数合同委員会の名における Anne-Catherine Loisier 氏の報告書、No.3（2021-2022）、

委員会文書 No.4（2021-2022）

議論及び採択、2021 年 10 月 14 日（TA No.8、2021-2022）

2022 年 12 月 26 日付けデクレ No.2022-1668（書面契約義務除外品目）

農業・食料主権省

販売契約又は枠組み協定を書面で締結することのできない生産物及び生産物カテゴリーについて定める 2022 年 12 月 26 日付け政令 No.2022-1668

首相は、

農業・食料主権大臣の報告に基づき、

農産物市場共通組織を設立し、また理事会規則 (EEC) No.922/72、(EEC) No.234/79、(EC) No.1037/2001 及び(EC) No.1234/2007、特にその第 168 条を廃止する 2013 年 12 月 17 日付け欧州議会・理事会規則(EU) No.1308/2013 に鑑み、

農事海洋漁業法典、特にその第 L. 631-24 条及び第 L. 631-24-2 条に鑑み、

農事海洋漁業法典第 L. 631-24-2 条を適用し、2022 年 3 月 2 日から 4 月 15 日、及び 2022 年 6 月 14 日から 24 日にかけて実施された専門職種間団体との協議の際になされた所見に鑑み、

国务院（財政セクション）の了解を得て、

政令を発する：

第 1 条 – 農事海洋漁業法典第 R. 631-6 条の後に、以下のように作成する第 R. 631-6-1 条を挿入する：

「第 R. 631-6-1 条 – 第 L. 631-24-2 条を適用し、販売契約又は枠組み協定を書面で締結することのできない生産物及び生産物カテゴリーは以下のとおりである：

農産物市場共通組織を設立し、また理事会規則 (EEC) No.922/72、(EEC) No.234/79、(EC) No.1037/2001 及び (EC) No.1234/2007 を廃止する 2013 年 12 月 17 日付け欧州議会・理事会規則(EU) No.1308/2013 の付属書 I	関連生産物の詳細
第 I 部：穀物	すべての関連農産物
第 II 部：米	すべての関連農産物
第 III 部：砂糖	1212 93 00 サトウキビ、海外県/地域 (DROM) の伝統的農業ラム酒の製造用
第 IV 部：乾燥飼料	すべての関連農産物

農産物市場共通組織を設立し、また理事会規則 (EEC) No.922/72、(EEC) No.234/79、(EC) No.1037/2001 及び (EC) No.1234/2007 を廃止する 2013 年 12 月 17 日付け欧州議会・理事会規則(EU) No.1308/2013 の付属書 I	関連生産物の詳細
第 V 部：種子	すべての関連農産物
第 VII 部：オリーブ油及びテーブルオリーブ	すべての関連農産物
第 VIII 部：リネン及びヘンプ	すべての関連農産物
第 IX 部：青果物	すべての関連農産物
第 X 部：青果物の加工製品	すべての関連農産物
第 XI 部：バナナ	すべての関連農産物
第 XII 部：ワイン	すべての関連農産物、ただし以下を除く – ワイン、ならびにワインの元であるブドウ及びブドウ液、ヴァン・ド・フランス (Vin De France) 呼称－フランス地理的表示のないワイン。 – ワイン、ならびにワインの元であるブドウ及びブドウ液、以下の呼称のもの： – 地理的表示保護 (IGP) オード (Aude) – IGP ガール (Gard) – IGP ペイ・デロー (Pays d’Hérault) – IGP ヴァル・ド・ロワール (Val de Loire) – IGP アルピュー (Alpilles) – IGP アルデッシュ (Ardèche) 及び補足情報 – IGP コンテ・ロダニアン (Comtés Rhodaniens) – IGP コリーヌ・ロダニエンヌ (Collines Rhodaniennes) – IGP コトー・デ・バロニー (Coteaux des Baronies) – IGP ドローム (Drôme) 及び補足情報 – IGP メディテラネ (Méditerranée) 及び補足情報 – IGP ペイ・デ・ブーシュ・デュ・ローヌ (Pays des Bouches du Rhône) 及び補足情報 – IGP ヴォークリューズ (Vaucluse) 及び補足情報 – IGP ペイ・ドック (Pays d’Oc) – IGP テール・デュ・ミディ (Terres du Midi) – ワイン、ならびにワインの元であるブドウ及びブドウ

農産物市場共通組織を設立し、また理事会規則 (EEC) No.922/72、(EEC) No.234/79 、 (EC) No.1037/2001 及び (EC) No.1234/2007 を廃止する 2013 年 12 月 17 日付け欧州議会・理事会規則(EU) No.1308/2013 の付属書 I	関連生産物の詳細
	液、以下の呼称のもの（原産地統制呼称）： - アルザス (Alsace) - クレマン・ダルザス (Crémant d’Alsace) - アルザス・グラン・クリュ・アルテンベルグ・ド・ベルグハイム (Alsace grand cru Altenberg De Bergheim) - アルザス・グラン・クリュ・ブラン (Alsace grand cru Brand) - アルザス・グラン・クリュ・アイシュベルク (Alsace grand cru Eichberg) - アルザス・グラン・クリュ・フロリモン (Alsace grand cru Florimont) - アルザス・グラン・クリュ・フロン (Alsace grand cru Froehn) - アルザス・グラン・クリュ・フルステンテュム (Alsace grand cru Furstentum) - アルザス・グラン・クリュ・ガイスベルグ (Alsace grand cru Geisberg) - アルザス・グラン・クリュ・ゲロケルベルグ (Alsace grand cru Gloeckelberg) - アルザス・グラン・クリュ・ゴルデール (Alsace grand cru Goldert) - アルザス・グラン・クリュ・アッシュブルグ (Alsace grand cru Hatschbourg) - アルザス・グラン・クリュ・ヘングスト (Alsace grand cru Hengst) - アルザス・グラン・クリュ・ケフェルコプフ (Alsace grand cru Kaefferkopf) - アルザス・グラン・クリュ・カンツラーベルグ (Alsace grand cru Kanzlerberg) - アルザス・グラン・クリュ・ケスラー (Alsace grand cru Kessler) - アルザス・グラン・クリュ・キルヒベルグ・ド・リボヴィレ (Alsace grand cru Kirchberg De Ribeauville) - アルザス・グラン・クリュ・キッテルレ (Alsace grand cru

農産物市場共通組織を設立し、また理事会規則 (EEC) No.922/72、(EEC) No.234/79、(EC) No.1037/2001 及び (EC) No.1234/2007 を廃止する 2013 年 12 月 17 日付け欧州議会・理事会規則(EU) No.1308/2013 の付属書 I	関連生産物の詳細
	Kitterle) - アルザス・グラン・クリュ・マンブール (Alsace grand cru Mambourg) - アルザス・グラン・クリュ・マンデルベルグ (Alsace grand cru Mandelberg) - アルザス・グラン・クリュ・マルクラン (Alsace grand cru Marckrain) - アルザス・グラン・クリュ・オルヴィレール (Alsace grand cru Ollwiller) - アルザス・グラン・クリュ・オステルベルグ (Alsace grand cru Osterberg) - アルザス・グラン・クリュ・ペルシベルグ (Alsace grand cru Pfersigberg) - アルザス・グラン・クリュ・フィンクスベルグ (Alsace grand cru Pfingstberg) - アルザス・グラン・クリュ・ランゲン (Alsace grand cru Rangen) - アルザス・グラン・クリュ・ロザケール (Alsace grand cru Rosacker) - アルザス・グラン・クリュ・セリング (Alsace grand cru Saering) - アルザス・グラン・クリュ・シュロスベルグ (Alsace grand cru Schlossberg) - アルザス・グラン・クリュ・シュナンブール (Alsace grand cru Schoenenbourg) - アルザス・グラン・クリュ・ソンメルベルグ (Alsace grand cru Sommerberg) - アルザス・グラン・クリュ・ゾンネングランツ (Alsace grand cru Sonnenglanz) - アルザス・グラン・クリュ・スピーゲル (Alsace grand cru Spiegel) - アルザス・グラン・クリュ・スポーレン (Alsace grand cru Sporen) - アルザス・グラン・クリュ・シュタイングリュブラー

農産物市場共通組織を設立し、また理事会規則 (EEC) No.922/72、(EEC) No.234/79、(EC) No.1037/2001 及び (EC) No.1234/2007 を廃止する 2013 年 12 月 17 日付け欧州議会・理事会規則(EU) No.1308/2013 の付属書 I	関連生産物の詳細
	(Alsace grand cru Steingrubler) - アルザス・グラン・クリュ・シュタイネール (Alsace grand cru Steinert) - アルザス・グラン・クリュ・ヴォルブール (Alsace grand cru Vorbourg) - アルザス・グラン・クリュ・ヴィネック・シュロスベルグ (Alsace grand cru Wineck-Schlossberg) - アルザス・グラン・クリュ・ツィンコッフエル (Alsace grand cru Zinnkoepfle) - アルザス・グラン・クリュ・アルテンベルグ・ド・ベルグビテン (Alsace grand cru Altenberg De Bergbieten) - アルザス・グラン・クリュ・アルテンベルク・ド・ヴォルクスハイム (Alsace grand cru Altenberg De Wolxheim) - アルザス・グラン・クリュ・ブリュデルタール (Alsace grand cru Bruderthal) - アルザス・グラン・クリュ・エンゲルベルグ (Alsace grand cru Engelberg) - アルザス・グラン・クリュ・フランクシュタイン (Alsace grand cru Frankstein) - アルザス・グラン・クリュ・カステルベルグ (Alsace grand cru Kastelberg) - アルザス・グラン・クリュ・キルシュベルグ・ド・バール (Alsace grand cru Kirchberg De Barr) - アルザス・グラン・クリュ・メンヒベルグ (Alsace grand cru Moenchberg) - アルザス・グラン・クリュ・ミュエンシュベルグ (Alsace grand cru Muenchberg) - アルザス・グラン・クリュ・フラエラテンベルグ (Alsace grand cru Praelatenberg) - アルザス・グラン・クリュ・シュタインクロッツ (Alsace grand cru Steinklotz) - アルザス・グラン・クリュ・ヴィーベルスベルグ (Alsace grand cru Wiebelsberg) - アルザス・グラン・クリュ・ヴィンゼンベルグ (Alsace

農産物市場共通組織を設立し、また理事会規則 (EEC) No.922/72、(EEC) No.234/79、(EC) No.1037/2001 及び (EC) No.1234/2007 を廃止する 2013 年 12 月 17 日付け欧州議会・理事会規則(EU) No.1308/2013 の付属書 I	関連生産物の詳細
	grand cru Winzenberg) - アルザス・グラン・クリュ・ゾッツェンベルグ (Alsace grand cru Zotzenberg) - シャンパン (Champagne) - コトー・シャンプノワ (Coteaux champenois) - ロゼ・デ・リセー (Rosé des Riceys) - カバルデス (Cabardes) - クレーレット・デュ・ラングドック (Clairette du Languedoc) - コルビエール (Corbières) - コルビエール・ブートナック (Corbières-Boutenac) - クレマン・ド・リムー (Crémant de Limoux) - フォジェール (Faugères) - フィトゥー (Fitou) - ラングドック (Languedoc) - リムー (トランキール、ブランケット、古式製法 (Limoux (tranquilles, blanquette, méthode ancestrale))) - ラ・クラープ (La Clape) - マルペール (Malepere) - ミネルヴォワ・ラ・リヴィニエール (Minervois-la-Livinière) - ミュスカ・ド・リュネル (Muscat de Lunel) - ミュスカ・ド・ミルヴァル (Muscat de Mireval) - ピク・サン・ルー (Pic Saint Loup) - ピクプール・ド・ピネ (Picpoul de Pinet) - サン・シニアン (Saint-Chinian) - テラス・デュ・ラルザック (Terrasses du Larzac) - アンジュー (Anjou) - アンジュー・コトー・ド・ラ・ロワール (Anjou-Coteaux de la Loire)

農産物市場共通組織を設立し、また理事会規則 (EEC) No.922/72、(EEC) No.234/79、(EC) No.1037/2001 及び (EC) No.1234/2007 を廃止する 2013 年 12 月 17 日付け欧州議会・理事会規則(EU) No.1308/2013 の付属書 I	関連生産物の詳細
	- アンジュー・ヴィラージュ (Anjou-Villages) - アンジュー・ブリサック (Anjou-Brissac) - ボンヌゾー (Bonnezeaux) - カベルネ・ダンジュー (Cabernet d'Anjou) - シノン (Chinon) - コトー・ダンスニ (Coteaux d'Ancenis) - コトー・ド・ローバンス (Coteaux de l'Aubance) - コトー・ド・ソミュール (Coteaux de Saumur) - コトー・デュ・レイヨン (Coteaux du Layon) - コトー・デュ・ロワール (Coteaux-du-Loir) - コトー・デュ・ヴァンドモワ (Coteaux-du-Vendômois) - クレマン・ド・ロワール (Crémant de Loire) - クーレ・ド・セラヌ (Coulée de Serrant) - グロ・プラン・デュ・ペイ・ナンテ (Gros Plant du Pays Nantais) - オー・ポワトゥー (Haut-Poitou) - ジャスニエール (Jasnières) - ミュスカデ (Muscadet) - ミュスカデ・コトー・ド・ラ・ロワール (Muscadet Coteaux de la Loire) - ミュスカデ・コート・ド・グランリユー (Muscadet Cotes de Grandlieu) - ミュスカデ・セーヴル・エ・メーヌ (Muscadet Sèvre et Maine) - カール・ド・ショーム (Quarts de Chaume) - ロゼ・ダンジュー (Rosé d'Anjou) - ロゼ・ド・ロワール (Rosé de Loire) - サン・ニコラ・ド・ブルグイユ (Saint-Nicolas-de-Bourgueil) - ソミュール (Saumur) - ソミュール・シャンピニー (Saumur-Champigny)

農産物市場共通組織を設立し、また理事会規則 (EEC) No.922/72、(EEC) No.234/79、(EC) No.1037/2001 及び (EC) No.1234/2007 を廃止する 2013 年 12 月 17 日付け欧州議会・理事会規則(EU) No.1308/2013 の付属書 I	関連生産物の詳細
	- サヴニエール (Savennières) - サヴニエール・ロッシュ・オー・モワヌ (Savennières Roche aux Moines) - トゥーレーヌ (Touraine) - トゥーレーヌ・ノーブル・ジュエ (Touraine-Noble-Joué) - ヴーヴレ (Vouvray) - コート・ド・プロヴァンス (Côtes de Provence) - コート・ド・プロヴァンス・サント・バルブ (Côtes de Provence Sainte Barbe) - コート・ド・プロヴァンス・フレジュ (Côtes de Provence Fréjus) - コート・ド・プロヴァンス・ラ・ロンド (Côtes de Provence La Londe) - コート・ド・プロヴァンス・ピエールフェー (Côtes de Provence Pierrefeu) - ノートル・ダム・デ・ザンジュ (Notre-Dame des Anges) - コトー・デクス・アン・プロヴァンス (Coteaux d'Aix en Provence) - コトー・ヴァロワ・アン・プロヴァンス (Coteaux Varois en Provence) - 蒸留ワイン、アルマニャック (Armagna) の原産地統制呼称で商品化される製品の生産用ブドウ液及びブドウ
第 XIII 部：生きた植物及び花卉園芸生産物	すべての関連農産物
第 XXI 部：農業由来のエチルアルコール	すべての関連農産物
第 XXII 部：養蜂生産物	すべての関連農産物
第 XXIV 部：その他の生産物	0511 10 00 雄牛精液 0701 10 00 ジャガイモ、生鮮、冷蔵又は種の状態 ex 0709 60 99 「Capsicum」又は「Pimenta」種のトウガラシ、生鮮、冷蔵状態（アマトウガラシ又はピーマン、ならびにカプサイシン、「Capsicum」オレオレジンのチンキ剤、エッセンシャルオイル又はレジノイド製造のためのトウ

農産物市場共通組織を設立し、また理事会規則 (EEC) No.922/72、(EEC) No.234/79 、 (EC) No.1037/2001 及び (EC) No.1234/2007 を廃止する 2013 年 12 月 17 日付け欧州議会・理事会規則(EU) No.1308/2013 の付属書 I	関連生産物の詳細
	ガラシを除く) 0710 80 59 「Capsicum」又は「Pimenta」種のトウガラシ、非加熱もしくは蒸す又は煮ることによる加熱済み、冷凍（アマトウガラシ及びピーマンを除く） 0711 90 10 「Capsicum」又は「Pimenta」種のトウガラシ、（例えば硫黄ガスによる、もしくは塩分、硫黄を含む水、又は一時的保存を行うためのその他の物質を添加した水中で）一時的に保存されたもの、ただしそのままの状態の食品には不適格（アマトウガラシ及びピーマンを除く） 0713 乾燥マメ科野菜、莢なし、剥皮済みか割ってあるかを問わない 0801 ココナッツ、ブラジルナッツ及びカシューナッツ、生鮮又は乾燥したもの、殻又は皮の有無を問わない 0802 その他のナッツ、生鮮又は乾燥したもの、殻又は皮の有無を問わない 0804 10 00 なつめやしの実、生鮮又は乾燥したもの 0909 アニス、スターアニス、フェンネル、コリアンダー、クミン、カラウエイの種、ジュニパーベリー ex 0910 しょうが、ターメリック、月けい樹の葉、カレー及びその他の香辛料（タイム及びサフランを除く） 1106 第 0713 項の乾燥マメ科野菜、第 0714 項のサゴやし又は根又は塊茎、及び第 8 類の生産物の粉及びひきわり粉 1201 90 00 大豆、割ったものか否かを問わない、種以外のもの 1202 41 00 落花生、煎ったものでなくその他の加熱もされず、殻付きで、種以外のもの 1202 42 00 落花生、煎ったものでなくその他の加熱もされず、剥皮済み、割ったものか否かを問わない、種以外のもの 1204 00 90 亜麻の種、割ったものか否かを問わない、播種用以外のもの 1205 10 90 et ex 1205 90 00 菜種、割ったものか否かを問わない、播種用以外のもの 1206 00 91 ひまわりの種、割ったものか否かを問わない、

農産物市場共通組織を設立し、また理事会規則 (EEC) No.922/72、(EEC) No.234/79 、 (EC) No.1037/2001 及び (EC) No.1234/2007 を廃止する 2013 年 12 月 17 日付け欧州議会・理事会規則(EU) No.1308/2013 の付属書 I	関連生産物の詳細
	播種用以外のもの 1206 00 99 ひまわりの種、割ったものか否かを問わない（播種用の種、剥皮済みの種、及び殻に灰色と白の線の入った種を除く） 1207 29 00 綿の実、割ったものか否かを問わない、播種用以外のもの 1207 40 90 ゴマ、割ったものか否かを問わない、播種用以外のもの 1207 50 90 マスタードの種、割ったものか否かを問わない、播種用以外のもの 1207 91 90 ケシの実、割ったものか否かを問わない、播種用以外のもの 1207 99 91 麻の実、割ったものか否かを問わない、播種用以外のもの ex 1207 99 96 その他の採油用の種及び果実、割ったものか否かを問わない、播種用以外のもの 1208 その他の採油用の種及び果実の粉、マスタードの粉を除く ex 1211 主に香料用、医療用、又は殺虫用、寄生生物駆除用又は類似の用途に使用する種類の植物、植物の部分、種及び果実、生鮮又は乾燥したもの、切った、割った又は砕いたものか問わない（農産物市場共通組織（CMO）規則の付属書 I、第 IX 部のコード NC ex 1211 90 86 の下で記載された生産物を除く） 1213 00 00 生の穀物のわら及び籾殻、切断、粉碎、圧縮又はペレット状にされたものか問わない 第 XXIV 部の第 1214 項に記載された生産物「干し草」「ルピナス」及び「ルーサン」 1214 10 00 ルーサンの粉及びペレット（人工的に熱で乾燥させたルーサン、又は別の形で乾燥させ粉碎したルーサンを除く） 1507 大豆油及びその分別物、精製済みか否かを問わないが、化学的な変性加工のされていないもの 1508 落花生油及びその分別物、不揮発性、精製済みか否かを問わないが、化学的な変性加工のされていないもの

農産物市場共通組織を設立し、また理事会規則 (EEC) No.922/72、(EEC) No.234/79、(EC) No.1037/2001 及び (EC) No.1234/2007 を廃止する 2013 年 12 月 17 日付け欧州議会・理事会規則(EU) No.1308/2013 の付属書 I	関連生産物の詳細
	1511 パーム油及びその分別物、精製済みか否かを問わないが、化学的な変性加工のされていないもの 1512 ひまわり油、サフラワー油又は綿実油、及びそれらの分別物、精製済みか否かを問わないが、化学的な変性加工のされていないもの 1513 ココナッツオイル（コプラ油）、パーム核油又はババス油、及びそれらの分別物、精製済みか否かを問わないが、化学的な変性加工のされていないもの 1514 菜種油又はマスタードオイル、及びそれらの分別物、精製済みか否かを問わないが、化学的な変性加工のされていないもの ex 1515 その他の植物性油脂（副項 1515 90 11 のホホバオイルを除く）及びそれらの分別物、不揮発性、精製済みか否かを問わないが、化学的な変性加工のされていないもの ex 1516 動物性又は植物性油脂、及びそれらの分別物、部分的又は全体的に水素添加、インターエステル化、リエステル化又はエライジン化されたもので、精製済みか否かを問わないが、別の形で調製されていないもの（副項 1516 20 10 の水素添加ヒマシ油、別名「opalwax」を除く） ex 1517 動物性又は植物性油脂の、もしくは第 15 章の様々な油脂の分別物の食用マーガリンの混合物及び調製品であって、第 1516 項の食用油脂及びそれらの分別物以外のもの（第 1517 10 10 項、第 1517 90 10 項及び第 1517 90 93 項に属する生産物を除く） 1518 00 31 及び 1518 00 39 不揮発性、流体で、単に混合された植物性油であって、人の食用製品の生産以外の技術的又は産業用途のためのもの 1522 00 91 油かす、又は糞便中和ペースト（ソープストック）であって、動物性又は植物性の脂肪物質又はろうの処理から生じるもの（オリーブオイルの特性を持つ油を含有するものを除く） 1522 00 99 動物性又は植物性の脂肪物質又はろうの処理から生じるその他の残留物（オリーブオイルの特性を持つ油を含有するものを除く） 2302 50 00 ふすま、ぬか及びその他の残留物であって、ペレット状であるか否かを問わず、穀物又はマメ科野菜のふるい分け、製粉又はその他の処理から生じるもの

農産物市場共通組織を設立し、また理事会規則 (EEC) No.922/72、(EEC) No.234/79 、 (EC) No.1037/2001 及び (EC) No.1234/2007 を廃止する 2013 年 12 月 17 日付け欧州議会・理事会規則(EU) No.1308/2013 の付属書 I	関連生産物の詳細
	2304 00 00 搾りかす又はその他の固形残留物、粉碎されたかペレット状であるかを問わず、大豆油の抽出から生じるもの 2305 00 00 搾りかす及びその他の固形残留物、粉碎されたかペレット状であるかを問わず、落花生油の抽出から生じるもの ex 2306 搾りかす及びその他の固形残留物、粉碎されたかペレット状であるかを問わず、植物性油脂の抽出から生じるもので、第 2304 項及び第 2305 項以外のもの（副項 2306 90 05（トウモロコシ胚芽の抽出から生じる搾りかす及びその他の固形残留物）、ならびに副項 2306 90 11 及び 2306 90 19（オリーブオイルの抽出から生じる搾りかす及びその他の固形残留物）を除く）

第 2 条 – 農業・食料主権省が、フランス共和国 *官報* に掲載される本政令の実施を担当する。

2022 年 12 月 26 日

ÉLISABETH BORNE

首相

農業・食料主権大臣

MARC FESNEAU

2022 年 12 月 26 日付けデクレ No.2022-1669（売上高閾値）

農業・食料主権省

農事海洋漁業法典第 L. 631-24 条の規定が適用される最低年間販売高しきい値を定める

2022 年 12 月 26 日付け政令 No.2022-1669

番号順標準制度（NOR）：AGRT2233682D

関係する市民：生産者、生産者組織、生産者組織協会及びそれらの購入者。

対象：農産物販売契約、農事海洋漁業法典第 L. 631-24 条の規定が適用される最低年間販売高しきい値。

発効：官報掲載の翌日。

注記：農事海洋漁業法典第 L. 631-24 条 I の適用により発行される政令では、同法典第 R. 631-6 条において、対象農産物に関して年間販売高が 10,000€未満である農作物のすべての生産者は、この生産物の販売に関して上述の第 L. 631-24 条に規定される書面の契約締結義務の対象とはならないことが規定される。この一般的しきい値は、上述の第 R. 631-6 条の第 3 項にて、一部の農産物に規定された特定の規定を条件として適用される。政令によってまた、非去勢食肉加工品用豚、食肉又は肥育用の生後 12 ヶ月未満の羊類、ならびにシードル用リソング及びポワレ用梨の販売に関する新たな販売高しきい値も導入される。

首相は、

農業・食料主権大臣の報告に基づき、

農産物市場の共通組織を設立し、理事会規則 (EEC) No.922/72、(EEC) No.234/79、(EC) No.1037/2001 及び (EC) No.1234/2007、特にその第 168 条を廃止する 2013 年 12 月 17 日付け欧州議会・理事会規則 (EU) No.1308/2013 に鑑み、

農事海洋漁業法典、特にその第 L. 631-24 条及び第 L. 631-6 条に鑑み、

国务院（財政セクション）の了解を得て、

政令を発する：

第 1 条 – 農事海洋漁業法典第 R. 631-6 条を、以下の規定により差し替える：

「第 R. 631-6 条 – I. – 本条 II に規定される特定のしきい値を条件として、第 L. 631-24 条は、生産者、生産者組織又は生産者組織協会が達成する年間販売高が 10,000 ユーロ未満である農産物の販売には適用されない。

「II. – 以下に言及される農産物について、第 L. 631-24 条が適用される最低販売高のしきい値は以下のとおりである：

関連農産物	関連農産物に関する購入者の 年間販売高しきい値	関連農産物に関する生産者、生 産者組織又は生産者組織協会の 年間販売高しきい値
生後 12～24 ヶ月の去勢していない雄の肉牛	100,000 ユーロ	10,000 ユーロ
生後 12 ヶ月超の未出産の雌の肉牛	100,000 ユーロ	10,000 ユーロ
出産経験済みの雌の肉牛	100,000 ユーロ	10,000 ユーロ
公的品質マーク付きの牛	100,000 ユーロ	10,000 ユーロ
生後 12 ヶ月未満の雄又は雌の赤身の肉牛（公的品質マークを除く）	100,000 ユーロ	10,000 ユーロ
去勢済みの食肉加工品用豚	780,000 ユーロ	10,000 ユーロ
非去勢の食肉加工品用豚	780,000 ユーロ	10,000 ユーロ

牛の生乳	700,000 ユーロ	0 ユーロ
ヤギの生乳	700,000 ユーロ	0 ユーロ
羊の生乳	700,000 ユーロ	0 ユーロ
食肉用又は肥育用の生後 12 ヶ月未満の羊類	0 ユーロ	5000 ユーロ
シードル用リンゴ	0 ユーロ	5000 ユーロ
ポワレ用梨	0 ユーロ	5000 ユーロ

」。

第 2 条 – 農業・食料主権省が、フランス共和国 *官報* に掲載される本政令の実施を担当する。
2022 年 12 月 26 日

ÉLISABETH BORNE

首相
農業・食料主権大臣
MARC FESNEAU

EGalim 法及び EGalim 2 法による農事海洋漁業法典の修正箇所の和訳

(※EGalim 法で修正された条文が EGalim 2 法でも修正されている場合は、EGalim 2 法による修正版を掲載)

第 L.271-5-1 条

第 L. 230-5-1 条 I にて規定されたしきい値は、グアドループ、ガイアナ、マルティニーク、レユニオン又はマイヨットにおいて、国務院の政令により調整することができる。

第 L.272-9-1 条

第 L. 230-5-1 条 I にて規定されたしきい値は、サン・バルテルミー島において、国務院の政令により調整することができる。

第 L.273-6-1 条

第 L. 230-5-1 条 I にて規定されたしきい値は、サン・マルタン島において、国務院の政令により調整することができる。

第 L.274-8-1 条

第 L. 230-5-1 条 I にて規定されたしきい値は、サンピエール島及びミクロン島において、国務院の政令により調整することができる。

第 L.521-3-1 条

I.- 共同組合の管理を担当する機関は、製品の寄与、サービス、又は物資の譲渡に関する価格（特に前金）の決定方式及び支払い方式、ならびに存在する場合、価格の補足物について定め、また第 L. 521-3.条 I の d に記載された、利用可能な年間黒字の分配の提案を行う。この分配は、通常総会によって決定される。これらの要素の全体が、協同組合員の報酬を構成する。

II.- 管理を担当する機関は、協同組合の成果の取り分（株式資本報酬及び払戻し金として協同組合員に支払うことを同機関が提案するもの）、ならびに協同組合のための系列組織の成果の取り分を示す文書を作成し、そこではそれらの決定のために考慮に入れられた要素について説明される。この文書は総会への招集状と共に、各協同組合員に送られる。

監査役を任命することが協同組合に要求される場合、その監査役は、本段落に記載された文書上に示される情報の正確性を証明する。その証明書はこの文書に添付される。監査役

が注意を発するか、又は証明書の提出を拒否する場合、同者は遅滞なく農業協同組合の高等評議会にこれを通知する。

III.- 管理を担当する機関は通常総会にて、以下の情報を示す文書を提示する：

1. 前回の通常総会で示された価格と、協同組合員に彼らの寄与に対して実際に支払われた価格との間の乖離

2. 寄与の価格決定の基準及び方式を定めるための内規において、考慮に入れられる可能性のある、農産物及び食品製品の生産費用及び価格に関する様々な指標、もしくはこれが無い場合、農業生産の関連費用、及び協同組合が活動する市場にて見られた農産物及び食品製品の価格に関して入手可能なすべての指標と、この価格との間で見られた乖離。これらの情報が誠実なものであるか否かについて協同組合が責任を負うことが、この文書には明示される。

協同組合の管理を担当する機関は、内規に記載された頻度に従い、協同組合が活動する市場で見られた農産物及び食品製品に関する指標の変化について協同組合員に伝達する。

IV.- 通常総会の翌月、協同組合員の寄与に関する最終的な全体的報酬（前金及び価格の補足物の形で支払われる寄与の価格、ならびに払戻し金を含む）に関する情報が、各協同組合員に送られる。この報酬は、物理単位によって示される可能性がある。

V.-（取消し）

VI.- 協同組合が、政令により定められたリストに記載された農産物及び食品製品を未加工状態で集荷する際、管理を担当する機関は、これらの製品の生産費用に大きく影響する、農業及び食品原材料の価格変動に関する基準を決定する。内規に定められる方式によって協同組合員に周知されるこれらの基準が満たされる場合、管理を担当する機関は、これらの製品の寄与に関する価格の決定方式を変更する可能性について協議する。

第 L.523-7 条

貸借対照表の再評価積立金によって第一に、再評価される貸借対照表に関する組合の赤字が償却され、また償却の不足分が補われる。

欧州連合、国、公共団体又は公共施設から受けた補助金の合計額は、特別固定積立金に入れられる。ただし、役員会の決定により、またその金額の 50% を限度として、それらの補助金を損益計算書の収入として分類することができる。

第二に、再評価積立金は、組合取り分の再評価のための臨時総会の決定により、組合資本に組み入れることができる。この決定は、第 L. 527-1 条の規定の適用により権限を与えられた機関が作成する特別監査報告書が臨時総会で提示された後にのみ、行うことができる。

組合取り分の再評価が行われる再、これは終身年金に適用される増額率を定める有効な計算表の限度内で行われる。

これらの積立金の残りは、未分類積立金となる。

第 L.631-24 条

I.- フランス領土にて納品される農産物のあらゆる販売契約は書面で締結され、また民法典第 1365 条及び第 1366 条を遵守しつつ、本条に準拠する。

本条及び第 L. 631-24-1 条～第 L. 631-24-3 条は、消費者への直接販売、恵まれない人々に向けた食事の準備のための慈善団体の便益のためになされる譲渡、商法典第 L. 761-1 条にて定められた公益卸売市場内又はその他の物理的な農産物卸売市場での生産者に割り当てられた場所での確定価格での販売に対しては適用されない。

国務院の政令により、本条が農産物の生産者及び購入者に適用される最低販売高のしきい値を 1 つ以上定めることができる。これらのしきい値は場合に応じて、製品又は製品カテゴリー毎に調整される可能性がある。

II.- 農産物市場の共通組織を設立し、理事会規則(EEC) No.922/72、(EEC) No.234/79、(EC) No.1037/2001 及び(EC) No.1234/2007 を廃止する 2013 年 12 月 17 日付け欧州議会・理事会規則(EU) No.1308/2013 の付属書 I に記載された農産物であって、再販売用、又は再販売のための加工用であるものの、1 次購入者への売却に関する書面の販売契約の締結より先に、農業生産者による提案が行われる。

生産者が、所有権の移転を伴わない自らの製品の商品化交渉のため、自らがメンバーである認められた生産者組織、又は自らがメンバーである生産者組織が所属する認められた生産者組織協会に委任を行った際、当該製品の販売のため、同生産者による購入者との書面の契約締結より先に、その締結が行われ、またその書面の締結は、生産者組織又は生産者組織協会による、この購入者との書面の枠組み契約の規定に準拠する。生産者組織又は生産者組織協会は購入者に、本条の規定に基づいた書面の枠組み協定を提案する。書面の契約又は枠組み協定案が、商法典第 L. 441-1 条の意味における交渉の唯一の土台となる。1 次購入者による書面の契約又は枠組み協定へのあらゆる拒否、ならびに同提案の 1

つ以上の要素のあらゆる保留については、対象となる生産に関して妥当な期限内に、案の作者へと理由付きで伝達されなければならない。

III.・II に記載された書面の契約又は枠組み協定案、及び締結された契約又は枠組み協定には少なくとも、以下に関連する条項が含まれる：

1. 価格、及び当事者らが自由に決定する方法に従ったこの価格の上方又は下方への自動改定方式、もしくは価格決定の基準及び方式（とりわけ本 III 第 15 段落に記載される指標の重み付け）
2. 納品されうる、又は納品されるべき対象製品の全数量、原産地及び品質
3. 製品の集荷又は納品の方式
4. 支払いの手順及び期限に関する方式
5. 契約又は枠組み協定の期間（3 年未満であることはできない）
6. 不可抗力の場合に適用される規則
7. 様々な契約解除の際に適用されうる事前通知期間及び違約金。解除の理由が、生産方法の変更によるものである場合、適用されうる事前通知期間及び違約金は低減される。当事者らの意思とは無関係な、例外的な保健又は気候上の不測の事態がある場合、契約に定められた数量を遵守しない生産者には、いかなる罰則も科すことができない。

本 III の 5. に記載された販売契約及び枠組み協定の最小期間は、第 L. 632-3 条の適用による専門職種間協定の拡張により、又はこれがない場合は国务院の政令により、最大 5 年に延長することができる。専門職種間協定又は国务院の政令では、5 年未満の間、生産者が生産に従事する製品に関する契約の最小期間が最大 2 年まで延長される旨を規定することができる。生産者は明示的に書面によって、この契約の最小期間の延長について権利放棄を行うことができる。

5 年未満の間、生産者が生産に従事する製品に関する契約は、最小期間の終了前に購入者から解除することはできないが、ただし生産者による不履行の場合、又は不可抗力の場合はその限りではない。その契約にて、更新されない場合に適用される事前通知期間が定められる。

生産者による、5 年未満の間生産に従事する他の生産者への契約の譲渡に購入者が同意した場合、譲渡される契約の残る期間は、それが本 III の適用により定められる最小期間を下回る場合、この期間に達するまで延長される。

5 年の期間中に新たな生産を開業又は開始した事業者、及び本段落に定める条件を満たす新たなパートナーを統合し、その資本の 10%以上を保持する農業企業が、5 年未満の間生産に携わる生産者とみなされる。

国務院の政令では、本条の適用のため、同じ生産に属するものと見なされる製品について明示される。

本 III に規定された契約の最小期間に関する規定は、物品税の対象製品、ブドウ、ブドウ液及びそれらから作られるワインには適用されない。

契約又は枠組み協定の案が、当事者間の交渉の土台となる。本 III の 1. に記載された価格の改定又は決定に関する基準及び方式に関して、案では、農業生産の関連費用に関する 1 つ以上の指標、及びそれらの指標の変化が考慮に入れられる。契約又は枠組み協定において、当事者らは、案の土台から生じる 1 つ以上の指標に加えて、購入者が活動する 1 つ以上の市場において見られる農産物及び食品製品の価格、ならびにそれらの価格の変動に関する 1 つ以上の指標、ならびに製品の数量、組成、品質、原産地及びトレーサビリティ又は仕様の遵守に関する 1 つ以上の指標を組み込むことで、価格の改定又は決定の基準及び方式を自由に決定する。専門職種間団体は、自らの任務の一環として、また前述の 2013 年 12 月 17 日付け欧州議会・理事会規則(EU) No.1308/2013 に基づいて指標の作成及び公開を行い、これは基準指標として機能する。同団体は場合に応じて、第 L. 682-1 条に記載された観測所、又は第 L. 621-1 条に記載された施設に依拠することができる。農家の報酬保護を目的とする 2021 年 10 月 18 日付けの法律 No.2021-1357 の公布から 4 ヶ月以内に、基準指標を専門職種間団体が公開しない場合、農業技術研究所が、専門職種間団体のメンバーによる要請の受領から 2 ヶ月以内にそれらを作成し、公開する。

本 III 第 1 段落に記載された契約、枠組み協定、ならびに契約及び枠組み協定の案にはまた、場合に応じて、商法典第 L. 441-8 条に記載された条項、及び前述の 2013 年 12 月 17 日付け欧州議会・理事会規則 No.1308/2013 第 172 条 bis にて規定された条項も含まれる。

本 III の第 1 段落に記載された契約、枠組み協定、ならびに契約及び枠組み協定の案には、競争環境に関する価格の再交渉又は自動変更に関する効果を持つ条項は含まれない。

IV- III の第 1 段落に記載された書面の枠組み協定案及び締結された枠組み協定ではさらに以下が明示される：

1. 団体の生産者メンバー、又は団体により代表される生産者によって納品される農産物の全数量、原産地及び品質
2. 団体の生産者メンバー間、又は団体により代表される生産者間の納品されるべき数量の按分、及び契約の譲渡の方式
3. 団体の生産者メンバー又は団体により代表される生産者により納品されるべき数量と、実際に納品された数量との間の乖離を管理する方式
4. 購入者と生産者組織又は生産者組織協会との間の関係性、特に購入者と生産者組織又は生産者組織協会との間の数量及び価格の交渉方式、又は価格の決定方式を体系化する規則
5. 購入者により、生産者組織又は生産者組織協会にて設けられる透明性に関する方式であって、第 L. 631-24-1 条の適用により購入者と締結される契約に記載される指標を考慮に入れる方式を明示するもの

購入者は毎月、共に枠組み協定を締結した生産者組織又は生産者組織協会に対して、購入者に請求書作成を委任した生産者メンバーの個々の請求書上に記載される要素を伝達し、また購入価格の決定の基準及び方式の一式を生産者に伝達する。これらの情報の伝達方式は、書面の文書にて明示される。

V. - 対象となる数量に関して、生産者による請求書の作成は、それらの製品を商品化する生産者組織又は生産者組織協会に委任される。総会に集まったこの団体又はこの協会のメンバーにより決定される場合、又は生産者組織又は生産者組織協会が存在しない場合、この請求書作成については第三者又は購入者に委任することができる。いかなる場合においても請求書の作成には、個別の書面によるもので、契約と関連する可能性のない委任が必要となる。

請求書作成の委任は黙示的延長によって毎年更新される。

生産者は、1 ヶ月前の事前通知を条件として、いつでもこの委任を取り消すことができる。

VI- III の 5. に影響を及ぼすことなく、書面の契約又は書面の枠組み協定は場合に応じ、第 L. 632-3 条の適用により拡張された専門職種間協定によって定められる最小期間以上である期間について規定され、また同等の期間、黙示的延長によって更新可能である

が、ただし別段の規定がある場合はその限りではない。同契約又は協定では、更新されない場合に適用される事前通知期間が定められる。この事前通知が購入者から発せられるものである場合、この期間は3ヶ月以上であること。

VII. - 農業生産者、生産者組織又は生産者組織協会が、II の適用により購入者に提出する契約案又は枠組み協定案は、書面の契約又は書面の枠組み協定に添付される。

VIII. - 契約にも枠組み協定にも決定済み価格が含まれない場合、購入者は生産者及び生産者組織、又は生産者組織協会に対して、契約の対象製品の納品初日より前に、判読可能かつ理解可能な形で、支払われる価格を伝達する。

第 L.631-24-1 条

購入者が、農産物又は1つ以上の農産物を含む食品製品の再販売を行う際、販売契約には、これらの製品の取得のために締結された購入契約に記載される、第 L. 631-24 条 III の第 15 段落に記載される指標が考慮に入れられる。

これらの製品の取得のために締結された契約に決定済み価格が含まれる場合、本条第 1 段落に記載された販売契約では、対象農産物の価格に関する1つ以上の指標が考慮される。購入者はその供給業者に、両者間で合意され、また書面の契約又は書面の枠組み協定に記載された頻度に従い、購入者が活動する市場で見られる農産物及び食品製品の価格に関する指標の変動について伝達する。

第 L.631-24-2 条

第 L. 632-3 条の適用による専門職種間協定の拡張に基づく、又は拡張された協定がない場合は、対象となる製品又は製品カテゴリーを明示し、管轄専門職種間団体との協議の上で発行される国務院の政令に基づく、第 L. 631-24 条 I における特例により、販売契約又は枠組み協定は書面の形で締結することができない。この場合、契約がそれでもやはり書面で締結された際は、第 L. 631-24 条（同第 L. 631-24 条 III の 5.を除く）に準拠する。契約期間が3年未満である場合、同 III の 1.への特例により、固定価格の自動改定（上昇又は下降）方式に関する条項を含むことはできない。よって契約期間には、1つ以上の農産物を含む製品の再販売を購入者を行うための契約期間を考慮に入れることができる。

協定が採用され、本条第 1 段落に記載された国務院の政令の公開後に拡張がなされた場合、政令の適用は協定の期間中、保留される。

代表する専門職種間団体が存在しない農産物又は農産物カテゴリーに関して、同第 1 段落に規定された特例には、生産者を代表する職業団体による、その適切性を評価するために有用なあらゆるデータを添付し、根拠を付した要請が必要である。

書面の契約締結が義務ではない場合、生産者は購入者に対して、農産物市場の共通組織を設立し、理事会規則(EEC) No.922/72、(EEC) No.234/79、(EC) No.1037/2001 及び(EC) No.1234/2007 を廃止する 2013 年 12 月 17 日付け欧州議会・理事会規則(EU) No.1308/2013 の第 148 条 1bis 及び第 168 条に基づき、書面の契約の提案を求めることができる。

第 L.631-24-3 条

I.- 第 L. 631-24 条～第 L. 631-24-2 条は適用除外が認められない。

II.- 第 L. 631-24 条～第 L. 631-24-2 条は、第 L. 521-1 条に記載された農業協同組合とそれらの協同組合員との関係性にも、商品化を行う製品の所有権の移転を享受する生産者組織及び生産者組織協会と生産者メンバーとの関係性にも、それらの規約、内規、もしくはそれらの規約により定められたか、それらから生じる規則又は決定に、第 L. 631-24 条 III に記載された条項の効果と類似した効果を持つ規定が含まれる場合には適用されない。これらの文書の写しが、当該の協同組合員、もしくは生産者組織又は生産者組織協会の生産者メンバーに渡される。

協同組合、生産者組織又は生産者組織協会が、自らが所有者である農産物、又はそのメンバーにより納品された農産物を 1 つ以上含む食品製品を商品化する際、販売契約では、生産者からの寄与への報酬について用いられた指標、又は価格が決定済みである場合、対象農産物の価格に関する指標が考慮に入れられる。

第 L. 326-1 条～第 L. 326-10 条の意味における、農業生産者と企業との間で締結された統合契約の枠内で納品された農産物又は農産物を 1 つ以上含む食品製品を企業が商品化する際、販売契約では場合に依りて、両者を拘束する統合契約にて使用及び記載された指標が考慮される。

III. – 第 L. 631-24 条～第 L. 631-24-2 条は、テンサイ又はサトウキビ生産者が製糖会社と共に締結した契約には適用されない。

ただし専門職種間団体は、自らの任務の一部として、また農産物市場の共通組織を設立し、理事会規則(EEC) No.922/72、(EEC) No.234/79、(EC) No.1037/2001 及び(EC) No.1234/2007 を廃止する 2013 年 12 月 17 日付け欧州議会・理事会規則(EU) No.1308/2013 に基づいて、本法典第 L. 631-24 条 III の第 15 段落に記載された指標の作成及び公開を行う。

IV-第 L. 632-3 条及び第 L. 632-4 条にて規定された条件下で、拡張された専門職種間協定において定められた標準契約では、第 L. 631-24 条 III に記載された条項を明示及び補完することができる。

第 L.631-24-4 条

透明性、腐敗撲滅及び経済生活の現代化に関する 2016 年 12 月 9 日付けの法律 No.2016-1691 の公開後 7 年にわたって、第 L. 631-24 条に記載された、生産者と購入者との間で締結された契約及びそこから生じる義務は、それが牛乳の購入に関するものである場合には、全体的にも部分的にも有償での譲渡を行うことはできず、それがなされた場合は無効となる。

本条の規定は適用除外が認められない。

2018 年 10 月 30 日付けの法律 No.2018-938 第 96 条 I に基づき、これらの規定は、同法律の公布後 3 ヶ月目の初日に発効する。ただし、拡張された専門職種間協定において定義された標準契約に基づいて作成された契約は、この標準契約の適合化前に更新又は延長を行うことができる。いかなる場合においても、それらは本法律の公開後 1 年以内に適合しなければならない。

第 L.631-24-5 条

透明性、腐敗撲滅及び経済生活の現代化に関する 2016 年 12 月 9 日付けの法律 No.2016-1691 の公開後 7 年にわたって、第 L. 631-24 条に記載された、生産者と購入者との間で締結された契約及びそこから生じる義務は、それが牛乳以外の乳の購入に関するものである場合には、全体的にも部分的にも有償での譲渡を行うことはできず、それがなされた場合は無効となる。

本条の規定は適用除外が認められない。

第 L.631-25 条

以下の場合には過料が科され、その金額は、終了した最新の会計年度における税抜き販売高の 2%を超えることはできず、もしくは所有権の移転なしに製品の商品化を行う生産者組織又は生産者組織協会の場合、それらが製品の商品化を行う生産者全体の合計販売高の 2%を超えることはできない：

1. 生産者、生産者組織、生産者組織協会又は農産物の購入者に関して、第 L. 631-24 条に記載されたすべての条項が含まれず、又は同第 L. 631-24 条 V を無視した請求書作成の委任を含む、書面の契約又は書面の枠組み協定を締結すること。

2. 生産者又は購入者に関して、前述の第 L. 631-24 条を無視して、枠組み協定の規定を遵守しない契約を締結すること。

3. 書面の販売契約及び枠組み協定の締結が、第 L. 631-24-2 条に定められた条件において任意とされている場合、購入者に関して、前述の 2013 年 12 月 17 日付け欧州議会・理事会規則(EU) No.1308/2013 の第 148 条の第 1 段落 bis 及び第 168 条を無視して、書面の契約案を、それを要請した生産者に提案しないか、もしくは第 L. 631-24 条に記載されたすべての条項が含まれず、又は同第 L. 631-24 条 V を無視した請求書作成の委任を含む、書面の契約案を提案すること。

4. 購入者に関して、契約案又は枠組み協定案の作者に対して、対象製品に関して理由を付した形で、及び妥当な期限内に、同提案の 1 つ以上の要素に関するあらゆる拒否又はあらゆる留保について書面で伝達しないこと。

5. 購入者に関して、前述の第 L. 631-24 条 IV の最後の段落及び第 L. 631-24-1 条にて規定された情報を伝達しないこと。

6. 第 L. 631-24-2 条に規定された条件下で任意とされていない、書面の販売契約及び枠組み協定の締結時：

a) 認められた生産者組織又は認められた生産者組織協会であって、そのメンバーが所有者である製品の商品化交渉のため、同メンバーの受託者として活動するものに関して、それらの製品の 1 次購入者に、書面の枠組み協定の提案を行わないこと。

b) 生産者に関して、自らの製品の購入者に契約を提案しないことで、書面の契約締結を故意に失敗させること。

c) 購入者に関して、生産者と書面の契約を締結することなく、生産者がその製品の商品化交渉のために委任した生産者組織又は生産者組織協会と書面の枠組み協定を締結することなく、もしくは同第 L. 631-24-2 条 III の適用により講じられる規定を遵守することなく、生産者から農産物を購入すること。

罰金の額は確認された事実の重大さ、特に違反してなされた販売の数及び量に比例する。これは、最初の違反から 5 年の期間内に違反が繰り返された場合、2 倍となる可能性がある。

る。管轄行政当局はさらに、電子媒体での公衆への刊行物、官報又は通達サービスにて、科される罰則に比例した形式及び期間にて、決定又は決定の抜粋の公開を命じることができる。最初の違反から 5 年の期間内に違反が繰り返された場合、この公開は自動的に命じられる。

本条に記載される違反の罰則に関する行政措置は、違反がなされた日から 3 年間、この違反の調査、確認又は罰則を意図したいかなる行為もなされなかった場合に時効消滅する。

第 L.631-26 条

第 L. 631-25 条に記載された違反は、国务院の政令により定められる条件下で指定された担当官により確認される。これらの違反は、商法典第 L. 450-2 条及び第 L. 450-3 条、ならびにそれらの適用のために講じられる規定により定められる条件下で、調書に記録される。すべての有用な資料が添付され、また科される過料の額が記載される調書の写しが、対象となる自然人又は法人に通知される。

調書では対象者が 1 ヶ月以内に、書面又は口頭で自らの所見を提示する機会について示される。この期限の終了時、場合に依じて対象者の所見が添付された調書は管轄行政当局へと送られ、同当局は根拠ある決定により、また対審手続きの後、本法典第 L. 631-25 条に規定された罰則を言い渡すことができる。

対象者は、罰則通知から 2 ヶ月以内にこの決定に対する不服又は異議申立てを行う機会について通知される。

本条第 1 段落に記載された担当官は、対審手続きの後、第 L. 631-25 条に記載された違反を犯した者に対して、妥当な期間（3 ヶ月を超えることはできない）を与えつつ、その義務を遵守するよう命じることができる。この期限の終了時に違反が存続する場合、担当官はこれを調書に記録し、本条第 2 段落にて定められた条件の下で罰則を科すために管轄行政当局へと送る。

第 L.631-27 条

商業・農業関係の調停者は、政令により任命される。

農産物の販売又は納品、もしくは再販売又は加工用の食品製品の販売又は納品を目的とする契約の締結又は履行に関するあらゆる紛争（商法典第 L. 441-8 条に規定された価格の再交渉、又は本法典第 L. 631-24 条に規定された枠組み協定に関する紛争を含む）が、同調停者に付託されうる。調停者は当事者らに対して、調停に必要なすべての要素を伝達する

よう要請することができる。調停者は当事者間の紛争の友好的な解決に資するあらゆる措置を講じる。

調停者は、濫用的性質を示す、又は明らかに不均衡であるものと推定されるか、もしくは第 L. 631-24 条 III を遵守していないと推定される契約及び枠組み協定案、又は契約及び枠組み協定の削除又は修正を勧告する。

調停者は、本条第 2 段落に記載された契約関係の規則の変化についてあらゆる勧告を行うことができ、これは経済及び農業担当大臣へと伝達される。

調停者はまた、専門職種間団体、職業団体又は組合の要請に応じて、又は自らの発意によって、契約関係についてのあらゆる横断的な問題について見解を発することもできる。

調停者は、濫用的性質を示すか、又は明らかに不均衡であると推定される、契約又は枠組み協定のあらゆる条項、もしくはそれらの契約又は枠組み協定に関するあらゆる実務について、経済担当大臣に申し立てることができ、これにより大臣は場合に応じて、管轄裁判所にて訴訟を提起することができる。

調停者は、専門職種間組織のメンバー団体の要請に応じて、第 L. 631-24 条 III の第 15 段落に記載された指標に関するあらゆる見解又は勧告を発することができる。

経済担当大臣と農業担当大臣との共同の要請に応じて、調停者は、農産物及び食品製品の生産、加工、商品化及び流通の段階の間での付加価値の公平な分配方式について勧告を発することができる。

これらの見解及び勧告では、様々な形の生産、加工及び商品化（特に有機農業から作られた製品、又は他の品質・原産地識別マークを享受する製品に関するもの）を考慮に入れるための方法について明示される。

調停者は、調停の末に至ったものを含むその結論、見解又は勧告を公開するよう決定することができるが、ただし本条第 2 段落にて規定された紛争に関する当事者らに事前に通知することを条件とする。

調停者はまた、同第 2 段落にて規定された紛争の調停に必要な要素の伝達を当事者が拒否したことについても、公開することができる。

調停者は、商法典第 L. 440-1 条にて規定された商業実務審査委員会に付託することができる。

第 L.631-28 条

農産物又は食品製品の販売を目的とする、第 L. 631-24 条に記載された契約又は枠組み協定の締結又は履行に関する、職業関係者間のあらゆる紛争は、裁判官へのあらゆる付託の前に、商業・農業関係の調停者による調停手続きを受けなければならない、また調停が失敗に終わる場合、第 L. 631-28-1 条に記載された商業・農業紛争解決委員会に付託されるが、ただし契約に調停以外の他の制度が規定されるか、又は仲裁を利用する場合はその限りではなく、また一部のセクター（政令によりそのリストが定められる）に関して、紛争解決の代替的方法が設置されている場合はその限りではない。

商業・農業関係の調停者は調停期間を定め、これは 1 ヶ月を超えることはできず、各当事者の事前の了解の下で更新を一度行うことができる。裁判所の組織及び民事・刑事及び行政手続きに関する 1995 年 2 月 8 日付けの法律 No. 95-125 の第 II 編、第 I 章がこの調停に適用される。

調停が失敗に終わる場合、その失敗が確認されてから 1 ヶ月以内に、紛争のすべての当事者は、当事者らに通知を行った上で、商業・農業紛争解決委員会に付託することができる。契約の履行に関する紛争のすべての当事者は場合に応じて、商業・農業関係の調停者からの勧告に基づき、事実に基づく簡易手順に従って、紛争の裁定のため、管轄裁判所長に付託することができる。そのような方式に従った管轄裁判所長への付託はまた、本項に定められた期限の終了時にも可能となる。

本項への特例として、商法典第 L. 441-8 条の第 5 段落に記載された紛争に関する調停が失敗に終わった場合、紛争のすべての当事者は、管轄裁判官に直接付託することができる。

第 L.631-28-1 条

I.- 商業・農業紛争解決委員会は、商法典第 L. 441-8 条の第 5 段落に記載された紛争を除き、本法典第 L. 631-28 条に記載された紛争の情報を得て、また商業・農業関係の調停者からの拘束力のない勧告に基づき、紛争の裁定を行う。

同委員会は、本法典第 L. 631-24 条及び第 L. 631-24-2 条の適用方式を明記するガイドラインを作成し、これを公開する。

II.- 同委員会は、農業担当大臣からの報告に基づく政令により 5 年の期間にわたって任命される、5 名の委員から構成される。

1. 国務院、破毀院、会計監査院もしくはその他の行政又は法的裁判所の構成員又は元構成

員 1 名、委員会会長

2. 商業関係の過去の経験により選出される人物 2 名

3. 農産物の生産分野での活動実績のある人物 1 名

4. 加工分野（特に農産物）での活動実績のある人物 1 名

委員会にはまた、正委員と同じ条件で指名される、5 名の代行委員が含まれる。

委員全体の中での、また正委員の中での女性数と男性数の違いは 1 を超えない。

委員会の会長職に空きがある場合、又はその理由を問わず支障がある場合、会長の職務は一時的にその代行者によって行われる。

委員会の委員の任期は 1 度だけ更新することができる。

商業・農業紛争解決委員会の委員は、政府、いかなる機関、人物や企業、もしくはいかなる組織からの指示も受けることなく、完全な公平性の下で自らの職務を遂行する。

III. – 委員会は事務局を擁し、また国が手配する外部報告者に依頼を行うことができる。

自らの職務の履行において、委員会が利用可能な代理人は、政府、いかなる機関、人物や企業、もしくはいかなる組織からの指示も受けることなく、完全な公平性の下で自らの職務を遂行する。

同代理人は、自らの職務に起因して知った事実、行為及び情報に関して、職業上の守秘義務に拘束される。

第 L.631-28-2 条

商業・農業紛争解決委員会における指示及び手順は対審によるものである。各当事者は、自らが選定するあらゆる人物の支援を受けるか、又はその人物が代理を務めることができる。

委員会では、出席委員の過半数により審議を行う。審議は、その委員全員（正委員又は代行委員）が出席している場合にのみ行うことができる。委員会の審議は、報告者が同席しない形で行われる。

委員会での議論は、報告者による報告書を読んだ上で、公開セッションにて実施する。ただし、当事者のいずれかが要請する場合、非公開でこれを行う権利が存在する。委員会会長はまた、企業秘密の保持のために必要な場合、聴衆が同席しない状態でセッションを実施又は継続することを決定することができる。

委員会は、付託日から 1 ヶ月以内に見解を表明する。当事者の一方又は他方に対して文書の提出が要請される場合、期限は 2 ヶ月に延長される場合がある。この 2 ヶ月の期限は、委員会に付託を行った当事者の合意があることを条件として延長することができる。

第 L.631-28-3 条

I. 契約又は枠組み協定の締結に関する紛争の場合、商業・農業紛争解決委員会の決定には理由が付され、また第 L. 631-24 条及び第 L. 631-24-2 条への契約の適合性を確保するために遵守すべき条件について明記される。

契約又は枠組み協定の履行又は再交渉に関する紛争の場合、委員会の決定は理由が付されたものであり、また同第 L. 631-24 条及び第 L. 631-24-2 条への契約の適合性を確保するために、契約又は枠組み協定になされるべき修正について明記する。

II. – 委員会は当事者らに対して、自らの決定に従うよう命じることができる。この命令には、当事者らに以下を強制するための罰金が付随する場合がある。

1. 契約又は枠組み協定の締結に関する紛争の場合、本条 I に記載された決定を適用し、第 L. 631-24 条及び第 L. 631-24-2 条に基づく特定の条件下で契約を締結する。

2. 契約又は枠組み協定の履行又は再交渉に関する紛争の場合、本条 I に記載された決定を適用し、第 L. 631-24 条及び第 L. 631-24-2 条に契約を適合させるため、契約の修正又は再交渉を行う。

罰金は、委員会が定める日付以降、遅延 1 日当たり、平均的な 1 日の販売高の 5% を限度として科せられる。考慮に入れられる販売高は、決定日時点で終了済みの直近の会計年度に関する企業の会計帳簿に基づいて計算される。

本 II の 1. に記載された罰金は、I に記載された決定を適用した契約の締結、又は契約交渉の終了をある当事者が決定するまで科される。後者の場合、その当事者は委員会会長に自らの決定について通知する。

本 II の 2. に記載された罰金は、I に記載された決定を適用した契約の修正、又は（場合に応じて、契約に規定される事前通知期限を遵守した形での）契約関係の終了まで

科される。

罰金は、その最終金額を決定する委員会によって清算され、また税金及び財産とは無関係の、国の債権として徴収される。

III.- 委員会は、関与する当事者らへのヒアリングを行った後、自らが必要と考える保全措置を講じる。

紛争の当事者のいずれかの利益に深刻かつ即座に生じる損害がある場合にのみ、それらの措置により介入を行うことができる。

契約又は枠組み協定の締結に関する紛争の場合、保全措置は、I に記載された決定を適用した契約の締結まで、又はある当事者が契約交渉の終了を決定するまで実行される。後者の場合、その当事者は委員会会長に自らの決定について通知する。

契約又は枠組み協定の履行又は再交渉に関する紛争の場合、保全措置は、同 I に記載された決定を適用した契約の修正まで、又は（場合に応じて、契約に規定される事前通知期限を遵守した形での）契約関係の終了まで実行される。

保全措置は、非常事態に対処するために必要な範囲に厳密に制限され続けなければならない。

IV.- 決定は、当事者らに通知される。

V.- II 及び III に規定された命令又は措置が遵守されない場合、委員会は、第 L. 631-25 条に規定された条件の下、罰金を科すことができる。

第 L.631-28-4 条

第 L. 631-28-3 条の適用により、商業・農業紛争解決委員会が講じる決定及び保全措置には、パリ控訴院での取消し又は修正のための請願がなされる可能性がある。

請願には、判決確定遮断の効力はない。ただし決定により明らかに過度な結果が引き起こされる可能性がある場合、又はその通知の後で非常に深刻な新たな事案が生じている場合に、決定の実行猶予がパリ控訴院の院長により命じられる場合がある。

委員会会長は、本セクションを適用してなされた決定の取消し又は修正を行ったパリ控訴院の判決に対して、破毀申立てを提出することができ、また破毀院に異議を提出することができる。

第 L632-1 条

農業生産を代表する職業団体が自らの発意により構成するグループ（生産者組織又は生産者組織協会により構成されるグループを含む）、ならびに場合に応じて、加工、商品化及び流通を代表する職業団体が自らの発意により構成するグループは、それらが活動セクターの重要な一部分を占める場合、農業・食品経済の方向付け・調整高等評議会の見解を経て、国レベルで、又は生産地域レベルで、決定された製品又は製品グループごとに、それらが特に農産物市場共通組織を設立する 2013 年 12 月 17 日付け欧州議会・理事会規則 (EU) No.1308/2013 の対象製品又はその他の製品に関して、同規則第 157 条の第 1 段落 c 又は第 3 段落 c に列挙された目標の 1 つ以上、以下の目標の 1 つ以上を追求する場合、管轄行政当局により専門職種間団体としての資格で認識されることができる：

1. 供給を需要に適応させることを推進し、消費者の行動及びニーズをモニタリングし、対象セクターに関する知識を向上させ、量的・質的計画に製品をより良く適応させること、及び同計画の推進を通じて市場管理に貢献する。
2. 対象セクター内で契約によるアプローチを開発する。
3. 特に製品のトレーサビリティを通じて、食の安全及び食の衛生上の安全を強化する。
4. イノベーション、ならびに応用研究、実験及び開発プログラムを、それらのプログラムの枠内で投資を実現すること等によって推進する。
5. セクターの経済的ポテンシャルを維持及び発展させ、また製品の食料又は非食料上の価値向上に貢献する。
6. 内部及び外部の市場において、対象製品及び対象セクターに関する情報及び販売促進を発展させる。
7. 農産物及び食品製品の生産、加工、商品化及び流通に関するリスク及び不測の事態（特に保健、植物検疫及び環境上の不測の事態及びリスク）の予防及び管理を目的とした集団的アプローチを推進する。

8. 必要な場合、製品の小売販売段階までの、特に技術、品質に関する規律、定義に関する規則、包装、輸送、表示及び管理についての基準の作成及び実施により、製品の品質向上のために作業を行う。

対象セクター内で特定可能な同じ種類の活動を行う、生産者組織又は生産者組織協会により構成されるグループを含む専門職種間団体、専門職種間団体のメンバーは、このセクターの異なる段階を代表する団体としてグループを形成することができる。

専門職種間団体は、自らの任務を良好に実施するため、消費者代表団体と、セクターの企業の従業員とを提携させることができる。

定められた製品グループに関して認められた専門職種間団体はその内部に、それらの製品の1つ又は複数に関して、管轄特別セクションを設置することができる。

第 L632-2-1 条

認められた専門職種間団体は、関連するセクターの政策に関する方針及び措置について諮問を受けることができる。

同団体は、専門職種間協定の枠内で標準契約を定めることができ、同団体は文書作成モデル、特に商法典第 L. 631-24 条の III 及び IV に列挙された条項、ならびに場合に応じて第 L. 441-8 条に規定された条項、ならびに、供給を需要に適応させる目的の数量規制措置に関する条項を組み込みつつ、それを拡張することを行政当局に要請することができる。同団体はまたそれらの協定の枠内で、標準契約を適用して履行される契約のモニタリング方式を定め、また契約優良事例のガイダンス（これらは拡張の対象となることはできない）を作成することができる。

市場に関する知識及び透明性を向上させ、また製品の市場投入のより良い調整に資するため、専門職種間団体は、生産費用、価格（場合に応じて価格指標が添付される）、数量及び過去に締結された契約の期間に関する合計統計データを公開することができ、また地域、国及び国際レベルでの市場の変動見通しに関する分析を行いつつ、セクターの状況を明らかにする性質のあらゆる要素を公開することができる。自らの任務の一部として、また農産物市場の共通組織を設立し、理事会規則(EEC) No.922/72、(EEC) No.234/79、(EC) No.1037/2001 及び(EC) No.1234/2007 を廃止する 2013 年 12 月 17 日付け欧州議会・理事会規則(EU) No.1308/2013 に基づいて、同団体は第 L. 631-24 条 III の第 15 段落に記載され、そして公開される指標を作成し、公開する。統計データ及び指標の発信頻度、ならびにそれらの古さは、各セクターの製品の特性、特にそれらの傷みやすさ及び保管不能性に応じる。専門職種間団体は、価格の決定、改定及び再交渉のためにそれらを考

慮に入れる方法についての勧告を作成することができる。農産物市場の共通団組織を設立し、理事会規則(EEC) No.922/72、(EEC) No.234/79、(EC) No.1037/2001 及び(EC) No.1234/2007 を廃止する 2013 年 12 月 17 日付け欧州議会・理事会規則(EU) No.1308/2013 の第 157 条に基づいて、同団体は、同規則第 172 条 bis の意味における、価値の分配に関する標準条項を作成することができる。

同団体は、拡張の対象となることのできない専門職種間協定の枠内で、自らのメンバーに対して、未加工又は加工済みの農産物、食品製品又は海産物の原産地表示のラベル付けを課すことができる。

第 L665-2 条

ワインの評価制度（その方式は政令により定められる）は、ブドウ園登録簿、市場モニタリングのための情報の義務的申請及び確立、製品輸送の添付書類ならびにブドウ園セクターで維持されるべき帳簿に関する理事会規則(EC) No.479/2008 の適用方式に関する、2009 年 5 月 26 日付け委員会規則(EC) No.436/2009 の適用によって実施される。

評価の確立に必要なデータ収集目的において、ブドウ由来の製品に関する取引であって、生産者、生産者グループ又はワイン協同組合とそれらの購入者の間で、国土上での最初の商品化段階で締結されるものは、以下により是認される契約の対象となる：

- 第 L. 632-3 条及び第 L. 632-4 条にて定められた条件下で、拡張された専門職種間協定により規定される場合、管轄専門職種間団体によるもの。
- 又はそれが存在しない場合、第 L. 621-1 条に記載された施設によるもの。

この是認は、可能な限り早く発行される。

この義務の対象となる製品のリストは、予算担当大臣と農業担当大臣の共同省令により定められる。

専門職種間団体がこの契約を是認する場合、同団体は本条第 2 段落に記載されたデータを、政令により定められる条件の下、第 L. 621-1 条に記載された施設へと伝達する。

第 L.682-1 条

食料担当大臣及び消費担当大臣の下に設置される食品の価格とマージンの形成に関する観測所は、農産物、漁業又は養殖による製品の別を問わず、食品の商品化チェーン内の取引

における価格及びマージンの形成に関する経済事業者及び公共企業体について明らかにする任務を負う。

観測所長の指名方式、観測所の機能及びその構成については、政令により定められる。2名の国民議会議員及び2名の元老院議員が、観測所運営委員会のメンバーとなる。

観測所は、その任務の実行に必要なデータの分析を行う。同観測所はデータを企業に直接要請するか、又は第 L. 621-1 条に記載された施設、及びデータが収集された公的統計サービスを介してこれを取得する。観測所の任務の実行に必要なデータの伝達を拒否する施設のリストは、電子的手段により公開される可能性がある。

同観測所は、農産物の商品化チェーン全体における農業生産段階での生産費用、加工費用及び流通費用の調査を行う。同観測所は各セクターレベルで、第 L. 631-24 条 III の第 15 段落、第 L. 631-24-1 項及び第 L. 631-24-3 条 II に記載された指標の考慮、ならびにそこから生じる、農産物商品化チェーン全体での付加価値の分配について調査する。

同観測所は、同等のデータが利用可能であることを条件に、それらの結果を欧州の主要国のそれと比較する。

同観測所へは、そのメンバーのいずれか、商業・農業関係の調停者、又は専門職種間団体から、第 L. 631-24 条 III の第 15 段落に記載された農産物及び食品製品の生産費用又は価格の指数に関する見解、もしくはそれらの指数の作成方法に関する見解を得るために付託がなされる可能性がある。同観測所は四半期ごとに、第 L. 631-24-1 条の同第 15 段落ならびに第 L. 631-24-3 条 II 及び III に記載された、農業生産の関連費用について公開された指標一式を再掲する、総括報告書を公開する。

観測所は毎年、国会に報告書を提出する。

観測所は年次報告書の前に、管轄常設委員会、ならびに国民議会及び元老院の調査委員会より要請された、農業及び農業食料セクターの状況についてのデータの伝達を行う。

第 L.694-4 条

I. サンピエール島及びミクロン島での第 L. 631-24-2 条の適用のため：

1. I を以下のように作成する：

「I.- 書面の販売契約の締結又は提案は、対象となる製品又は製品カテゴリーを明示する、農業、消費及び海外領土を担当する大臣の省令により義務化される可能性がある

「ただし本 I の第 1 段落は、同第 1 段落に記載された省令により定められるしきい値を販売高が下回る企業には適用されない。」

2. II を以下のように修正する：

a) 第 1 段落を以下のように作成する。

「II.- 農業、消費及び海外領土を担当する大臣の省令により、販売契約の最小期間が定められ、これは 5 年を超えることはできないが、ただし生産者による書面の明示的な権利放棄がある場合はその限りではない。同省令により、5 年未満の間生産者が生産に携わる製品に関する契約の最小期間が、2 年を限度として延長される旨を規定することができる。」

b) 最後から 2 番目の段落の第 2 文の冒頭において、「国务院の政令又は専門職種間協定 (Le décret en Conseil d'Etat ou l'accord interprofessionnel)」の文言を、「農業、消費及び海外領土を担当する大臣の省令 (L'arrêté des ministres chargés de l'agriculture, de la consommation et des outre-mer)」の文言に差し替える。

第 L.932-5 条

フランスの船舶によりフランスにて陸揚げされる海洋水産物の最初の販売は、以下の方式のいずれかに基づいて行われる：

a) 認可を受けた魚市場を介して

b) EU 法により定めらる条件下で登録された 1 次購入者への随意契約。この場合、販売は第 L. 631-24 条 III の 1.~7.に列挙された条項を含む書面の販売契約の対象となる。

c) 小売販売（私的消費のみ）。

認可された魚市場での販売方式、認可された魚市場の運営組織間、ならびに生産者、購入者及びそれらの団体間の関係性が体系化される条件、b に記載された契約の最小期間、ならびに c に規定された小売販売の方式は、政令により定められる。

2018 年 10 月 30 日付けの法律 No. 2018-938 の第 96 条 I に基づき、それらの規定は、同法律の公布後 3 ヶ月目の初日に発効する。同法律第 1 条の発効日より前に締結される契約及び枠組み協定に関する経過措置について、第 96 条 I の規定を参照のこと。

第 L.952-5 条

第 L. 932-5 条のサン・バルテルミー島での適用のため、「EU 法により定めらる条件下で登録された (enregistré dans les conditions prévues par la législation européenne)」の文言は適用されず、また「第 L. 631-24 条 III の 1.~7.に列挙された条項を含む書面の販売契約 (un contrat de vente écrit comportant les clauses énumérées aux 1° à 7° du III de l'article L. 631-24)」の文言を「請求書 (une facture)」の文言に差し替える。

第 L.953-3 条

第 L. 932-5 条のサン・マルタン島での適用のため、「第 L. 631-24 条 III の 1.~7.に列挙された条項を含む書面の販売契約 (un contrat de vente écrit comportant les clauses énumérées aux 1° à 7° du III de l'article L. 631-24)」の文言を「請求書 (une facture)」の文言に差し替える。

EGalim 法及び EGalim 2 法による商法典の修正箇所の和訳

(※EGalim 法で修正された条文が EGalim 2 法でも修正されている場合は、EGalim 2 法による修正版を掲載)

第 L.123-5-2 条

農産物の加工、食品製品の商品化、大量消費製品の 1 店舗以上の小売り店の直接的又は間接的な経営、小売り企業の参照センター (*centrale de référencement*) 又は共同購入センター (*centrale d'achat*) として流通セクターでの介入を行う、営利企業の経営者が、第 L. 232-21 条～第 L. 232-23 条に定められた条件及び期限の中で帳簿の提出を行わない場合、商事裁判所長はこの企業に対して、罰金付きで短期間中にこれを行うよう命じることができる。この罰金の額は、命令により定められる日付からの遅延 1 日当たり、この活動において企業がフランスで達成する 1 日当たりの税抜き平均販売高の 2%を超えることはできない。

第 L.232-24 条

書記官は、第 L. 232-21 条～第 L. 232-23 条の I に規定された提出の不履行を確認した際、第 L. 123-5-2 条又は第 L. 611-2 条 II の適用を可能にするため商事裁判所長に、また県における国の代表者に通知する。

第 L.420-5 条

生産、加工及び商品化費用と比較して不当に低い、消費者への価格の提示又は販売価格の慣行は、それらの提示又は慣行の目的が、企業又はその製品のいずれかを市場から排除するか、市場へのアクセスを阻害する目的のものであるか、又はそのような効果を持つ可能性がある場合、禁止される。

グアドループ、ガイアナ、マルティニーク、レユニオン及びマイヨット県において、地域で生産及び商品化されるものと同一であるか類似した食品が、フランス本土にてなされるものよりも明らかに低い価格で消費者に提供される場合、輸入及び流通関係者間の協定締結、ならびに地域の生産及び加工関係者間の協定締結が、その領土内の国の代表者によって義務化される可能性がある。これには、対象製品の数量、地域の生産者の経済状況、及び非常に定収入である消費者の利益が考慮に入れられる。この協定の交渉は、国及び経済発展に関する管轄公共団体の庇護の下に行われ、またこの協定には、地域で生産された食品を消費者に提供するための、流通による継続的運営、及び消費者のニーズを最良の形で満たすため、地域の生産者が実施する方針について記載されなければならない。協定は、

知事令により公開される。交渉開始から 10 営業日の期限内に協定がなされない場合、領土における国の代表者は命令（アレテ）により、自らの権限の中で、前述の目的を達成可能にするあらゆる措置を講じる。

商品化費用にはまた必ず、製品の安全性に関する法的及び規則上の義務から生じるすべての費用が含まれなければならない。

本条の第 1 段落及び第 3 段落は、そのままの状態での再販売の場合には適用されないが、ただし公衆の私的用途のために物質的媒体で複製される録音及びビデオソフトを除く。

第 L.441-1-1 条

I- 食品製品及びペットフード用の製品に関して、供給業者の決定による一般販売条件は以下のとおりである（この選択に購入者が関与することができない）：

1. 農業用原材料のそれぞれに関して、また本 I の第 1 段落に記載された製品の組成に組み込まれる農業用原材料の 50% 超により構成される加工製品のそれぞれに関して、数量のパーセンテージ及び供給業者価格のパーセンテージの形により、同製品の組成中のそれらの割合を提示する。
2. 農業用原材料、及び同第 1 段落に記載された製品の組成に組み込まれる農業用原材料の 50% 超により構成される加工製品の合計割合を、数量のパーセンテージ及び供給業者価格のパーセンテージの形にて提示する。
3. 一般販売条件が、同第 1 段落に記載された製品の供給業者価格の前年比の変化を示すものであることを条件として、独立した第三者の介入（それは第 L. 443-8 条の II に基づき、本 I の第 1 段落に記載された農業用原材料又は加工製品の価格割合から生じる、その変動の割合に関してその介入が無関係であった旨を交渉の終了時に証明することを担当する、供給業者の費用負担によるもの）について規定する。この場合供給業者は、この証明に必要な文書を第三者に送付する。この証明は、契約締結の翌月に提供される。この証明が無い場合、当事者らが契約関係の継続を希望するのであれば、同者らは当初の契約への署名後 2 ヶ月以内に、契約の修正を行う。

独立した第三者は、自らの職務に起因して知った事実、行為及び情報に関して、職業上の守秘義務に拘束される。独立した第三者を利用することで、場合に応じて行政からの要請に応えるために、証拠書類を 1 部保持することが供給業者に対して免除されるものではない。

本 I へのあらゆる違反については、第 L. 443-8 条 VI に定められた条件の下、過料が科せられる。

食品製品又はペットフード用製品であって、それらの製品を構成する農業用原材料、及び農業用原材料の 50% 超により構成される加工製品の合計割合が、25% を超えないしきい値以下であるものに対しては本 I に規定される義務が適用されない旨が、政令により定められる場合がある。

II.-A.-I の 1. の適用のため、購入者は自らの費用負担において、一般販売条件に記載された要素の正確性を証明するため、独立した第三者を任命するよう供給業者に要請することができる。この場合、供給業者は 10 日以内に、それらの要素の正確性の根拠を示す文書を独立した第三者に送付する。

B.-I の 2. の適用のため、購入者は自らの費用負担において、一般販売条件に記載された要素の正確性を証明するため、独立した第三者を任命するよう供給業者に要請することができる。製品数量又は供給者価格において、農業用原材料の合計割合についての供給業者による不正確性又は故意の誤りが、独立した第三者により確認され、それによって本 B の第 1 文に記載された証明書の発行が不可能になる場合、独立した第三者の介入費用は供給業者が負担する。

C.-I の 1. 及び 2. の適用において、独立した第三者の任務は、供給業者と締結した契約に基づき、供給業者が送付する文書及び証拠書類の受領、送付された情報の正確性の証明（特に供給業者価格における農業用原材料及び加工製品の単位当たり又は合計割合の判定）、ならびに本 C に記載される書類の受領から 10 日以内の購入者への証明書の送付に限られる。

D.- 独立した第三者は、自らの職務に起因して知った事実、行為及び情報に関して、職業上の守秘義務に拘束される。

独立した第三者を利用することで、場合に応じて行政からの要請に応えるために、証拠書類を 1 部保持することが供給業者に対して免除されるものではない。

III.- 農業用原材料の価格は、農産物市場の共通組織を設立し、理事会規則(EEC) No.922/72、(EEC) No.234/79、(EC) No.1037/2001 及び(EC) No.1234/2007 を廃止する、2013 年 12 月 17 日付け欧州議会・理事会規則(EU) No.1308/2013 の第 148 条及び第 168 条の意味において、1 次購入者、(所有権の移転を伴って) 生産者組織又は農業協同組合により、農産物の納品に関して支払われる価格である。

IV・ 一般販売条件では、食品製品又はペットフード用製品の組成に組み込まれる農業用原材料に関して、農事海洋漁業法典第 L. 631-24 条を適用して締結される販売契約がすでに締結されているか否かが示される。

V・ 本条は、第 L. 441-4 条 II の意味における卸売業者の購入及び再販売行為にも、特定の食品製品、食品製品カテゴリー、ペットフード用製品にも適用されず、またそのリストは、生産セクターの特性を理由とした関連専門職種間団体との協議の上で発行される政令により定められる。

VI・ 政令により、独立した第三者の任務遂行の保証を示すものと推定される職業のリストが定められうる。

第 L.441-10 条

購入者の特別なニーズに応える方式に基づいて、食品製品の設計及び生産に関して供給業者と流通業者との間で締結された、期間が 1 年を下回る契約には、それらの農産物が、国務院の政令又は農事海洋漁業法典第 L. 631-24-2 条に規定された、拡張された専門職種間協定の適用による、書面の契約の対象とならなければならない場合、これらの食品製品の組成に組み込まれる非加工農産物の価格、又は購入価格の決定のための基準及び方式が記載される。この義務は場合に応じて、販売者が同法典第 L. 521-1 条に記載された企業である場合に適用される。

本条第 1 段落に記載された価格決定の基準及び方式については、農業生産費用の 1 つ以上の公開指数、及び食品製品の消費者への販売価格の 1 つ以上の公開指数が参照される可能性がある。これらの指数は当事者間で誠実に定められ、また契約に固有のものであるか、又は専門職種間協定により設けられる可能性がある。

第 L.441-17 条

I・ 契約では、契約上の確約事項を履行しない場合に供給業者に科せられる罰則の設定について定めることができる。ここでは、契約にて規定される納品数量に関する十分な誤差の範囲が規定される。不測の事態が発生した場合に他方の当事者に通知するため、十分な期限が確保されなければならない。

流通業者が供給業者に科す罰金は、対象製品の購入価格のあるパーセンテージに相当する額を超えることはできない。罰金は、契約上の確約事項の不履行に関して被った損害に釣り合ったものでなければならない。

商品の不適合又は納品日の不遵守の場合を除き、商品の拒絶又は返品を行うことは禁じられる。

違反の証拠は、流通業者があらゆる手段によって提供しなければならない。供給業者には、対応する苦情の実態を検証し、場合に応じて反論するために妥当な期間が与えられる。

契約上の確約事項の不遵守に対応する罰金又は割引を、供給業者が作成した請求書の金額から自動的に差し引くことは禁じられる。

在庫切れが引き起こされた状況がある場合のみ、物流上の罰金の適用は正当化される。特例として流通業者は、損害が存在することを書面で実証し、文書化した場合に、他のケースにおける物流上の罰金を科すことができる。

物流上の罰金を科すことが検討される場合はただちに、当事者らの意思を超える状況が考慮に入れられる。不可抗力の場合、物流上の罰金は一切科すことができない。

II. – 流通業者は、商品の受領以降に適用される支払い期間よりも短い、本条に記載される罰金の支払い期限を供給業者に要求することはできない。

第 L.441-18 条

流通業者による契約上の確約事項の不履行がある場合、供給業者は流通業者に罰金を科すことができる。それらの罰金は、当該製品の購入金額のあるパーセンテージに相当する金額を超えることはできない。罰金は、契約上の確約事項の不履行に関して被った損害と釣り合ったものでなければならない。違反の証拠はあらゆる手段により、供給業者によって提供されなければならない。流通業者には対応する苦情の実態について検証するため、また場合に応じて反論するために、妥当な期限が与えられる。

第 L.441-19 条

第 L. 441-17 条及び第 L. 441-18 条の適用のために、優良事例のガイドが公開され、また定期的に更新される。

第 L.441-2 条

I.- 消費者向けのあらゆる広告であつて、あらゆる媒体で発信され、又は販売場所の外から見えるもので、生鮮食品製品に関する値下げ又は販売促進価格を記載するものには、提示される製品の性質及び原産、ならびに広告者によるその提示が維持される期間が明示されなければならない。原産に関する記載は、価格の記載と同等以上の文字大きさでなされること。

食品製品の販売事業者による販売促進において、商業関係の枠組み内でのマーケティング及び販売促進ツールとして「無料 (gratuit)」という語を使用することはできない。

そのような販売促進活動により、その規模又は頻度によって、市場が混乱する可能性がある場合、省庁横断型の省令、又はそれが無い場合は知事令により、対象製品に関してそのような活動の頻度及び期間が定められる。

第 1～3 段落の規定へのあらゆる違反には、15,000 ユーロの罰金が科せられる。

本 I にて違反してなされた広告は、消費法典第 L. 121-3 条に定められた条件下で停止が命じられる可能性がある。

II.- 売却価格に関する供給業者と購入者との間の協定の対象となる生鮮状態の果物又は野菜に関して、販売場所以外での価格の広告は、広告価格の適用初日の最大 3 日前から認められ、広告期間はその日付から 5 日間を超えることはできない。

売却価格に関する協定は、販売場所以外での価格広告の発信前に、当事者らにより署名される署名の契約として形式化され、当事者のそれぞれが 1 部を保有する。本段落は、本法典第 L. 310-2 条に記載される、開封販売場所で行われる価格広告には適用されない。

III.- II の第 1 段落に記載された条件が満たされない場合、生鮮状態の果物又は野菜に関する、販売場所以外でのあらゆる価格広告は、その原産地を問わず、農事海洋漁業法典第 L. 632-1 条に基づいて締結される専門職種間協定の対象とならなければならない、その期間は

1 年間で、更新が可能である。この協定にて、そのような広告が可能な期間及びその方式が明示される。

この協定は、同法典第 L. 632-3 条及び第 L. 632-4 条に基づいて拡張することができる。

IV- II 及び III は、フランス本土で生産されない品種に属する生鮮状態の果物及び野菜には適用されない。

第 L.441-4 条

I- 本条は、第 L. 441-3 条 I に記載された協約であって、消費の頻度及び反復度が高い非耐久製品として定義される、大量消費製品に関するものに適用される。これらの大量消費製品のリストは政令によって定められる。

II- 本条は卸売業者には適用されず、卸売業者とは職業目的で、1 社以上の供給業者から製品を購入し、自らの活動の必要性から調達を行う他の取引業者、卸売業者又は小売り業者、加工業者又は他のあらゆる職業関係者に主にそれらを再販売する、あらゆる自然人又は法人を意味する。

1 店舗以上の小売り店を直接的又は間接的に経営するか、又は小売り企業向けの共同購入センター又は参照センターとして流通セクターに介入する企業もしくは自然人又は法人グループは、卸売業者の概念から除かれる。

III- 協約には、一般販売条件と共に、供給業者により事前に伝達された単価計算表、又は交渉の土台として使用された版の計算表の使用方法が記載される。

IV- 協約では、第 L. 441-3 条 III に基づいて協約により定められる義務の一式と共に、商業関係事業計画を構成する、予測販売高が定められる。その期間が 2 年又は 3 年である場合、この協約により、予測販売高の改定方式が定められる。

V- 第 L. 441-3 条 III の 1.~3. に定められた義務のそれぞれの発効日は、合意された価格の発効日と同時となる。これは遅くとも、3 月 1 日に適用される。

販売業務の特例条件に関する第 L. 441-3 条 III の 1. の規定は、本条には適用されない。

VI- 供給業者はその一般販売条件を、3 月 1 日の 3 ヶ月前まで、又は特別な商品化サイクルに従う製品の場合、商品化時期の開始時点の 2 ヶ月前までに流通業者に伝達する。

流通業者には、一般販売条件の拒否、又はその受入れ、又は場合に応じて交渉に付すことを希望する一般販売条件の規定について明示的にかつ詳細に根拠を示すため、一般販売条件の受領から妥当な期間が与えられる。

VII. 場合に応じて供給業者が、自らの製品又はサービスに関する販売促進上の便益を年間を通して消費者に提供することを確約するための条件は、民法典第 1984 条以下に基づいて締結及び履行される、流通業者又はサービス提供者への委任にて定められる。各委任契約では特に、提供される販売促進上の便益の金額及び性質、提供される期間、それらの便益の実施方式、ならびに流通業者による供給業者への計算書の提示について明示される。

第 L. 443-2 条に記載された農作物、乳及び乳製品に関して、これらの便益は単価計算表の価額（管理費を含む）の 30%を超えることはできない。

第 L.441-6 条

I. – すべての生産者、サービス提供者、卸売業者又は輸入業者においては、製品のすべての購入者、職業活動のために依頼を行うすべてのサービス提供依頼者に、自らの一般販売条件を伝達することが求められる。一般販売条件には以下が含まれる：

- 販売条件
- 単価計算表
- 値引き
- 支払い条件

一般販売条件は、製品の購入者又はサービス提供依頼者のカテゴリーに応じて異なる可能性がある。この場合、第 1 段落に規定された伝達義務は、同一カテゴリーの製品購入者又はサービス提供依頼者に適用される一般販売条件に関するものとなる。それらの適用期間中、国務院の政令、又は農事海洋漁業法典第 L. 631-24-2 条に規定された、拡張された専門職種間協定の適用により、書面の契約の対象とならなければならない非加工の農産物を 1 つ以上含む食品製品に関する一般販売条件では、これらの農産物の生産者へと販売者より提案される平均予測価格が示される。この義務は場合に応じて、販売者が同法典第 L. 521-1 条に記載された企業である場合に適用される。本段落に記載された予測価格の決定のための基準及び方式では、農業生産費用の 1 つ以上の公開指数、及び食品製品の消費者への販売価格の 1 つ以上の公開指数が参照される可能性がある。これらの指数は当事者間

で誠実に定められ、また契約に固有のものであるか、又は専門職種間協定により設けられる可能性がある。

一般販売条件は、商業的交渉の唯一の土台となる。この交渉において、すべての生産者、サービス提供者、卸売業者又は輸入業者は、製品購入者又はサービス提供依頼者と、販売特別条件について合意することができ、これは第 1 段落に規定された伝達義務の対象とはならない。

販売条件に記載されるか又は当事者間で合意される別段の規定がある場合を除き、金額の支払い期限は、商品の受領又は依頼されたサービスの実行から 30 日後に設定される。

支払い金額の清算のために当事者間で合意される期限は、請求書の発行日から 60 日を超えることはできない。特例として、請求書の発行日の月末から 45 日の最大期限が当事者間で合意されうるが、ただしこの期限が契約により明示的に規定され、かつ債権者に対する明らかな濫用でないことを条件とする。租税一般法典第 289 条 I の 3 の意味において、定期的に請求書が発行される場合、当事者間で合意される期限は、請求書の発行日から 45 日を超えることはできない。

あるセクターの職業関係者、顧客及び供給業者は、前段落にて定められる支払いの最大期限を削減することを共同で決定することができる。同者らはまた、商品受領日又は依頼されたサービスの提供実施日を、この期限の開始時点として採用するよう提案することもできる。この目的のため、それらの職業団体により協定が締結される可能性がある。政令により、新たな支払いの最大期限がセクターの全ての事業者へと拡張され、又は場合に応じて新たな計算方法が有効化され、それが同事業者へと拡張される。

前述の規定にかかわらず、商品の陸上輸送者、運転手付きであるか否かを問わない車両のレンタル、輸送の委託、ならびに貨物フォワーダー、海運業者、航空貨物業者、貨物仲買人及び税関職員の業務に関して、合意された支払い期限はいかなる場合も、請求書の発行日から 30 日を超えることはできない。

支払い条件には必ず、請求書に記載される支払日以降に要求可能な遅延罰金の適用条件及び利率、ならびに支払金額の清算がこの日付の後になされた場合、債権者が負担する回収費用のための補償一時金の金額が明示されなければならない。法定利率の 3 倍を下回る率を設定することができない別段の規定がある場合を除き、この率は、欧州中央銀行が直近に行った市場介入にて適用された利率に 10 ポイントのパーセンテージを加えたものに等しいものとする。この場合、対象年の上半期中に適用される率は、当該年の 1 月 1 日時点で有効な率となる。当該年の下半期については、当該年の 7 月 1 日時点で有効な率となる。遅延の罰金は、リマインドの必要なしに要求可能である。支払い遅延の状況にあるす

すべての職業関係者は自動的に債権者に対して、政令により金額が定められる回収費用のための補償一時金の債務者となる。生じた回収費用がこの補償一時金の額を上回る場合、債権者は根拠を示した上で、追加の補償金を要請することができる。ただし、保護、組織再編又は司法清算手続きの開始により、支払いが行われるべき債権のその期日での支払いが禁じられる場合、債権者はそれらの補償金の便益に訴えることができない。

第 1 段落に規定された伝達は、その職業の実務に則したあらゆる手段によって行われる。

第 9 段落への特例として、特に季節的な特性の強いセクターに属する製品の販売又はサービスの提供に関して、当事者らは、法律の簡素化及び行政手順の軽減に関する 2012 年 3 月 22 日付けの法律 No. 2012-387 第 121 条 III に基づいて締結された協定の適用により、2013 年に適用される最大期限を超えない支払い期限に合意することができる。この期限は契約にて明示的に規定されなければならない、また債権者に対する明らかな濫用となるものであってはならない。政令により、対象セクターのリストが定められる。

本 I の第 9 段落への特例として、欧州連合外へそのままの状態で納品されるための物品に関する、租税一般法典第 275 条の適用により付加価値税が免除された購入の支払いに関して当事者間で合意された期限は、請求書の発行日から 90 日を超えることはできない。当事者間で合意された期限は契約により明示的に規定され、また債権者に対して明らかな濫用となるものであってはならない。物品に、本段落第 1 文に記載された目的地が与えられない場合、本 I の第 2 段落に記載された遅延の罰金が要求可能である。本段落は、大企業によりなされる購入には適用されない。

II. – サービス又はサービスの種類の価格が事前に決定されえないか、又は正確に示されえない場合、サービス提供者にはその依頼を行う受領者に対して、価格の検証を可能にする価格の計算方法、又は十分に詳細な見積りを伝えることが求められる。

III. – サービス提供のあらゆる受領者に対するあらゆるサービスの提供もまた、消費法典第 L. 111-2 条に定義された情報の義務に拘束される。

この義務は、通貨金融法典第 I～III 巻及び第 V 巻第 V 編に記載されたサービス、保険法典に準拠する企業が行う業務、同法典第 L. 381-1 条に記載された補完職域年金基金、共済組合法典第 L. 214-1 条に記載された共済組合又は組合、社会保障法典第 L. 942-1 条に記載された補完職域年金制度、共済組合法典第 II 巻に準拠する共済組合及び組合、社会保障法典第 IX 巻第 III 編に準拠する生活保障制度及び組合には適用されない。

IV. – 債権者にとってより有利な特定の規定を条件として、商品又はサービスの契約への適合性を証明できる受領又は検証手順が規定されている場合、この手順の期間は、良好な

商業上の慣行及び使用に基づいて定められ、またいかなる場合も、商品の受領又はサービス提供の実施から 30 日を超えないこととするが、ただし契約に別段の明示的な規定がある場合はその限りではなく、また本条 VI の第 2 段落又は第 L. 442-6 条の意味における濫用的な条項や慣行となるものでないことを条件とする。受領又は検証手順の期間により、期間の増大、I の第 9 段落に規定された支払いの最大期間の開始時点の変更の影響が生じうることはないが、ただし契約に別段の明示的な規定がある場合はその限りではなく、また本条 VI の第 2 段落又は第 L. 442-6 条の意味における濫用的な条項や慣行となるものでないことを条件とする。

V. – グアドループ、マルティニーク、ガイアナ、レユニオン及びマイヨット県の課税地域、ならびにサン・バルテルミー、サン・マルタン、ウォリス・フトゥナ諸島ならびにサンピエール島及びミクロン島の海外領土自治体における輸入対象商品の納品に関して、本条 I の第 8 段落及び第 9 段落に規定された支払い期限は、最終目的地の港での商品の通関日に初めて起算される。商品が、購入者又はフランス本土の代理人にとって使用可能な状態にされた際、期限は、使用可能な状態にされた日の 21 日後、又は通関日のいずれか早い日付に初めて起算される。

VI. – 本条 I の第 8、9、11 及び最終段落に記載された支払い期限を遵守しない場合、支払い条件の中に同 I の第 12 段落の第 1 文に記載された文言が示されない場合、同段落に適合しない方式に基づいた遅延の罰金に関する率又は要求可能性条件が設定された場合、ならびに前述の I の第 9 段落に基づいて当事者間で合意された支払い期限の計算方式を遵守しない場合、過料が科せられ、その金額は自然人の場合は 75,000 ユーロ、法人の場合は 200 万ユーロ以下となる。過料は、第 L. 470-2 条に規定された条件下で科せられる。科せられる過料は、罰則の最初の決定が最終化した日付から 2 年以内に違反が繰り返された場合、2 倍となる。

同じ罰則の下、同条に記載された支払い期限の開始時点を濫用的に遅延させる効果を持つあらゆる条項又は慣行は禁止される。

第 L.441-7 条

I. – 購入者の特別なニーズに応える方式に基づき、また流通業者の商標の下で販売される食品製品の設計及び生産に関する、供給業者と流通業者の間に締結される契約には、これらの食品製品の組成に組み込まれる農産物の価格、また購入価格決定の基準及び方式が記載される。

価格決定には、流通業者の要望に応じて製造者が行うイノベーションの努力が考慮される。

契約には、食品製品の組成に組み込まれる、本法典 L. 441-1-1 条 I の対象となる農業原材料又は加工製品の費用変化に応じた価格の自動改定条項が含まれる。当事者らは、農事海洋漁業法典第 L.631-24 条 III に記載された農業生産価格に関する指標を特に考慮に入れて、改定の様式を自由に決定する。

流通業者は製造者に対して、製造者が負担する農業原材料費用の変化の正確性を 15 日以内に証明することを、独立した第三者に委任するよう要請することができる。この場合製造者は、それらの要素の正確性を裏付ける資料を 10 日以内に、独立した第三者に提出する。独立した第三者の介入費用は、流通業者が負担する。農業原料又は加工製品の費用変化について、製造者による不正確性又は故意の誤りが、独立した第三者により確認され、本段落第 1 文に記載された証明書の発行が不可能になる場合、これらの費用は製造者が負担する。独立した第三者は、自らの職務に起因して知りえた事実、行為及び情報に関して、職業上の守秘義務に拘束される。

I bis.- 購入者の特定のニーズに応える方法に従い、また流通業者の商標の下で販売される食品製品の設計及び生産に関して入札募集が行われる場合、入札募集には、流通業者が生産を希望する予測数量に関する、流通業者の確約が含まれる。

I ter.- I に記載された契約には、所定の期間にわたって生産させることを流通業者が確約する予測数量、及び数量に関する変動可能性を製造者が予見するための妥当な通知期限に関する条項が含まれる。

I quater.- 契約では、契約関係の停止時に遵守されるべき、契約上の事前通知に関する最小期限が定義される。契約では契約解消時における、包装及び完成製品の結末及び流通方法が規定される。

II.- I に規定された義務は、農産物の販売が書面の契約の対象となる場合にのみ適用される。それは場合に応じて、販売者が農事海洋漁業法典第 521-1 条に記載された企業である場合に適用される。

III.- I に記載された契約には、契約履行中に生じる様々な追加費用の、流通業者と供給業者間での按分に関する条項が含まれる。

IV.- 流通業者の商標の下で販売される製品の販売促進活動に関する費用は、製造者には一切請求することはできない。

V.- 契約により、調達条件を最適化し、また在庫切れのリスクを制限するため、流通業者

と製造者との間の警告及び定期情報交換のシステムが確立される。

VI.- 本条へのあらゆる違反については、自然人の場合は 75,000 ユーロ以下、法人の場合は 375,000 ユーロ以下の過料が科せられる。

罰則の最初の決定が最終化した日付から 2 年以内に違反が繰り返される場合、科される過料の最大額は自然人の場合 150,000 ユーロ、法人の場合 750,000 ユーロとなる。

第 L.441-8 条

農産物市場の共通組織を設立し、理事会規則(EEC) No.922/72、(EEC) No.234/79、(EC) No.1037/2001 及び(EC) No.1234/2007 を廃止する 2013 年 12 月 17 日付け欧州議会・理事会規則(EU) No.1308/2013 の第 172 条 bis に影響を及ぼすことなく、農産物及び食品製品であって、その生産価格が農業及び食品原材料、農産物及び食品製品、エネルギー、輸送、ならびに包装の組成に組み込まれる材料の価格変動に大きく影響されるものの販売に関する、履行期間が 3 ヶ月を超える契約には、これらの変動（上昇及び下降）を考慮に入れるための価格の再交渉の方式に関する条項が含まれる。

両当事者により定められるこの条項では、再交渉の開始に関する条件及びしきい値が明示される。

価格の再交渉は誠意をもって、企業秘密を遵守し、契約にて明示される期限（1 ヶ月を超えることはできない）内に行われる。再交渉は、これらの変動から生じる生産費用の増大又は減少に関する当事者間の公平な按分を目指して行われる。特に、サプライチェーンの関係者全体へのこれらの変動の影響が考慮される。この再交渉の報告書は、政令により定められる方式に基づいて作成される。

最初の 2 段落に基づく再交渉条項を規定しないこと、第 3 段落に定められた期限を遵守しないこと、同第 3 段落にて規定された報告書を作成しないこと、再交渉中に製造の秘密又は企業秘密を毀損することに対しては過料が科せられ、その金額は自然人の場合は 75,000 ユーロ以下、法人の場合は 375,000 ユーロ以下となる。科される罰金の最大額は、罰則の最初の決定が最終化した日付から 2 年以内に違反が繰り返された場合、2 倍となる。

第3段落に定められる1ヶ月の期限の終了時に、価格の再交渉が合意に達しない場合、及び仲裁を利用する場合を除き、農事海洋漁業法典第L. 631-28条が適用されることとするが、ただし契約にて他の調停制度を規定することができる場合はその限りではない。

本条は、本編を遵守する他のいかなる再交渉も妨げるものではない。

本条はまた、第1段落に記載された製品の、購入者の特定のニーズに応える方式に基づいた設計及び生産に関する、履行期間が3ヶ月を超える契約にも適用される。

第L.442-1条

I. - 契約の商業的交渉、締結又は履行における、生産、流通又はサービス活動を行うあらゆる者による以下の行為により、その行為者には責任が生じ、引き起こされた損害を回復する義務をその者は負う：

1. いかなる対価にも対応せず、合意された対価の価額に明らかに釣り合わない便益を、他方の当事者から取得するか、取得を試みる。
2. 当事者らの権利及び義務において大きな不均衡を生じさせる義務を、他方の当事者に負わせるか、又はそれを試みる。
3. 第L. 441-17条に適合しない物流上の罰則を科す。
4. 第L. 441-1-1条Iの対象となる食品製品及びペットフード用製品に関して、第L. 443-8条に記載された協約により規定される、差別的で対価により正当化されない価格、支払い期日、販売条件もしくは販売又は購入の方式を他方の当事者に対して実施するか、又は他方の当事者からそれを取得し、よってこれにより、この提携者に競争における不利益又は便益を生じさせる。

II. - 生産、流通又はサービス活動を行うあらゆる者が、商習慣又は専門職種間協定を参照する、商業関係の期間を特に考慮した書面の事前通知なしに、確立された商業関係を部分的であっても突然停止させる場合、その行為者には責任が生じ、引き起こされた損害を回復する義務をその者は負う。

事前通知期間について当事者間で紛争がある場合、停止を行った者の責任は、その者が 18 ヶ月の事前通知期間を遵守した場合、期間の不十分さを理由として負わせることはできない。

本 II の規定によって、これらの義務を他方の当事者が履行しない場合、又は不可抗力の場合に事前通知なしに解除する権利が妨げられるものではない。

III. – オンライン仲介サービス利用企業のための公平性及び透明性を促進する 2019 年 6 月 20 日付け欧州議会・理事会規則(EU) 2019/1150 の意味における、オンライン仲介サービスを提供するあらゆる者が、同規則にて明示的に規定された義務を遵守しない場合、その行為者には責任が生じ、引き起こされた損害を回復する義務をその者は負う。

同規則に明示的に記載されていないあらゆる条項又は慣行については、本編の他の規定に準拠する。

第 L.443-2 条

I. - 政令により作成されるリストに記載される、傷みやすいか又は短い生産サイクルから生じる農産物、又は動物の生体、死体製品に関して、又は漁業及び養殖製品に関して、流通業者又はサービス提供者は、自らの販売促進に固有のものであり、個別の目的を持つ購入、販売又はサービスの義務に属さない、割引、値引き及び払戻しの享受、又はその再販売の際になされるサービスの報酬の規定については、供給業者によるこれらの製品の販売に関する書面の契約に規定されている場合のみ行うことができる。

この書面の契約には特に、数量の確約、対象製品及びサービスの数量及び品質に応じた価格決定の方式、ならびに価格設定に関連する条項が含まれる。同契約では流通業者の確約に関して、供給業者が流通業者に対して認める価格優位性について記載される。

第 1 段落に記載された活動に関する標準契約が、農事海洋漁業法典第 L. 632-3 及び L. 632-4 条の規定の適用によって、対象製品に関して認められた専門職種間団体により採用され、また拡張された専門職種間協定に含まれる場合、第 1 段落に記載された契約はこの標準契約に適合するものとなる。

第 2 段落及び第 3 段落は、農事海洋漁業法典第 L. 631-24 条の適用によって書面の契約締結が義務化されている製品には適用されない。

II. - 特例として、購入者、流通業者又はサービス提供者は、生鮮状態の果物及び野菜の購入に関して割引、値下げ及び払戻しを享受することができない。

同者はしかし、農事海洋漁業法典第 L. 632-1 条にて規定された条件下で認められた専門職種間団体により締結された協定にて条件が明示されている場合、発注に応じて納品された製品の量又は質に関する不適合から生じる価格の減価を受けることができる。

この協定は、同法典第 L. 632-3 条及び第 L. 632-4 条に基づいて拡張が可能である。

III. - 購入者、流通業者又はサービス提供者による I 及び II の規定へのあらゆる違反には過料が科せられ、その金額は自然人の場合は 15,000 ユーロ以下、法人の場合は 75,000 ユーロ以下となる。

最初の罰則の決定が最終化した日付から 2 年以内に違反が繰り返された場合、科せられる罰金の最大額は自然人の場合 30,000 ユーロ、法人の場合 150,000 ユーロに上昇する。

第 L.443-4 条

I.- 農産物又は農産物を 1 つ以上含有する食品製品に関して、農事海洋漁業法典第 L. 631-24 条 III の第 9 段落、ならびに第 L. 631-24-1 条及び第 L. 631-24-3 条に列挙された指標、又は場合に応じて、食品の価格とマージンの形成に関する観測所が作成したものを含む他のあらゆる使用可能な指標が存在する場合、本法典第 L. 441-1 条に記載された一般販売条件、ならびに第 L. 441-3 条、第 L. 441-4 条、第 L. 441-7 条、第 L. 443-2 条及び第 L. 443-8 条に記載された協約ではそれが参照され、また価格決定のためにそれが考慮に入れられる条件が説明される。

II.- I の規定へのあらゆる違反には過料が科せられ、その金額は自然人の場合は 75,000 ユーロ、法人の場合は 375,000 ユーロ以下となる。

最初の罰則の決定が最終化した日付から 2 年以内に違反が繰り返された場合、科せられる罰金の最大額は自然人の場合 150,000 ユーロ、法人の場合 750,000 ユーロに上昇する。

第 L.443-8 条

I.- 一般販売条件が第 L. 441-1-1 条 I の対象となる食品製品及びペットフード用製品に関して、供給業者とその購入者との間で締結される書面の締約には、第 L. 442-1 条及び第 L. 442-3 条を遵守して、商業的交渉の後に当事者らが負う相互の義務について記載される。この協約は単一の文書にて、又は適用される枠組み協定及び契約により形成される一式という形で作成される。

締約には、商業的交渉の後に当事者らが負う相互の義務のそれぞれ、及びそれらの単価が記載される。

締約が流通業者と締結された際、締約は本条を条件として、第 L. 441-3 条及び第 L. 441-4 条に規定された条件の下で締結される。

II.- 商業的交渉は、第 L. 441-1-1 条 I に記載された農業原材料及び加工製品の価格の、供給業者の料金内での割合には関与しない。

III.- 供給業者が一般販売条件の中に、第 L. 441-1-1 条 I の 1.又は 2.に記載された要素を記載することを選択した場合、協約には、合意された価格決定に資するため、一般販売条件に記載されたとおりの、同 1.又は 2.に記載された農業原材料及び加工製品の単価及び合計価格の割合が記載される。協約では、合意された価格の作成において購入価格を考慮に入れるための方式が明示される。

IV.- 協約には、食品製品又はペットフード用製品の組成に組み込まれる農業原材料の費用変動（上昇又は下降）に応じた、契約価格の自動改定条項が含まれる。当事者らは、生産サイクルの期間、改定の様式に応じて、また農事海洋漁業法典第 L. 631-24 条 III の適用により、用いられる指標について自由に決定する。供給業者による農業原材料の取得が、同第 L. 631-24 条 I の適用による書面の契約の対象となる場合、改定条項には必ず、農業生産費用に関する指標が含まなければならない。

V.-A.- 本条 I に記載された協約は、1 年、2 年又は 3 年の期間にわたって締結される。

B.- 協約は 3 月 1 日までに締結され、また供給業者は自らの一般販売条件を、この日付の 3 ヶ月前までに購入者に伝達する。

C.- 流通業者には、一般販売条件の拒否について、又は場合に応じて交渉に付すことを希望する一般販売条件について明示的にかつ詳細に書面で理由を示すため、もしくはその受諾を通知するために、一般販売条件の受領から 1 ヶ月の期限が与えられる。

VI.- 第 L. 442-1 条～第 L. 442-3 条に影響を及ぼすことなく、本条 I に記載された協約へのあらゆる変更には、変更の根拠となる新たな要素について記載する文書が必要となる。

VII.- 本条へのあらゆる違反には過料が科せられ、その金額は自然人の場合は 75,000 ユーロ以下、法人の場合は 375,000 ユーロ以下となる。最初の罰則の決定が最終化した日付から 2 年以内に違反が繰り返された場合、科せられる罰金の最大額は 2 倍となる。

第 L462-10 条

I.- 大量消費製品の小売り店を 1 店舗以上、直接的又は間接的に経営するか、又は小売り企業の参照センター又は共同購入センターとして流通セクターに介入するか、製品の購入又は参照もしくはサービス販売の供給業者への集団的交渉を目的とする、企業もしくは自然人又は法人グループ間のあらゆる協定については、その実施の 4 ヶ月前までに、情報として競争委員会に伝達されなければならない。

本 I の第 1 段落は、協定に参加する企業、もしくは自然人又は法人のグループ全体の世界での税抜き合計販売高、及び協定参加者全体による協定の枠内におけるフランスでの購入により達成された税抜き合計販売高が、国务院の政令により定められるしきい値を上回る場合に適用される。

競争委員会は要請に応じて経済担当大臣に、本 I の第 1 段落に記載された協定を送達する。

II.- I の第 1 段落に定められた協定の実施に関する競争評価は、競争委員会により、その自らの発意により、又は経済担当大臣の要請に応じて実施される。この目的のために競争委員会は協定の当事者らに対して、この協定の競争への影響を示す報告書を送付するよう要請することができる。

競争評価手続きの開始については、関心ある第三者が自らの所見を提出することができるよう、競争委員会により公開される。適用される手続きは、第 L. 463-2 条の第 2 段落、ならびに第 L. 463-4 条、第 L. 463-6 条及び第 L. 463-7 条に規定されたものである。裁定を下す前に競争委員会は、当該協定の当事者らが不在の状態で、第三者にヒアリングを行うことができる。

競争評価を実施するために競争委員会は、実施されたこの協定が、第 L. 420-1 条及び第 L. 420-2 条の意味における競争に大きな害をもたらしうる性質のものであるか否かを精査する。この機会において同委員会は、生産者、加工業者及び流通業者、ならびに消費者への影響を考慮しつつ、競争に対して及ぼされうる害を埋め合わせるのに十分な貢献が、その協定によって経済的発展にもたらされるか否かを評価する。

本 II の第 3 段落に記載された競争への損害、又は反競争的影響が特定された場合、協定の当事者らは、競争委員会が定める期限内にこれを是正するための措置を講じることを確約する。競争委員会はまた第 L. 462-5 条 III の適用により、職権によって審査を行うか、又は同第 L. 462-5 条 I の適用により、経済担当大臣による付託を受けることができる。

III.- 競争委員会は、この協定がその発効直後に引き起こすか又は引き起こす可能性のある、II に記載された競争への損害のいずれかが相当に深刻なものである場合は直ちに、本条 I に記載されたあらゆる協定に関して、第 L. 464-1 条の最後の段落に規定された方式及び条件に基づいて、予防措置を講じることができる。

その措置には、当事者らに対して、以前の状態に立ち戻るか、又は同協定の修正を要請するよう命じることが含まれる可能性がある。

IV.- 競争委員会の見解に基づいて発行される経済担当大臣の省令により、I の第 1 段落の適用により同委員会に伝達される情報文書の内容、ならびに II の第 1 段落に規定される報告書に記載されるべき情報要素及び文書について定められる。

第 L.954-3-5 条

第 L. 441-8 条の第 1 段落において「農業及び食品 (agricoles et alimentaires)」の文言を、「傷みやすいか又は短い生産サイクルから生じる農 (産物)、動物の生体、死体 (製品)、養殖製品、それらの製品の一次加工から生じる一般的消費食品製品 (agricoles périssables ou issus de cycles courts de production, d'animaux vifs, de carcasses, des produits de l'aquaculture et des produits alimentaires de consommation courante issus de la première transformation de ces produits)」の文言に差し替える。

EGalim 法及び EGalim 2 法による消費法典の修正箇所の和訳

(※EGalim 法で修正された条文が EGalim 2 法でも修正されている場合は、EGalim 2 法による修正版を掲載)

第 L.121-22 条

以下に関するあらゆる広告は禁止される：

1. 本法典第 L. 122-24 条、又は商法典第 L. 310-1 条～第 L. 310-4 条及び第 L. 310-7 条、又は同法典第 L. 752-1 条及び第 L. 752-16 条に基づく認可又は申告が必要であるが、この認可や申告がなされていない商業活動
2. 労働法典第 3 部第 I 卷、第 III 編、第 II 章に基づく認可を要する、賃金労働者の雇用が実施のために必要であり、同法典第 3 部第 I 卷、第 III 編、第 IV 章の規定及びそれらの適用条文に違反してなされる商業活動
3. 労働法典第 L. 3132-29 条の規定に違反して実施されたか、又は実施予定の商業活動
4. 商法典第 L. 762-2 条に規定された申告を要するが、この申告がなされていない商業イベント

第 L.121-4 条

以下を目的とする商業行為は、第 L. 121-2 条及び第 L. 121-3 条の意味において詐欺的なものと見なされる：

1. 職業関係者の場合、そうでないにもかかわらず、行動規範の署名者であると称する。
2. 必要な認可を得ずに、証明書、品質ラベル又は同等のものを表示する。
3. そうでないにもかかわらず、行動規範が公的又は民間団体の承認を受けたと主張する。
4. そうでないにもかかわらず、職業関係者（その商業行為を通じたものを含む）もしくは製品又はサービスが、公的又は民間団体から認証、承認又は認可を受けたと主張するか、受けた認証、承認又は認可の条件を遵守しない。
5. 製品、サービス、製品又はサービスに関して行われた広告の規模、及び提案価格を考慮して、妥当な期間にわたって、また妥当な量にて、提示された価格で当該の製品又はサー

ビスもしくは同等の製品又はサービスを自らが提供できないか、他の職業関係者に提供させることができないと職業関係者が考えうるもっともな理由を明かすことなく、提示された価格での製品の購入又はサービスの提供を提案する。

6. 提示された価格での製品の購入又はサービスの提供の提案を行い、その後：

- a) 広告がなされた物品を消費者に提示することを拒否する。
- b) もしくは、その製品又はサービスに関する注文を受けることを拒否するか、もしくは妥当な期限内に納品又は提供を行うことを拒否する。
- c) もしくは、異なる製品又はサービスの販促活動のため、欠陥のあるサンプルを提示する。

7. 即時の決断を得るか、又は情報に基づいた選択を行う可能性又はそのための十分な時間を消費者から奪うために、非常に限られた期間内しか製品又はサービスが入手可能でない旨、又は非常に限られた期間内に特定の条件下でしかそれが入手可能でない旨の虚偽の表明を行う。

8. 取引前に職業関係者が、同者が設立された欧州連合加盟国の公用語ではない言語で連絡を行った消費者に対して、アフターサービスの提供を確約し、その後、消費者が取引を行う前に消費者に明確に通知することなく、別の言語でのみこのサービスを提供する。

9. そうでないにもかかわらず、製品の販売又はサービスの提供が合法であると表明するか、又はそのような印象を与える。

10. 法により消費者に認められた権利を、職業関係者が行う提案に固有の性質を構成するものとして提示する。

11. 職業関係者自身が販売促進に出資し、これを記事的コンテンツの中で明らかに示さずことなく、又は消費者が明確に特定可能な画像又は音声を用いて、製品又はサービスの販売促進のためにメディアにおいて記事的コンテンツを使用する。

12. 製品又はサービスを購入しない場合に、個人又はその家族の安全面において消費者がさらされるリスクの性質及び範囲に関して、著しく不正確な主張を行う。

13. 明らかに特定される、別の供給業者の製品又はサービスと類似したものを、その供給業者による製品又はサービスであると、そうでないにもかかわらず消費者に意図的に思わ

せる形で、その販売促進を行う。

14. そうでないにもかかわらず、職業関係者がその活動を停止するところであるか、又は活動を別の場所で設立するところであると表明する。

15. 製品又はサービスにより、賭け事に勝つ可能性が上昇すると主張する。

16. 製品又はサービス提供に、病気、不調又は奇形を治す性質があるとの虚偽の主張を行う。

17. 通常の市場条件よりも不利な条件で消費者が製品又はサービスを取得するよう仕向けるために、市場条件、もしくは製品又はサービスを見つける可能性について著しく不正確な情報を伝える。

18. 記述された賞又は妥当な同等物を与えることなく、コンクールが開催されるか、又は賞を得ることができる旨を商業行為の枠組み内で主張する。

19. 商業行為又は物品の取得又は納品に対して不可避な費用以外な何らかのものを消費者が支払わなければならない場合、「無料 (*gratuit / à titre gracieux / sans frais*)」、又はその他の類似のものとして製品又はサービスについて記述する。

20. 商品化された製品又はサービスがすでに注文されたものとの印象を、そうでないにもかかわらず消費者に与える、請求書又は支払いを要請する類似文書を、広告媒体の中を含める。

21. 職業関係者が、自身の商業、産業、手工業、自由業又は農業上の活動に含まれる目的のために活動するものではないとの虚偽の主張を行うか、又はそのような印象を与えるか、もしくは消費者であると偽って称する。

22. 製品又はサービスが販売された国以外の欧州連合加盟国にて、製品又はサービスに関するアフターサービスが利用可能であるとの虚偽の印象を作り出す。

23. 商法典第 L. 310-3 条に記載された法的期間以外で、同第 L. 310-3 条にて定義されたバーゲンと同等の値引きを消費者が享受するものとの印象を、全国規模で調整された販売促進活動によって広告の中で与える。

24. 食品の消費者情報に関し、欧州議会・理事会規則(EC) No.1924/2006 及び(EC) No.1925/2006 を修正し、委員会指令 87/250/EEC、理事会指令 90/496/EEC、委員会指令

1999/10/EC、欧州議会・理事会指令 2000/13/EC、委員会指令 2002/67/EC 及び 2008/5/EC、ならびに委員会規則(EC) No.608/2004 を廃止する、2011 年 10 月 25 日付け 欧州議会・理事会規則(EU) No.1169/2011 によって定義された原材料がフランス原産でない場合に、食品の包装上にフランス国旗、フランスの地図又はフランスを表現するあらゆるシンボルを表示する。

本条 24.への特例として、フランスにおける非生産セクター由来のものであるか、その領土上での生産が明らかに不十分なものであるため、フランス原産であることが難しいか、さらには保証が不可能である原材料は、この制度から除外される。

第 L.122-24 条

生鮮状態の果物及び野菜を除く、本政令にて定義された食品製品又は食品製品カテゴリーの在庫一掃活動に関して店舗以外の場所で行われるあらゆる広告であって、複数の店舗に関連するものは、関連する専門職種間団体の見解を踏まえて管轄行政当局により認可される。

専門職種間団体の見解は、第 1 段落に記載された政令により定められる期限内に回答がない場合、肯定的なものとは見なされる。

同政令により定められる期限内に行政の回答がない場合、広告は認可されたものと見なされる。

在庫一掃活動は、食品製品の過剰生産を売りつくすための販売促進活動である。

第 L.132-11 条

第 L. 121-6 条及び第 L. 121-7 条に記載された攻撃的商業行為は、2 年の禁固刑及び 300,000 ユーロの罰金により罰せられる。

罰金の額は、その事実の日付において確認される、直近 3 年の年間販売高に基づいて計算される年平均販売高の 10%へと、違反から得られた利益に比例する形で上昇しうる。

有罪判決がなされる場合、裁判所は適切な手段によって、決定の全体又は一部、もしくは理由及び決定の措置を公に知らせる声明を掲示又は発信するよう命じる。

第 L.132-4 条

有罪判決がなされる場合、裁判所は適切な手段によって、決定の全体又は一部、もしくは理由及び決定の措置を公に知らせる声明を掲示又は発信するよう命じる。さらに裁判所は、有罪判決を受けた者の費用負担により、1 つ以上の修正発表を発信するよう命じることができる。

判決により、これらの発表の表現及びそれらの発信方式が定められ、また有罪判決を受けた者に対して、それを行うための期限が示される。

これがなされない場合、有罪判決を受けた者の費用負担により、検察官の指示の下で発信が行われる。

第 L.412-11 条

その場での消費又は持ち帰り用の飲料販売のライセンス、又は飲食業ライセンスを保持する施設において、消費者には、メニュー、ワインリスト又はその他のあらゆる媒体上の判読可能な表示によって、ボトル、ピッチャー又はグラスの形で販売されるワインの出自、及び場合に応じて保護原産地呼称又は地理的保護表示の名称が知らされる。

本条にて規定された義務について、欧州委員会が欧州委員会法に適合すると宣言した後、国務院の政令により、本条の適用方式が定められる。

第 L.412-12 条

ビールの原産地に関して消費者に誤解を抱かせないように、消費者には、これらの指標を明らかにするラベル表示、醸造業者の名称及びビール醸造地によって情報が与えられる。

本条にて規定された義務について、欧州委員会が欧州委員会法に適合すると宣言した後、国務院の政令により、本条の適用方式が定められる。

第 L.412-4 条

食品の原産地表示方法に関する特定の規定に影響を及ぼすことなく、原産国を表示することは、未加工及び加工済みの農産物及び食品製品、水産物について義務である。

欧州連合法の特定の規定によって定められるラベリング要件に影響を及ぼすことなく、食品の原産国又は原産地が表示され、それが主成分のものと異なる場合、主成分の原産国又は原産地も表示するか、もしくは主成分の原産国又は原産地が食品のそれとは異なる旨を表示する。この情報は目立つ場所に、容易に視認でき、明確に判読可能で、また場合に応

じて消えない形で記載する。これはいかなる形においても、他の表示又は画像、もしくは他の干渉要素により隠される、覆われる、中断される又は分離されることがないこと。

消費者は、カカオ由来の製品又はチョコレートのカカオの原産、又はローヤルゼリーの原産について、ラベリングによって情報を得る。

消費者はまた、複数の欧州連合の加盟国又は第三国（それらは製品ラベル上に表示される）を原産とするハチミツの混合物からなるハチミツのすべての原産国についても情報を得る。

本条の第 3 及び第 4 段落の適用方式は、本条に規定された義務が欧州連合法に適合する旨を欧州委員会が宣言した後に、国務院の政令により定められる。

第 1 段落に記載された、対象製品のリスト及び原産地表示の適用方式は、本条に規定された義務が欧州連合法に適合する旨を欧州委員会が宣言した後に、国務院の政令により定められる。

第 L.412-9 条

I.- 第 L. 412-1 条に影響を及ぼすことなく、敷地内で消費される食事を提供する施設、又は敷地内での消費用及び持ち帰り用又は配達用の食事を提供する施設、又は敷地内で消費する場所がなく持ち帰り又は配達専用の食事を提供する施設内において、牛の識別及び登録並びに牛肉及び牛肉製品の表示事項に関する制度を定め、理事会規則（EC）No820/97 を廃止する 2000 年 7 月 17 日の欧州議会及び理事会規則（EC）No1760/2000 の意味における牛肉、又は豚、羊、山羊及び家禽の生鮮、冷蔵及び冷凍肉の原産国又は原産地の表示に関する欧州議会及び理事会規則(EU) No.1169/2011 の適用規則を定める 2013 年 12 月 13 日の欧州委員会規則(EU) No.1337/2013 の意味における豚肉、羊肉、家禽肉、又は欧州議会及び理事会規則（EC）No1760/2000 の牛肉及び牛肉製品の表示に関する適用規則を定める 2000 年 8 月 25 日の欧州委員会規則（EC）No1825/2000 の意味における細かく刻んだ牛肉を一片以上含む食事について、並びに肉調製品及び肉製品の成分として使用される肉であり国内又は欧州の法律に従って事業者がこの情報を認識している場合、原産国及び原産地の表示が義務付けられる。

II.- I に記載された原産表示の適用方式は、政令により定められる。

同 I に規定された文言の表示方式及び適用される罰則は、政令により定められる。

令和4年度フランスのEGalim法による食品の価格形成に関する
実態調査委託事業

報告書

令和5年3月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

〒105-8501 東京都港区虎ノ門 5-11-2 オランダヒルズ森タワー
電話：03-6733-1000

ホームページ：<https://www.murc.jp/>